

第2次
出雲市
地域福祉計画・地域福祉活動計画

～人と人がつながり 人と人が支え合う～

ぬくもりのある
福祉のまちづくりプラン21
いずも



平成25年3月

出 雲 市

出雲市社会福祉協議会

健康・福祉都市の創造

「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を目指して

本市は、これまで出雲市福祉のまちづくり条例に基づき、障がい者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進してきました。

また、今年度、総合振興計画「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」を策定し、その基本方策の一つである「健康・福祉都市の創造」へ向けた基本目標として「ぬくもりのある福祉サービスの充実」を掲げ、今後とも取り組んでいくこととしています。

地域福祉を推進するにあたり、本市では平成19年3月に「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を基本目標とした第1次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進へ向けて取り組んでまいりました。

その間、少子高齢化や核家族・単身家族化の進展、個人の価値観や生活スタイルの多様化などから、家族や地域の支え合いやつながりの更なる希薄化が進んでおり、東日本大震災の経験や高齢者等の孤立死が全国で問題になる中、改めて地域コミュニティでの支え合いの力、「地域の絆」の再生の必要性が高まっています。

このような状況をふまえ、今までの取組を継承しつつ、継続して取り組むべき課題や新たな課題を解決するために、この度、第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。

本計画や地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉協議会、地域の関係団体・機関だけでなく、市民の一人ひとりが主体的に参画していただくことが不可欠です。ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、思いやりと共助の精神により、すべての市民が夢と希望を持てる「ぬくもりのある福祉のまちづくり」の実現のため、この計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力いただきました市民、関係団体・機関の皆様に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

出雲市長 長 岡 秀 人

ぬくもりのある出雲市づくりに向けて 計画を実践していきます

平成12年にスタートした介護保険制度に象徴されるように、公的福祉制度は時代とともに整備されてきました。しかし、それだけでは解決できない深刻な問題も広がってきています。たとえば、一人暮らし高齢者で日常的な支援を必要とする人の増加、虐待や悪徳商法・オレオレ詐欺などから社会的弱者といわれる人たちをどう守るかという問題、厳しい経済・雇用環境の下で深刻化する生活困窮の問題、孤立死や自死などの問題、障がいのある人たちの(施設や病院から)地域生活への移行がなかなか進まないという問題――などです。

このような問題の解決には、問題の発見から解決に至るまでの一貫した仕組みづくりが必要ですし、地域のたすけあいでも解決できるもの、出雲市社会福祉協議会の専門職が深く関わって解決していかなければならないもの(たとえば権利擁護)など、問題の内容や性質によって、きめの細かい解決の仕組みが必要です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、こうした問題に立ち向かう上での指針となるものであり、出雲市社会福祉協議会では、平成18年度に策定し第1次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画を受けて、高齢や障がい等によって判断能力の低下した人の金銭管理など日常生活を支援する権利擁護センターを設置(平成20年7月)したのをはじめ、具体的な取り組みを実践してきました。今回、齋藤委員長をはじめ委員のみなさまに策定にあたっていただいた第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画についても、しっかりと実践に移していきたいと考えています。

私たちの日々の暮らしの中で、他人のことを考える心のゆとりのようなものが急速に失われつつあります。地域社会における人と人とのつながりを取り戻し、隣人の笑顔が自分自身の幸せに結びつくような「ぬくもりのある出雲市づくり」のために、出雲市社会福祉協議会としても、しっかりとその使命を果たしていきたいと思えます。

平成25年3月

社会福祉法人 出雲市社会福祉協議会
会 長 渡 部 英 二

第2次 出雲市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景及び趣旨	2
2	計画の位置づけ	4
2-1	他の計画との位置づけ	
2-2	地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係	
3	計画の策定体制と住民参加	7
3-1	出雲市地域福祉計画策定委員会 出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会	
3-2	アンケート調査	
3-3	パブリックコメント(意見公募)の実施	
4	計画の期間	
第2章	第1次計画に対する取組状況	9
1	取組に対する評価	10
第3章	計画の基本的な考え方	13
1	基本目標	14
2	基本方針	
3	計画の体系	15
4	計画の推進と評価	
5	地域福祉推進単位のイメージ	16

第4章 地域福祉推進の具体的な取組の考え方	17
1 安心・快適な暮らしの推進	
1-1 福祉サービス基盤・支援体制の整備	18
1-1-① 総合的な相談体制の確立	
1-1-② 情報提供体制の充実	
1-1-③ バリアフリーの推進	
1-2 福祉サービスを気軽に利用できる仕組みの確立	24
1-2-① 福祉サービス評価や内容の公開による福祉サービス選択の確保	
1-2-② 福祉サービスの質の向上	
1-3 利用者の保護	27
1-3-① 権利擁護体制の充実	
1-3-② 苦情解決窓口の充実	
2 連携・協働による福祉サービスの提供	
2-1 福祉ニーズに応じた多様な福祉サービスの確立	30
2-1-① 福祉課題や福祉ニーズの把握	
2-1-② 福祉事業者等の振興・新規参入促進	
2-1-③ 福祉団体等への支援	
2-2 福祉ニーズと福祉サービスを結びつける仕組み	35
2-2-① 連携体制の確立	
2-2-② 多様な福祉ニーズに対する福祉サービスの整備	

3	参加と支え合い	
3-1	幅広い福祉活動への参加と支援	39
3-1-①	福祉活動の情報の入手に関する支援	
3-1-②	福祉活動への参加を促進するための環境整備	
3-1-③	福祉活動拠点の充実強化	
3-1-④	小地域福祉活動の推進	
3-2	地域福祉推進の人材育成	44
3-2-①	地域・学校・家庭での福祉教育・学習活動の促進	
3-2-②	人材の発掘と養成	
3-3	要支援者に対する支援体制の整備	48
3-3-①	平常時の要支援者支援体制の整備	
3-3-②	災害時の要支援者支援体制の整備	
◆	担当課別主要事業一覧	52
4	ぬくもりのある42地区の状況	57
資料編		143
1	面積・人口・世帯の状況	144
2	高齢者・障がい者の状況	145
3	関連資料	148

第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

○地域福祉とは

地域福祉とは「地域住民や公私の社会福祉関係者が協力して、地域社会の福祉課題に取り組む」という考えです。

今日、少子高齢化、単身世帯の増加、価値観の多様化、経済情勢の変化により、子育てや介護、孤立化、生活困窮など様々な問題が生じてきました。これらの問題に対して個人や家族あるいは公的福祉サービスだけでは対応が困難になってきています。

地域社会のなかで、できるかぎりその人らしい暮らしができるように公的な福祉サービスの充実を図り、住民同士の助け合いや支え合いの基盤をつくっていくことが、地域福祉の目的となります。

○第1次計画

出雲市では、地域福祉の目標や取組を具現化するため、平成18年度に「ぬくもりのある福祉のまちづくり」をめざして、出雲市、出雲市社会福祉協議会、福祉事業者、地域住民が協働して「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

○第2次計画

第1次計画策定以降、少子高齢化や単身化が更に進行し、リーマンショックに端を発した経済状況の悪化は、地域、住民に大きな影響を及ぼしています。

また、全国では高齢者や生活に苦しむ人の孤立死問題や、平成23年3月の東日本大震災、福島原発事故などの災害の発生により、改めて地域コミュニティでの支え合いの力、「地域の絆」の再生の必要性が高まっており、誰もが社会の構成員として排除されることなく、包み支え合う社会的包摂の実現が求められています。

出雲市においても町内会加入率の低下などにより、昔ながらの近所づきあい、地域でのつながりも希薄化している現状にあり、地域コミュニティの再構築が課題となっています。

このような状況の中、第1次計画を基本とし、その実施状況の把握と評価を行いながら、新たな課題も含めた地域の課題に更に対応していくため、「第2次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとしました。

社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会(略))

第109条 市町村社会福祉協議会は、(略)次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、(略)社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉事業法は社会福祉法に改称され、社会福祉法の中に、「地域福祉の推進」、「市町村地域福祉計画の策定」及び「市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明記されました。

2 計画の位置づけ

2-1 他の計画との位置づけ

出雲市は、「市民が主役のまちづくり」「地域特性が光るまちづくり」「自立するまちづくり」の基本理念のもと、これからの出雲市がめざすべき将来の姿と、それを実現するための基本方策と戦略プロジェクトを示す、「新たな出雲の國づくり計画『出雲未来図』」を平成24年度に策定しました。

出雲市地域福祉計画は、この『出雲未来図』を上位計画とし、その基本方策のひとつである「健康・福祉都市の創造」の実現に向けた基本目標の「ぬくもりのある福祉サービスの充実」を実現するための計画であると共に、「出雲市福祉のまちづくり条例」の理念の実現のための計画と位置づけられます。

また、部門別の個別計画である「出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～」 「出雲市障がい福祉計画」の内容を一部包含する性格を持つと共に、特定の対象者に限定せず、個別計画にまたがる横断的な性格も持つと捉えることができます。

施策体系

新たな出雲の國づくり計画「出雲未来図」(H24～H33)

出雲市地域福祉計画 (H25～H29)

出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (H24～H26)

いきいきこどもプラン～いずも次世代育成支援行動計画～ (H17～H26)

地域福祉の推進

出雲市障がい福祉計画 (H24～H26)

関連個別計画

サービスの提供

出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画 (H25～H29)

小地域福祉活動計画
(出雲・平田・佐田・多伎・湖陵・大社・斐川地域内の42地区)

出雲市福祉のまちづくり条例

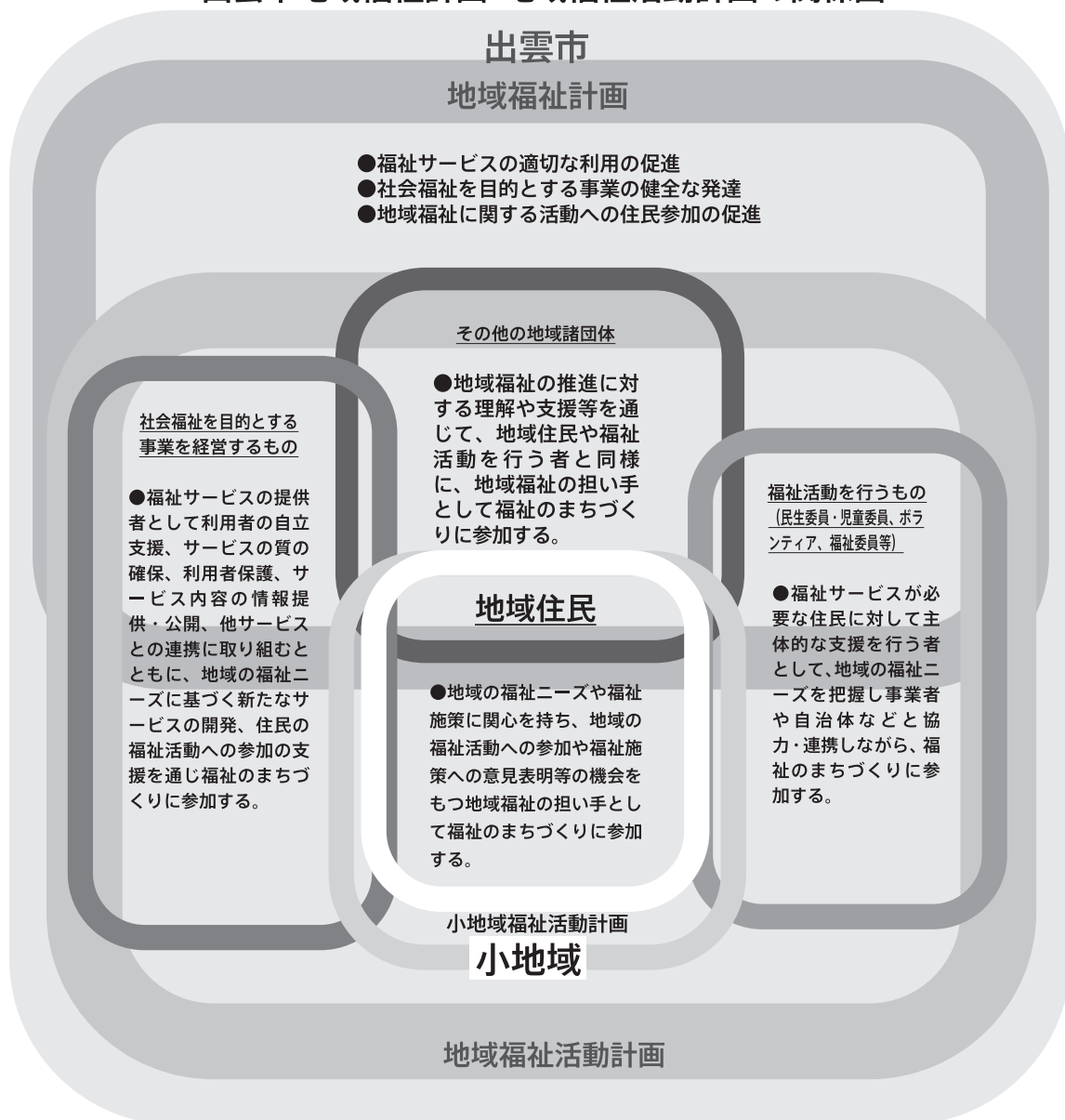
2-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、出雲市が社会福祉法第107条に基づき、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映して策定する計画であり、法の理念の具体化を図るものです。

地域福祉活動計画は、出雲市社会福祉協議会が地域住民や福祉事業者等と相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動計画です。

両計画は、地域住民や福祉事業者の参加など重複している部分が多くあることから、出雲市と出雲市社会福祉協議会が連携しながら一体的に、地域住民や福祉事業者の協力のもと策定しています。

出雲市地域福祉計画 地域福祉活動計画の関係図



3 計画の策定体制と住民参加

3-1 出雲市地域福祉計画策定委員会

出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

計画策定にあたっては、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他社会福祉に関する活動を行う者、学識経験者等の意見を反映させるため、策定委員会を設置しました。

注：各計画の策定委員会設置要綱および委員名簿については資料編に掲載。

3-2 アンケート調査

(1) 市民へのアンケート調査

計画策定の基礎資料とすることを目的に、市民のボランティア活動や地域での福祉活動に関する意識などについて、アンケート調査を実施しました。

調査対象者は、市内に在住する20歳以上の市民のうち、市内各地区の各年代の人口比率を考慮し、1,500人（平成24年3月31日現在の20歳以上の人口141,732人の約1%相当）を抽出し、無記名調査を実施しました。1,445人から回答を得ました。（回答率96.3%）

注：結果については資料編に掲載。

(2) 福祉施設へのアンケート調査

計画策定の基礎資料とすることを目的に、福祉施設の地域福祉の推進に関する現状などについて、アンケート調査を実施しました。

調査対象は、市内の介護福祉施設、障がい者福祉施設、保育園など226施設へ調査を実施しました。164施設から回答を得ました。（回答率72.6%）

注：結果については資料編に掲載。

3-3 パブリックコメント(意見公募)の実施

計画素案の時点で幅広く市民の意見を取り入れるため、平成25年1月20日から2月18日まで、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。その結果、1人から2件の意見がありました。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度の5年間とします。

第1章 計画の策定にあたって

第2章

第1次計画に対する取組状況



第2章 第1次計画に対する取組状況

1 取組に対する評価

1 安心・快適な暮らしの推進

介護保険法や障害者自立支援法などの制度のもとに、福祉事業者による様々な福祉サービスが提供されています。高齢や障がいにより判断能力が低下した場合でも、自らが望む福祉サービスを利用するために、包括的支援事業（出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第5期）、指定相談支援事業所や出雲障がい者就労・生活支援センターリーフ（第3期出雲市障がい者福祉計画）等による情報発信及び総合的相談体制の充実に努めました。また、地域住民も民生委員・児童委員や高齢者クラブ会員による友愛訪問や地区社会福祉協議会などが行う福祉活動のなかで、情報発信や福祉サービスへのつなぎ役としても一役を担いました。

建築物、道路、公園などの整備にあたっては、「出雲市福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー（※1）に配慮しました。地域においては、高齢者や障がい者など当事者や福祉事業者の協力を得て学習をすることで、心のバリアフリーに努めました。

社会的に弱い立場である、児童、高齢者、障がい者等への虐待や権利侵害については、市、市社会福祉協議会、出雲成年後見センター等が、虐待の予防と対応、成年後見制度、日常生活自立支援事業、障がい者入居債務保証事業などにより、総合的にサービス提供しました。さらに、平成24年10月には出雲市障がい者虐待防止センターを設置し、権利擁護に努めました。

【課題】

相談体制や情報提供の拡充は図られているものの、自治会(町内会)に未加入であったり、インターネットを利用できる環境がない、引きこもりなどにより情報が届かず、適切な福祉サービスや福祉活動につながらない地域住民も多くいると考えます。

また、地域社会では、偏見、いじめ、差別、虐待、権利侵害などの問題が少なからず残っている状態です。

※1 バリアフリー (barrier free)

建築用語として用いられ、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くこと。

2 連携・協働による福祉サービスの提供

家庭や地域のなかの多様な福祉ニーズ(※2)に対応するために、地域包括ケア体制(出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 第5期)、障がい者自立支援協議会(第3期出雲市障がい者福祉計画)、要保護児童対策地域協議会等が地域住民や福祉事業者と連携して、地域の福祉課題や福祉ニーズを把握また共有し重層的、包括的に福祉サービス基盤の整備が図られるよう取り組みました。

地域においては、民生委員・児童委員や高齢者クラブ会員による友愛訪問、地区社会福祉協議会(一部の地域)が行う見守り訪問活動、ふれあいサロン活動などを推進し、潜在的な地域の福祉課題や福祉ニーズの把握に努めました。

市や市社会福祉協議会は、市民生委員児童委員協議会、出雲市高齢者クラブ連合会、出雲市身障者福祉協会、地区社会福祉協議会会長連絡会等を支援し、多様な福祉ニーズに対応できるよう研修会の実施やネットワークの構築等を図りました。

【課題】

高齢者福祉、児童福祉の分野においては、公私の連携・協働の充実が図られつつありますが、障がい者福祉については福祉サービスや医療が中心になっており、障害者総合支援法の基本理念では「共生社会の実現」等が盛り込まれているものの、地域住民による福祉活動は少ない状況にあります。

また、地域社会とのつながりが少ない人の福祉課題や福祉ニーズは顕在化しにくく、その把握は困難な状況にあります。

※2 ニーズ(needs)

一般的にニーズとは、要求、要望をいう。

3 参加と支え合い

福祉のまちづくりを進めるためには、地域での福祉活動に地域住民の参加が重要であり、市社会福祉協議会や市総合ボランティアセンター等が、ホームページや広報紙によりボランティア情報の提供と発信に取り組みました。

地域においては、住民による交流や福祉活動が活発に行われるようにコミュニティセンター等の公共的な施設や福祉施設の活用が進みました。

支え合いのある地域にするために、地域住民の誰もが認め合い、年齢や障がいの有無に関わらず、それぞれの立場を理解し、思いやる気持ちを育むよう、福祉施設、地域、学校などで当事者との交流や福祉を学び、活動に参加する機会づくりに取り組みました。

災害に備えては、市、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会が地区災害対策本部等の地域住民と協力して、高齢や障がいなどにより支援を必要とする人に災害情報などを円滑に伝えることができる仕組みづくりに取り組みました。

【課題】

働く世代や団塊の世代などこれからの超高齢社会を担い、支える人への福祉の学習の機会と参加が少ない状況にあります。地域住民が福祉活動に参加する機会を増やすためには、地域や福祉施設などでのボランティア活動等に関する情報を、年代などに配慮して、さまざまな方法で伝えることが求められています。

地域社会にある集会施設は、地域住民による交流や福祉活動の実践の場となりますが、市街地などにおいては、地域住民の福祉活動の拠点となる集会施設が確保できない状況にあります。

災害時には自助を基本とした対応が求められますが、災害情報の入手や避難行動が必要な時に支援を必要とする人たちの中には、近隣住民とのつながりが少ない人が多く見られます。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標 「ぬくもりのある福祉のまちづくり」

日々の地域社会での暮らしの中で生じる、健康、介護、育児、障がい、生活困窮など多様化する生活課題や福祉ニーズに対応し解決していくため、市と市社会福祉協議会が地域住民や福祉事業者などと力を合わせ、ぬくもりの感じられる地域福祉の推進をめざします。

2 基本方針

基本目標である「ぬくもりのある福祉のまちづくり」を具体的に進めていくために、市、市社会福祉協議会、地域住民、福祉事業者が以下に示した三つの柱を基本方針として推進していきます。

1 安心・快適な暮らしの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉課題や福祉ニーズを抱えたとき、適切な福祉サービスの利用を図る必要があります。そのためには、福祉の情報提供と相談体制を整備するとともに、福祉サービスの質の向上に取り組み、社会的に弱い立場にある、児童、高齢者、障がい者などの権利を擁護する仕組みづくりをめざします。

2 連携・協働による福祉サービスの提供

福祉サービスを必要としている人が、適切な福祉サービスを利用するには、地域住民や福祉事業者が連携し、潜在化している多様な福祉課題や福祉ニーズを把握する仕組みが必要です。そして、障がい者など福祉の支援を必要とする人が地域の一員として、自立した生活が送れるように、既存の福祉サービスや福祉活動を拡充すると共に、新たな福祉サービスや福祉活動を推進するための仕組みづくりをめざします。

3 参加と支え合い

地域福祉を進めていくためには、そこに住む住民一人ひとりが地域社会の一員としてお互いに助け合い、思いやりを持って、地域の特色を活かしながら主体的に福祉活動に参加することが大切です。支えが必要な人たちに対する理解と福祉意識の向上を図り、気軽に福祉活動に参加して、ふれあい、学ぶ機会を設けるなど、日常においても、また災害時にあっても支え合いのできる地域づくりをめざします。

3 計画の体系

基本目標 「ぬくもりのある福祉のまちづくり」		
基本方針	基本項目	実施項目
安心・快適な暮らしの推進	福祉サービス基盤・支援体制の整備	①総合的な相談体制の確立 ②情報提供体制の充実 ③バリアフリーの推進
	福祉サービスを気軽に利用できる仕組みの確立	①福祉サービス評価や内容の公開による福祉サービス選択の確保 ②福祉サービスの質の向上
	利用者の保護	①権利擁護体制の充実 ②苦情解決窓口の充実
福祉サービスの提供 連携・協働による	福祉ニーズに応じた多様な福祉サービスの確立	①福祉課題や福祉ニーズの把握 ②福祉事業者等の振興・新規参入促進 ③福祉団体等への支援
	福祉ニーズと福祉サービスを結びつける仕組み	①連携体制の確立 ②多様な福祉ニーズに対する福祉サービスの整備
参加と支え合い	幅広い福祉活動への参加と支援	①福祉活動の情報の入手に関する支援 ②福祉活動への参加を促進するための環境整備 ③福祉活動拠点の充実強化 ④小地域福祉活動の推進
	地域福祉推進の人材育成	①地域・学校・家庭での福祉教育・学習活動の促進 ②人材の発掘と養成
	要支援者に対する支援体制の整備	①平常時の要支援者支援体制の整備 ②災害時の要支援者支援体制の整備

4 計画の推進と評価

この計画は、市民のアンケートと関係機関及び団体で構成した「地域福祉計画策定委員会及び地域福祉活動計画策定委員会」で議論を経て策定したものであり、今後の推進にあたっては、市と市社会福祉協議会が地域住民や福祉事業者と連携して取り組みます。

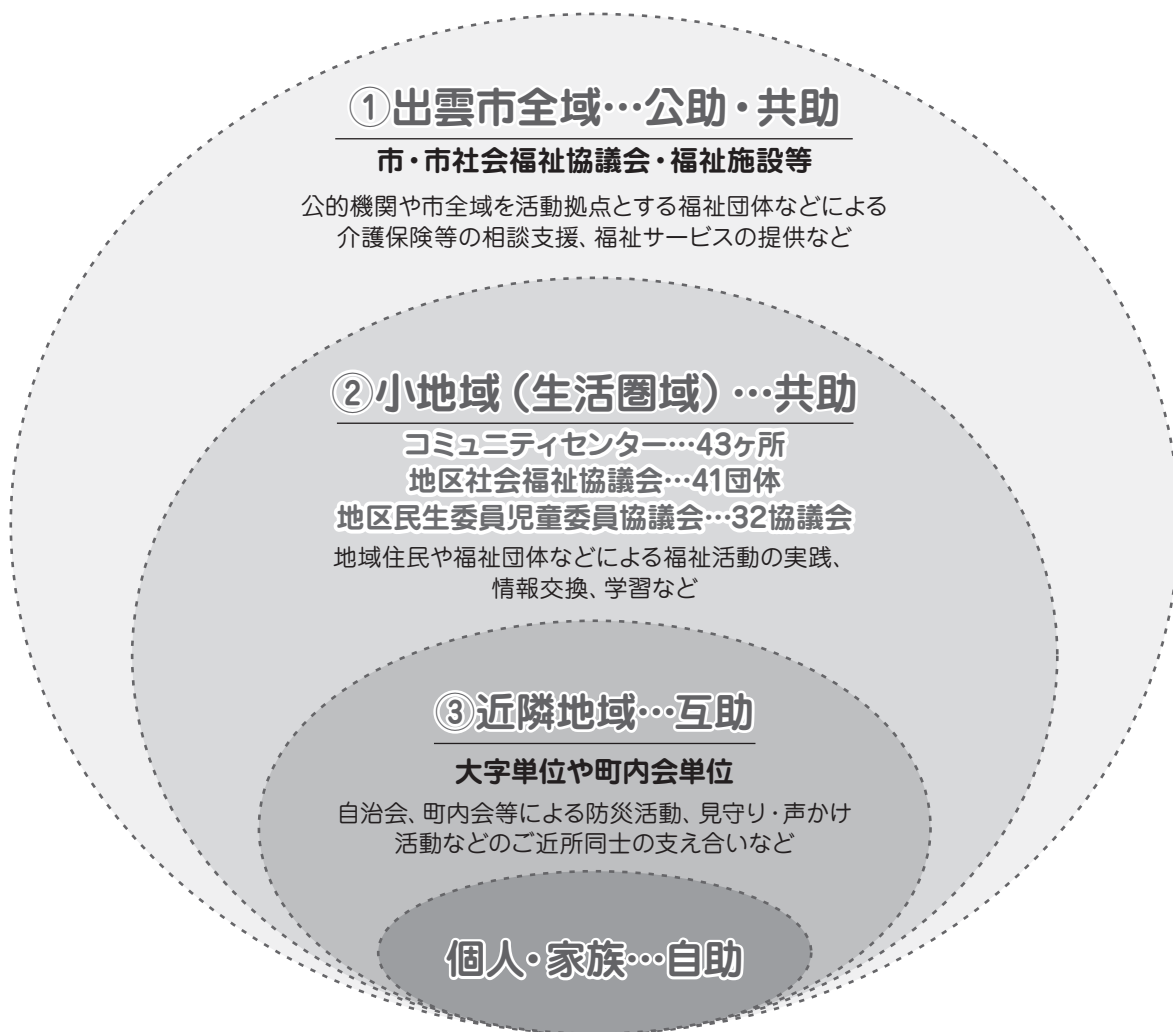
また、市と市社会福祉協議会は、地域の状況や社会情勢の変化に応じ、計画の内

容を調整していくため、計画策定2年目以降から毎年、計画策定委員会の評価を受けながら、適宜必要な見直しを行います。

5 地域福祉推進単位のイメージ

地域福祉推進の活動区分

地域福祉活動を円滑に進めていくために、3つの圏域に階層化し、各階層にある機関や団体が連携を図り、多様な福祉課題や福祉ニーズに対して、重層的に福祉サービスや福祉活動が行える地域づくりをめざします。



【自助とは】 自分や家族が自らの力で、自立した生活ができるよう努力すること

【互助とは】 自治会など身近な地域住民が、相互の力で助け合うこと

【共助とは】 住民組織や団体などが、協力して支えていく仕組みづくりを行うこと

【公助とは】 公的機関が、介護等の生活課題を制度やサービスで支えること

第4章

地域福祉推進の具体的な取組の考え方



第4章 地域福祉推進の具体的な取組の考え方

1 安心・快適な暮らしの推進

1-1 福祉サービス基盤・支援体制の整備

①総合的な相談体制の確立

②情報提供体制の充実

③バリアフリーの推進

【理念と課題】

「だれでも、どこでも、いつでも」必要とする福祉サービスを利用することができるノーマライゼーション(※3)理念に基づく地域社会を実現するためには、まず情報提供や相談体制を充実することが重要です。

また、すべての人が快適に暮らしていくために、あらゆる施設のバリアフリーを推進すると共に心のバリアフリーをさらに促進していくことが求められています。

快適な暮らしが実感できるために、お互いが支え合い共に生きる地域づくりを推進し、必要な時にふさわしいサービスを利用できる支援体制を整備します。

【住民の声】—市民アンケートから—

- 個人情報が必要に応じて情報提供される仕組みが必要。
- バリアフリーが進んでいるまちは、障がいのあるなしに関わらず、誰もが住みよいまちになると思う。
- 身近な所に、親身になって相談にのってもらえる相談窓口を設置して欲しい。
- 個人情報が重視され、近隣家族の状況が分からないので、町内会(自治会)活動や福祉活動が行いにくい。
- 福祉情報を必要に応じて、行政から提供して欲しい。
- 福祉サービスの情報が分からない。
- 在宅医療の情報発信や研修を身近な地域で行って欲しい。

※3 ノーマライゼーション(normalization)

「障がい者を排除するのではなく、障がいを持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方である。こうした社会を実現する為の取組のこと。

1-1-① 総合的な相談体制の確立

○市の取組

住民の抱える福祉課題の解決のためには、住民自身が自己決定をしていく必要があります。そのためには、決定に必要な情報提供をします。また、その窓口となるべき各種相談事業の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・介護サービス事業所相談事業【高齢者福祉課】

事業所の運営基準や適正な給付等介護保険のサービスに関する相談に応じます。

- ・高齢者総合相談【高齢者福祉課】

高齢者あんしん支援センターで、高齢者に関する各種相談に応じます。

- ・障がい者に関する相談【福祉推進課】

相談支援事業所で、障がい者に関する相談に応じます。

鳥根県東部発達障がい支援センターウイッシュで、発達障がいに関する相談に応じます。

イオン出雲店に相談窓口を開設し、障がい者に関する相談に応じます。

障がい者虐待防止センターで、障がい者の虐待相談に応じます。

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が、気軽に相談に応じ助言、指導を行います。

- ・福祉用具相談、住宅改修相談【福祉推進課】

いずれも福祉用具プラザで、福祉用具や住宅改修の相談に応じます。

- ・すこやかライフ健康相談【健康増進課】

病気の予防と健康増進を目的に健康相談に応じます。

- ・こころの健康相談【健康増進課】

お住まいの地域においてこころの相談に応じます。

- ・妊婦・乳幼児家庭訪問事業【健康増進課】

妊婦の希望者や要支援者、出生児の全ての家庭に保健師・助産師が訪問します。

- ・女性相談(DV相談・弁護士相談)【市民活動支援課】

DV等の相談体制の充実を図り、関係機関と連携し、相談者に対し助言・支援を行います。

- ・青少年に関する相談【青少年育成課】

子ども・若者支援センターで心の問題・非行や問題行動相談に応じます。

- ・乳幼児に関する相談【子育て支援課】

子育て支援センターで相談を受け付け、内容に応じて保健師・臨床心理士等の専門職を紹介します。

- ・消費者相談【生活・消費相談センター】

消費生活とくらしに関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。

- ・人権相談【人権同和政策課】

隣保館において様々な人権問題の相談を受け付けると共に、人権擁護委員(特設人権相談所)や法務局と連携を図ります。

○市社会福祉協議会の取組

住民が抱えている悩みごとや心配ごとに対して専門の相談員を配置します。また、誰もが必要な時に安心して福祉サービス等が利用できるよう総合相談体制と関係機関・団体との連携による総合的なサービス利用の支援体制を推進します。

〔主要事業〕

- ・地域生活相談センター事業【いずも権利擁護センター】
一般相談を本所、平田・斐川支所に相談員を配置し開設します。また、県弁護士会からの派遣により法律相談も開設します。
- ・高齢者あんしん支援センター事業【高齢者あんしん支援センター】
出雲・平田・河南（佐田・湖陵・多伎）・大社・斐川地域のセンターに専門職員を配置し相談に応じます。
- ・生活福祉資金貸付事業、民生融金貸付事業【福祉課】
本所・各支所に職員を配置し、収入の少ない世帯や障がい者世帯等の金銭的な相談に応じます。

1-1-② 情報提供体制の充実

○市の取組

市をはじめ、高齢者あんしん支援センター、相談支援事業所等の福祉施設、医療機関、保育所、幼稚園等の相談窓口があり、それぞれ専門分化しています。個々の様々な生活福祉課題を解決するため関連する分野の相談機関との連携を推進します。また、介護保険法や障害者総合支援法による福祉サービスについて、サービスを必要とする人がサービスを選択できるよう、わかりやすい情報提供に努めます。

住民がそれぞれの課題に適した相談窓口を選択できるよう、情報提供の積極的な推進と広報誌やホームページ等の広報媒体の多様化を図ります。

〔主要事業〕

- ・「広報いずも」の発行（月1回）、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ、新聞の活用【広報情報課】
広報紙やホームページ等で情報を提供します。
- ・市ホームページ「てくてくウェブ」【福祉推進課】
市内施設のバリアフリー情報を市ホームページで提供します。
- ・声の広報、点字広報の発行【福祉推進課】
視覚に障がいのある人に声の広報、点字の広報を届けます。
- ・「子育てべんり帳」の発行【子育て支援課】
子育て支援情報をまとめた冊子を、市の窓口やホームページ等で提供します。
- ・「くすのきプラザ通信」の発行（男女共同参画センター）【市民活動支援課】
くすのきプラザで開催している男女共同参画啓発事業について、定期的に紹介し、啓発を図ります。

○市社会福祉協議会の取組

住民に身近な機関として、福祉サービス情報やボランティア情報、助成金情報等より多くの福祉に関する情報を、高齢者、障がいのある人等に配慮して、様々な方法で発信します。

〔主要事業〕

- ・ 出雲市総合社会福祉大会の開催【総務課】

- ・ 「社協だより いずも」の発行【総務課】

- ・ 「社協のしおり」の発行【総務課】

- ・ ホームページの開設【総務課】

- ・ 音訳広報発行【福祉課】

視覚に障がいのある人に声の広報を届けます。

- ・ 点訳広報発行【福祉課】

視覚に障がいのある人に点字の広報を届けます。

- ・ てごナビの充実【高齢者あんしん支援センター】

高齢者等に役立つ社会資源情報の検索サイトを運営します。

1-1-③ バリアフリーの推進

○市の取組

出雲市福祉のまちづくり条例をもとに心や情報のバリアフリーを引き続き推進します。また、施設利用者や住民の多くの方から意見を聞きながら、公共施設や公共交通機関、道路等のユニバーサルデザイン(※4)の普及啓発に努めます。

暮らしやすい地域社会づくりのために、教育機関や企業、住民への情報提供を図り、心のバリアフリーを促進します。

〔主要事業〕

- ・ 出雲市福祉のまちづくり条例の推進【福祉推進課、建築住宅課等】

個人を尊重する意識の啓発や、生活環境の整備の推進に取り組みます。

- ・ 市ホームページ「てくてくウェブ」【福祉推進課】

「てくてくウェブ」内で、市内施設のバリアフリー情報や、障がい者等への援助の仕方等のワンポイント情報を提供します。

- ・ 出雲市同和教育講演会【人権同和政策課】

同和問題をはじめ様々な人権問題を解決するには市民一人一人が何をなすべきかを考える機会を提供します。

※4 ユニバーサルデザイン (universal design)

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

- ・同和教育研究指定事業【人権同和政策課】

地区指定をした同和教育推進協議会を支援するために補助金を交付し、地域での重点的な同和教育に取り組みます。

- ・同和教育・啓発推進会議活動費補助【人権同和政策課】

出雲市同和教育・啓発推進会議に補助金を交付し、同和問題をはじめ、人権問題の解決をめざした取組を推進します。

- ・介護保険住宅改修事業【高齢者福祉課】

介護保険で認定を受けた人が、住み慣れた家で安全に自立した生活を送るための住宅環境整備を支援します。

- ・障がい者住宅改修事業【福祉推進課】

重度障がい者等が段差解消等の住環境を改善する場合の住宅改修費を給付します。

○市社会福祉協議会の取組

年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、全ての人が福祉サービスを利用できるよう学校、地域、職場、家庭において情報のバリアフリーと心のバリアフリーを促進します。

[主要事業]

- ・福祉教育の推進【福祉課】

誰もが障がい者や高齢者になる可能性があることを知ってもらい、支援を必要とする人への支援の方法や心のバリアフリーについて啓発をします。

- ・福祉用具の貸出事業【福祉課】

市社会福祉協議会が保有する車いすを貸し出します。

- ・生活福祉資金貸付事業【福祉課】

在宅障がい者や高齢者のバリアフリーの住宅改修について資金の貸し付けをします。

1-1 福祉サービス基盤・支援体制の整備

○福祉事業者等の取組

福祉サービス利用者への法定サービスの提供のみではなく、事業者がもつ専門性を活かし、地域住民からの相談に応じたり、福祉に関する様々な情報を提供することが必要です。

また、福祉サービス利用者が安全かつ快適にサービスを利用できるよう、施設等の整備に努めると共に、地域の一員として社会参加や地域交流ができるよう配慮することが必要です。

[考えられる取組]

- ・相談窓口の設置
- ・広報紙(機関紙)やホームページ等による活動内容等の情報提供
- ・事業所や地域のイベントでの啓発活動

○**地域住民の取組**

地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、必要な情報提供と暮らしにくさの改善や提言に取り組みましょう。

〔考えられる取組〕

- ・相談機能を含めた地域福祉活動(子育てサロンやふれあいサロン等)
- ・訪問活動による情報提供(友愛訪問や見守り及び声かけ訪問等)
- ・暮らしにくい環境等の調査活動(バリアフリーマップの作成や危険箇所の確認等)

1-2 福祉サービスを気軽に利用できる仕組みの確立

- ①福祉サービス評価や内容の公開による福祉サービス選択の確保
- ②福祉サービスの質の向上

【理念と課題】

福祉サービスの基本理念は、サービス利用者の意向を十分に尊重し自立生活の支援を行うこととされています。利用者本位の立場から、サービスの改善や質の向上に努めることが求められています。

また、サービスを気軽に選択し利用することを確保するためには、事業の透明性や情報公開をいかに推進するかが重要になります。

住民が安心してサービスを利用できるよう多様な方法でサービス内容を評価し、情報公開を推進し福祉サービスの質の向上を図ります。

【住民の声】－市民アンケートから－

- 介護する側をバックアップする仕組みが必要。
- できるだけ自分の家で生活したいが、ひとりになると寂しいので気軽に利用できるサービスが欲しい。
- 個人の希望に沿った施設入所を望みます。

1-2-① 福祉サービス評価や内容の公開によるサービス選択の確保

○市の取組

市内の福祉事業者やそのサービス内容の情報を提供し、福祉サービスを必要とする人のサービス選択の確保を図ります。さらに、良質なサービスの利用を可能にするために、福祉事業者の自己評価や島根県福祉サービス第三者評価事業の利用について、福祉事業者へ働きかけます。

〔主要事業〕

- ・島根県福祉サービス第三者評価の情報提供【福祉推進課、高齢者福祉課、子育て支援課】
福祉サービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的な立場から評価した結果を情報提供します。

○市社会福祉協議会の取組

自分に必要な福祉サービスを選択するために、市社会福祉協議会が行う事業に関する情報公開を積極的に行います。また、各事業者が行う各種サービスの情報を把握し、提供機能の充実に努めます。

〔主要事業〕

- ・市社会福祉協議会事業の情報公開【総務課】

公正中立的な民間団体として、事業報告や財務諸表の公開を行います。

1-2-② 福祉サービスの質の向上

○市の取組

安心して福祉サービスが利用できるよう、サービス利用者に適したサービスの提供と質の向上をめざします。

具体的には、事業者等に対し、自ら提供するサービスの質について、自己評価を促すと共に、制度、事業、サービスの充実等に努めます。また、鳥根県福祉サービス第三者評価の情報提供を行い、県の行う事業と連携して質の向上に努めます。

〔主要事業〕

- ・介護相談員派遣事業【高齢者福祉課】

介護施設に介護相談員を派遣し、施設利用者の疑問や不安を解消し介護サービスの質の向上を図ります。

- ・鳥根県福祉サービス第三者評価の情報提供【福祉推進課、高齢者福祉課、子育て支援課】

鳥根県福祉サービス第三者評価による結果を利用者へ情報提供することで、各事業者の福祉サービスの質の向上を促進します。

○市社会福祉協議会の取組

質の高い福祉サービスを提供するには、人材の質が大きく影響します。サービスを提供する事業者と協力し、従事者の研修や必要な情報の提供に努めます。

地域で福祉活動を行う者についても必要な研修の場の提供を行い、地域全体で福祉力の向上をめざします。

〔主要事業〕

- ・ガイドヘルプ事業【福祉課】

ガイドヘルパーの質の向上を図るため、フォローアップ研修会を開催します。

- ・福祉施設ボランティア担当者研修会【福祉課】

福祉施設職員を対象にボランティア受け入れ等について地域に根差した施設となるよう研修会を開催します。

- ・ケアマネージャーを対象とした連絡会・研修会【高齢者あんしん支援センター】

居宅介護支援事業所のケアマネージャーを対象に連絡会や研修会を市全体・各地域において開催します。

- ・社会資源情報の提供【高齢者あんしん支援センター】

居宅介護支援事業者向けの社会資源情報を収集・提供します。

- ・介護施設等の従事職員の研修会【平田支所】

各事業所の職員の資質向上を目的に、年間計画をもとに各研修会を開催します。

1-2 福祉サービスを気軽に利用できる仕組みの確立

○福祉事業者等の取組

福祉サービスの提供にあたっては、サービス利用者の意向が十分に尊重されると共に、他の関係するサービスと有機的な連携を図り、サービス利用者の立場に立って、良質で適切なサービスが提供されるよう取り組むことが必要です。サービス内容の評価や福祉事業に関する情報公開に努め、サービスの質の向上等に取り組むことが必要です。

〔考えられる取組〕

- ・ 第三者評価の実施
- ・ 福祉サービス利用者やその家族等からの提言の受入れ
- ・ 職員の研修機会の確保

○地域住民の取組

地域では、福祉サービス利用者の立場に立って、福祉事業者から良質で適切なサービスが提供されているか注視し、サービスの評価や福祉事業者からの情報提供等を通して、福祉事業者の取組への関心を高めましょう。

〔考えられる取組〕

- ・ 参加者アンケート
- ・ 住民福祉座談会
- ・ 意見交換会

1-3 利用者の保護

①権利擁護体制の充実

②苦情解決窓口の充実

【理念と課題】

社会福祉の理念や制度を歴史的にみれば、長い間、恩恵的な視点で捉えられ、困っている人を国や事業者が救済するという流れがありました。しかし、現在では契約制度に移行し、福祉サービスの利用者と福祉事業者とは「対等な関係」となりました。そのためにサービス利用者の立場に立った利用者の保護や支援の仕組みづくりが必要となります。サービスの苦情に対しても利用者にとって不利益にならないような対応が求められます。

高齢や障がいにより、支援が必要な人たちが地域で安心して日常生活を送られるよう権利擁護の促進を図ると共に苦情や悩みごとの相談に応じる苦情受付・解決体制の整備を行います。

【住民の声】 ー市民アンケートからー

- 成年後見制度を利用しやすくしてほしい。
- 本人の気持ちや希望に沿ったサービスの提供が必要。
- 自分が老いた時に病院や年金、介護等に不安がないような仕組みが必要。
- 他人の家庭問題を勝手に批判や干渉しないことを基本に近隣の付き合いが必要。
- 困っている人の声を反映できるような体制が必要。

1-3-① 権利擁護体制の充実

○市の取組

地域において安心して暮らすためには住民の権利を擁護し、適正な福祉サービスの利用を保障することが最も重要となります。多くの住民や福祉関係者に人権に対する理解を広げ、高齢や障がい等で判断能力が低下した場合でも、サービス利用者の権利を擁護する体制の充実を図ります。

また、社会的に弱い立場である人たちへの虐待等の権利侵害については、各関係機関との連携強化を図りその防止に努めます。

〔主要事業〕

- ・成年後見制度の啓発・利用相談支援事業【高齢者福祉課】

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の財産や権利を保護するため、成年後見制度の利用の支援や制度の啓発を行います。

- ・市民後見推進事業【高齢者福祉課】

市民後見人の育成及び活用を推進し、第三者後見の新たな担い手を確保に努めます。

- ・障がい者に関する相談【福祉推進課】

障がい者虐待防止センターで、障がい者の虐待相談に応じます。

- ・女性相談(DV相談)【市民活動支援課】

- ・青少年に関する相談【青少年育成課】

- ・子どもに関する相談【子育て支援課】

児童相談窓口を設置し、児童虐待及び養育力不足家庭の相談や支援を行います。

- ・消費者相談【生活・消費相談センター】

- ・人権相談【人権同和政策課】

隣保館の相談窓口や特設人権相談所を開設し、様々な人権問題の相談に応じます。

○市社会福祉協議会の取組

認知症や知的障がい、精神障がいがある人の中で、支援を必要とする人が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用や日常の金銭管理及び財産管理等必要な支援の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・権利擁護事業の推進【いずも権利擁護センター】

日常生活自立支援事業・法人後見事業・障がい者入居債務保証事業を推進します。

- ・関係機関との連携・協働体制の充実【いずも権利擁護センター】

市、出雲成年後見センター等関係機関との連携・協働体制の充実を図ります。

- ・高齢者あんしん支援センターの充実【高齢者あんしん支援センター】

1-3-② 苦情解決窓口の充実

○市の取組

福祉サービス利用者が気兼ねなく安心してサービスを利用できるよう福祉事業者に対して相談窓口の充実と苦情解決の体制づくりを促します。

苦情相談への対応については、島根県運営適正化委員会と連携しながら、迅速かつ適正に対応していきます。中でも、認知症の高齢者等の財産や権利を守り、契約等のトラブルを防止し、不服申立て等、サービス利用に関する苦情に対応できるよう、関係機関等との連携を強化し、中立・公平な苦情相談体制を整備します。

〔主要事業〕

- ・各種相談窓口との連携【人権同和政策課】

日常生活の苦情について、生活・消費相談センターや県運営適正化委員会と連携を図り、問題の解決につなげます。

- ・消費者相談の充実【生活・消費相談センター】

消費生活とくらしに関するトラブルについて、消費生活相談員が相談に応じます。

○市社会福祉協議会の取組

福祉サービス利用者は、苦情を直接、福祉事業者に伝えにくい場合があります。市社会福祉協議会が実施している相談事業を通して苦情を受け付け、福祉事業者との橋渡しや解決ができる体制づくりを行います。

〔主要事業〕

- ・地域生活相談センターの充実【いずも権利擁護センター】
- ・高齢者あんしん支援センターの充実【高齢者あんしん支援センター】

1－3 利用者の保護

○福祉事業者等の取組

福祉サービス利用者の権利が侵害されないよう、福祉事業所の職員は、個人情報の管理や権利擁護の意識を高めることが必要です。また、サービス利用者からの苦情に対し、適正な解決に努めると共に、今後のサービス提供に活かしていく仕組みづくりが必要です。

〔考えられる取組〕

- ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の紹介
契約時、家族会開催時、窓口相談時の紹介や、ポスター・パンフレットによる普及
- ・個人情報の保護の徹底
- ・権利擁護に関する職場内研修の実施
- ・苦情受付担当者の配置等苦情解決体制の整備

○地域住民の取組

認知症や障がいのある人等への権利侵害の予防や防止を図るため、人権に関する意識を高めると共に、権利侵害を地域で早期に発見し、速やかに関係機関へつなげる仕組みづくりに努めましょう。

〔考えられる取組〕

- ・認知症や障がい者等の特性等を理解するための勉強会
- ・既存の福祉活動で、消費生活相談センター等による、悪徳商法から身を守る方法を学ぶ
- ・悪質な訪問販売の手口や被害等、情報提供及び共有または、被害通報
- ・身近な地域でのあいさつや声かけ運動
- ・見守り、声かけ訪問

2 連携・協働による福祉サービスの提供

2-1 福祉ニーズに応じた多様な福祉サービスの確立

- ①福祉課題や福祉ニーズの把握
- ②福祉事業者等の振興・新規参入促進
- ③福祉団体等への支援

【理念と課題】

個人、家庭や地域の中には多様な福祉ニーズや生活課題があります。また、潜在的な福祉ニーズ・生活課題や新たに生じる福祉ニーズ・生活課題を的確に把握することが必要です。そして、多様な福祉ニーズに対応し、生活課題を解決するためには、福祉事業者から提供される公的な福祉サービスだけでなく、住民主体のインフォーマル(※5)な福祉活動も必要となります。

そのためには、既存の福祉事業者や福祉団体、地域住民が情報を共有し、重層的に福祉ニーズへ対応できる体制づくりを進めていきます。

【住民の声】 —市民アンケートから—

- 誰に(どこに)相談していいか分からない。
- 町内に気軽に集まれる場が必要。
- 声かけ運動がいろいろな問題を見つけ解決に結びつくと思う。
- 家の中での困りごとは外部に知られたくない。
- 普段から近隣の人たちが顔を合わせる必要がある。
- 福祉委員や老人クラブが連携の図れる支援が必要。
- 民生委員・児童委員や福祉委員だけでなく近隣住民による見守りや相談の仕組みが必要。
- ボランティア活動は経済的支援が必要。

※5 インフォーマル (informal)

インフォーマル＝非公式。インフォーマルサービスとは、行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対するサービスのこと。近隣住民や地域社会、ボランティアなどの非公式な援助活動等をいう。

2-1-① 福祉課題や福祉ニーズの把握

○市の取組

年齢や家族構成、家計状態等によって生じる福祉課題や福祉ニーズに応じて、必要な福祉サービスを提供していくために、生活上で問題の発見・把握・対応に地域住民、市社会福祉協議会、福祉事業者等と一体となった取組を進めます。

特に、子育てや介護等の社会的な支援を必要とする人たちへのサービスを提供していくために、民生委員・児童委員の調査活動の支援、対象者・課題別ニーズ調査等により生活課題で潜在化している問題や家族の個別ニーズ把握に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・ 民生委員・児童委員活動支援【福祉推進課】

民生委員・児童委員が活動しやすいよう支援し、福祉ニーズの把握に努めます。

- ・ 地域ケア会議の開催【高齢者福祉課】

困難ケースの自立支援に向けて、関係者と検討を行います。

- ・ 障がい者自立支援協議会サービス調整会議等の開催【福祉推進課】

障がい者支援に関する相談員、事業所が集まり、事例検討を行い、より良いサービスのあり方や、支援体制について考えていきます。

- ・ あかちゃん声かけ訪問【健康増進課】

あかちゃん声かけ訪問員が4か月までの乳児の全家庭に訪問し、状況を把握すると共に地域の子育て情報の提供を行います。

○市社会福祉協議会の取組

職員等による専門的な相談窓口を設置すると共に、積極的に地域へ出向いて地域住民の多様な福祉ニーズや生活課題を把握する体制を整備します。また、生活困窮者や権利侵害等深刻な生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設や行政との協働・連携を積極的に働きかけ、その解決や予防に向けて取り組みます。

〔主要事業〕

- ・ 生活福祉資金貸付事業、民生融金貸付事業【福祉課】

生活困窮者等の相談窓口を設置します。

- ・ 地区社会福祉協議会会長会【福祉課】

全体の会長会を開催すると共に、地域別の連絡会を開催しニーズ把握をします。

- ・ 市民生委員児童委員協議会理事会及び地区民生委員児童委員協議会定例会への参加【福祉課】

民生委員・児童委員の把握する情報との共有を図ります。

- ・ ふれあいサロン団体への支援【福祉課】

集合型の見守りと生活課題を把握する場として行えるよう支援します。

- ・ 地域ケア会議の開催【高齢者あんしん支援センター】

個別支援を通じて、地域課題を把握することができる地域ケア会議を随時開催します。

- ・民生委員・児童委員、福祉委員等のニーズ把握活動の支援【平田支所】

福祉ニーズ把握のため、マップ作製支援・あんしん台帳の整備を進めます。

2-1-② 福祉事業者等の振興・新規参入促進

○市の取組

介護保険制度、障害者総合支援法、児童福祉法による福祉サービスが導入されていますが、その制度やサービスだけでは支えきれないケースが多くあります。こうしたケースに対応するため、新たなサービスの創出と提供を行うため、福祉事業者等の育成、新規参入を促進します。

また、地域の福祉活動への参加を広く促進すると共に、ボランティア、住民活動団体、NPO(※6)法人等の地域福祉活動の支援に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・市民活動支援事業【市民活動支援課】

地域課題の解決に向けた市民団体が取り組む自発的、公益的な活動を支援します。

- ・障がい者福祉施設整備事業【福祉推進課】

障がい者福祉施設整備を行う法人等へ経費の一部を補助することで、障がい者(児)の自立支援を促進します。

- ・介護サービス基盤整備【高齢者福祉課】

地域間のバランスを考慮しながら、施設ニーズに対応するための基盤整備を行います。

○市社会福祉協議会の取組

地域の福祉ニーズに対応する、多様で柔軟な福祉サービスが展開されるよう、住民参加型在宅福祉サービス団体、ボランティア団体等によるサービスの創出について情報提供等による支援を行います。

〔主要事業〕

- ・民間助成団体の支援等に関する情報の提供【総務課・福祉課】

ホームページ、広報紙等による情報発信を行います。

※6 NPO (Non-profit Organization)

民間の非営利団体(組織)のこと。

2-1-③ 福祉団体等への支援

○市の取組

ボランティア、福祉団体、NPO法人が多様化する福祉のニーズに対し、地域の実情に即した、きめ細かで柔軟な活動を展開できるよう福祉情報等の提供等の支援をしていきます。

また、福祉のみならず、環境、災害等の幅広い分野において、新たな担い手として期待されるNPO法人や住民団体、ボランティアの活動支援と育成を図るため、市総合ボランティアセンターを拠点として、情報の提供と団体相互の交流の促進を図ります。

〔主要事業〕

- ・ 高齢者クラブ活動助成【高齢者福祉課】

高齢者の生活を健全で豊かな生きがいのあるものとし、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とし、高齢者クラブ連合会・単位クラブに対し補助金を交付します。

- ・ 市社会福祉協議会ボランティアまちづくりセンター事業支援【福祉推進課】

ボランティアの人材育成等を目的とする市社協ボランティアまちづくりセンター事業を支援します。

- ・ 各種福祉団体育成費補助【福祉推進課】

障がい者団体等の研修費や福祉事業開催費を補助します。

- ・ 出雲市シルバー人材センター活動助成【高齢者福祉課】

高齢者に対し地域に密着した仕事を提供し、生きがいづくりや社会参加促進を図ることを目的とする出雲市シルバー人材センターの活動を補助します。

- ・ 地域生活支援センター事業(障がい者共同作業所支援)【福祉推進課】

在宅の障がい者が通所する場を設け、地域の実情に応じた創作活動または生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等を図ります。

○市社会福祉協議会の取組

ボランティア、住民団体、福祉団体等の活動が円滑に展開できるよう、情報の提供、研修会の開催等の支援を行います。また、地区社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会等の団体育成と活性化を促進するため活動の支援を行います。

〔主要事業〕

- ・ ボランティア等への情報提供【福祉課】

民間の助成事業等に関する情報の提供を行います。

- ・ 福祉団体等への活動費助成【福祉課】

- ・ 地区社会福祉協議会等活動総合支援事業【福祉課】

地域住民により主体的に福祉活動に取り組んでいる地区社会福祉協議会への支援を行います。

2-1 福祉ニーズに応じた多様な福祉サービスの確立

○福祉事業者等の取組

住民に直接福祉サービスを提供している身近な機関として、提供するサービスに関連する住民の様々な生活課題を発見・把握し、関係機関・団体や行政と連携しながら、課題の解決に向け取り組んでいく必要があります。

また、地域社会の一員として、地域福祉活動を行う団体等に対して、専門知識の提供と人材の派遣、福祉機材等の貸し出し等を行う必要があります。

〔考えられる取組〕

- ・福祉サービス利用者や家族に対するアンケートの実施
- ・関係機関・団体との連携の強化(事業者間のケース検討会議の実施等)
- ・各種団体等に対する施設の開放や福祉機材等の貸し出し
- ・研修会への講師派遣

○地域住民の取組

地域に暮らす人々の多様な生活課題を、身近な地域住民が普段の生活や福祉活動の中で把握することに努め、地域で解決できる福祉ニーズへは積極的に取り組み、地域で解決できない福祉ニーズは、早期に関係機関へつなげる仕組みづくりに努めましょう。

〔考えられる取組〕

- ・福祉座談会
- ・アンケート調査
- ・介護者、子育てしている保護者、障がい者等の当事者会の立ち上げや連携
- ・住民相互の助けあい活動

2-2 福祉ニーズと福祉サービスを結びつける仕組み

①連携体制の確立

②多様な福祉ニーズに対する福祉サービスの整備

【理念と課題】

高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の多様な生活課題を解決するため、地域福祉関係機関・団体等のネットワークを強化すると共に多様な福祉ニーズに対応する福祉サービスの整備を行います。

【住民の声】ー市民アンケートからー

- 気軽に話せる場が欲しい。
- 行政と住民が協働してまちづくりをする体制をつくって欲しい。
- 福祉バス等の交通機関の充実を図って欲しい。
- みんなが元気で長生きできるよう健康づくりの設備が欲しい。
- 地域にある商店・お宮・お寺等を巻き込んだ地域福祉のネットワークが必要。
- 福祉の充実したまちを目指すため、行政と地域住民が力を合わせる必要があります。
- 介護予防の拠点が必要。

2-2-① 連携体制の確立

○市の取組

子どもや高齢者、障がい者の多様化していく福祉ニーズに対応するため、保健、医療等関係機関との連携を図ると共に、地域住民、市民生委員児童委員協議会、障がい者団体、家族の会等の福祉団体との連携を一層強化します。

また、地域の特性や住民意識に配慮し、福祉事業者の持つ専門的な機能と地域の福祉活動との連携を促進します。

〔主要事業〕

- ・地域ケア会議の開催【高齢者福祉課】

困難ケースの自立支援に向けて、関係者・機関で検討を行います。

- ・要保護児童対策地域協議会の運営【子育て支援課】

関係機関と連携し、虐待の未然防止・早期発見、適切な保護・支援に取り組みます。

- ・にこにこ教室、あそびの教室、発達クリニック【健康増進課】

発達遅滞・障がいの早期発見、早期支援、関係機関との連携を行います。

- ・健康文化都市推進会議 各ネットワーク会議【健康増進課】

出雲市健康増進計画に基づいた健康づくりのため関係機関との連携会議を開催し、情報共有と事業推進を図ります。

- ・高齢者虐待の予防【高齢者福祉課】

既存のネットワークを活用し、高齢者虐待の予防に努めます。

- ・障がい者自立支援協議会の開催【福祉推進課】

障がい福祉計画等の策定・進捗管理、及び地域の障がい福祉の相談支援体制のシステムづくりを協議します。

○市社会福祉協議会の取組

市社会福祉協議会は地域福祉の推進役として、市と綿密な連携を保ちながら、住民全般の幅広い支援が行えるよう、福祉事業者、ボランティア団体、住民団体等関係機関・団体等との連携・調整を図っていきます。

また、地域福祉活動の中核組織となる地区社会福祉協議会を中心にした介護予防、子育て支援活動等が円滑に推進できるよう支援に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・市民生委員児童委員協議会等、福祉関係団体の支援【総務課】

- ・島根県共同募金会出雲市共同募金委員会【総務課】

- ・日本赤十字社島根県支部出雲市地区【総務課】

- ・ボランティア交流会【福祉課】

ボランティア団体やボランティア活動者等の交流の場として開催し、活動が広がるよう支援します。

- ・住民参加型在宅福祉サービス団体交流会【福祉課】

- ・地区社会福祉協議会等活動総合支援事業【福祉課】

- ・地区社会福祉協議会会長連絡会【福祉課】

- ・地域福祉活動者（ふれあいサロンスタッフや福祉委員等）の連絡会【福祉課】

- ・福祉活動団体・福祉事業者のネットワークの構築【福祉課・高齢者あんしん支援センター】

介護予防、生活支援サービス等の総合調整を図るため、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉事業者との連絡会を必要に応じて開催します。

2-2-② 多様な福祉ニーズに対する福祉サービスの整備

○市の取組

子育てや介護、障がいのある人の社会参加等、住民の福祉ニーズは多様であり、社会状況によって変化しています。それに対応する様々な福祉サービスを提供できる体制を整備します。

〔主要事業〕

- ・家族介護支援事業（認知症高齢者見守り・徘徊高齢者早期発見システム事業）【高齢者福祉課】

認知症を正しく理解するための啓発活動や見守り活動など認知症高齢者とその家族の支援を行います。

- ・ 障がい者自動車改造費助成【福祉推進課】
障がい者の就労等積極的な社会活動への参加促進のため、自動車運転免許の取得または自動車の運転・乗降のための改造に要する費用の一部を助成します。
- ・ 高次脳機能障がい者ミニデイサービス事業【福祉推進課】
外からは見えにくい障がいである高次脳機能障がい者への、社会復帰に向けてのデイサービス事業を行います。
- ・ 高齢者外出支援事業【高齢者福祉課】
佐田、多伎、斐川地域における高齢者及び障がい者の居宅と福祉サービス提供施設及び医療機関等への移送を行うことにより、住み慣れた地域での生活を支援します。
- ・ 高齢者福祉タクシー事業【高齢者福祉課】
公共交通機関の利用が困難である、70歳以上の高齢者のみの世帯の外出を支援するため、高齢者福祉タクシー券を交付します。（佐田、多伎、斐川地域を除きます。）
- ・ 障がい者福祉タクシー事業【福祉推進課】
在宅の障がい者の社会参加促進を図るため、障がい者福祉タクシー券を交付します。
- ・ ファミリーサポートセンター運営事業（援助活動コーディネート）【子育て支援課】
会員間で子育てを支える有償ボランティア組織を運営します。
- ・ すこやか訪問事業【健康増進課】
養育支援の必要な家庭に専門職やヘルパーを派遣し、育児・家事の支援を行います。
- ・ コミュニケーション支援事業【福祉推進課】
手話通訳者を市役所に設置すると共に、申し込みにより、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記奉仕員を派遣します。

○市社会福祉協議会の取組

地域では、高齢者、障がいのある人等様々な住民が暮らし、その生活課題も多様です。その人たちが安心して住み慣れた地域で暮らせるよう関係機関や専門機関との連絡調整を行っていきます。また、公的な福祉サービスでは対応しきれない福祉ニーズには、独自のサービスの充実を図ると共に、市や福祉団体等と連携協働した事業の実施を図ります。

〔主要事業〕

- ・ たすけあいボランティア事業【福祉課】
住民参加による家事援助等の支援活動を行います。
- ・ すこやか訪問事業【福祉課】
産褥期の母親のいる世帯への支援を行います。
- ・ 認知症高齢者等 SOS 安心ネットワーク事業【福祉課】
行方不明になった認知症高齢者等を早期発見するため、登録された携帯電話等のメールアドレスに行方不明者情報を送信します。

- ・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉課】

市、市民生委員児童委員協議会と共に、災害時に支援が必要な高齢者、障がい者等に対して、情報伝達や避難行動の支援を行うネットワーク事業を実施します。

- ・障がい者就労系事業所工賃アッププロジェクト事業【福祉課】

障がい者が地域で自立した生活を継続するために、障がい者の働く場となっている就労系事業所の工賃向上を目指した取組を行います。

- ・高齢者電灯電池交換ボランティア活動【平田支所】

登録ボランティアグループが、年末に独居高齢者宅を訪問し、蛍光灯等の清掃や交換を行います。

- ・高齢者住宅修繕活動【平田支所】

平田建築組合青年部が、年末に独居高齢者宅を訪問し、住宅の小修繕の奉仕活動を行います。

2-2 福祉ニーズと福祉サービスを結びつける仕組み

○福祉事業者等の取組

様々な福祉ニーズに対応していくために、他の福祉事業所、行政機関、医療機関や地域で活動する福祉団体等と連携し、知識や情報の共有を図りながら対処していくことが必要です。

〔考えられる取組〕

- ・他事業所等との連絡会議の開催

出雲地域介護保険サービス事業者連絡会、出雲地域介護支援専門員協会、障がい者自立支援協議会、出雲市保育協議会等

- ・人材育成の支援・専門的知識の提供

- ・関係機関との連携の推進

地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、高齢者あんしん支援センター、コミュニティセンター、医療機関、学校、行政、児童相談所等

○地域住民の取組

地域に暮らす人々の多様な生活課題を地域で解決するため、福祉関係者だけでなく地域の様々な立場の人や団体等と連携できる仕組みづくりに努めましょう。

〔考えられる取組〕

- ・住民福祉座談会

- ・関係団体、機関等の連絡会

- ・自治会(町内会)、高齢者クラブ、民生委員・児童委員、福祉委員等の連携を図る

3 参加と支え合い

3-1 幅広い福祉活動への参加と支援

- ①福祉活動の情報の入手に関する支援
- ②福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ③福祉活動拠点の充実強化
- ④小地域福祉活動の推進

【理念と課題】

福祉のまちづくりを進めるためには、地域での福祉活動への住民参加が欠かせません。そのためには、互いに支え合うまちづくりの意識の醸成を図りながら、地域福祉活動につなげていくことが重要です。

住民が幅広く地域福祉活動に参加できるよう、ボランティア情報等の提供と発信、住民相互が交流活動できる場の提供等の支援を行っていきます。また、身近な支え合いとしての小地域福祉活動を推進することにより、地域の福祉力を高め、安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて取り組みます。

【住民の声】 ー市民アンケートからー

- 介護サービスやボランティアについて話し合う場が欲しい。
- ボランティア活動実施カード等を作成して欲しい。
- 情報入手と地域福祉活動ができるよう市民全員が自治会(町内会)に加入できるようにして欲しい。
- ボランティア情報の発信を進めて欲しい。
- 福祉施設での有償ボランティア制度の創設をして欲しい。
- 福祉活動に取り組んでいる事例が知りたい。
- ボランティア募集の情報が知りたい。
- まずは身近な地域での助け合いが必要。
- 核家族で市内に身内がいないが、夫が急病により救急車で搬送された時、近所の方が「自分が子どもを見といてあげるから」と家に来て子どもが寝るまで面倒を見てもらいました。近隣の人々の善意のありがたさを感じました。この方のように「困った人がいたら助ける」という意識を持った人が増えればいいと思う。

3-1-① 福祉活動の情報の入手に関する支援

○市の取組

市総合ボランティアセンターを中心に、住民が主体的に多様なボランティア活動に参加できるよう、教育・スポーツ・文化・科学・環境等総合的なボランティア活動の支援体制を整備し、住民活動を活性化するためにボランティア情報の提供と発信を行います。

〔主要事業〕

- ・市総合ボランティアセンターからの情報提供【市民活動支援課】

ボランティア情報誌の発行等を行い、コミュニティセンターや学校等を通じて市民に情報提供を行います。

○市社会福祉協議会の取組

住民の地域福祉活動への参加を促すため、広報紙、ホームページ等による情報提供をします。また、福祉活動者が相互の活動について意見交換を行い、様々な福祉活動の情報を入手できる取組を進めます。

〔主要事業〕

- ・市社会福祉協議会ボランティアまちづくりセンターの設置運営【福祉課】

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの連絡・調整・斡旋機能やボランティア講座等の養成機能をもった「ボランティアまちづくりセンター」を設置します。

- ・ボランティア情報の発信【福祉課】

「社協だよりいずも」やホームページ等によりボランティア情報の発信を行います。

- ・ボランティア交流会【福祉課】

ボランティア活動を行っている人や関心がある人が交流し、活動紹介や情報交換する機会を設けます。

3-1-② 福祉活動への参加を促進するための環境整備

○市の取組

地域福祉の推進者は住民であり、支援する人も、支援が必要な人も同じ地域で暮らしています。地域福祉を推進していくためには、これまで福祉に関心がなかった人へ参加を呼びかけ、地域全体で相互扶助の意識を高めていくことが大切です。

そのためには、福祉活動の場の提供と研修会の開催等、「人材育成」の環境を整え、地域福祉活動への住民参加を促進します。

〔主要事業〕

- ・高齢者健康教室の開催【高齢者福祉課】

健康教育等により介護予防に関する知識を普及啓発することで、要支援や要介護状態になることを予防します。

- ・市総合ボランティアセンター事業【市民活動支援課】

ボランティアを必要とする市民等とボランティア登録者のコーディネートを行い活動の推進に繋がります。

○市社会福祉協議会の取組

地域住民や福祉団体等の主体的な福祉活動への参加を促進するため、各種研修会を開催すると共に地区での住民福祉活動の中核的な役割を担う地区社会福祉協議会への支援を行います。

〔主要事業〕

- ・地区社会福祉協議会会長会【福祉課】

各地区の福祉活動の事例等を紹介し、意見交換を行います。

- ・地区社会福祉協議会等活動総合支援事業【福祉課】

多くの地域住民が福祉活動に参加するよう、地区社会福祉協議会の活動を支援します。

- ・ボランティア交流会【福祉課】

ボランティア活動を行っている人や関心がある人が交流し、活動紹介や情報交換を行うことで、さまざまなボランティア活動に参加するきっかけをつくれます。

3-1-③ 福祉活動拠点の充実強化

○市の取組

地域住民や地域組織・各種団体等の情報交換、交流、ボランティア活動の場として、市総合ボランティアセンター、コミュニティセンター等公共施設の活用を促進します。

〔主要事業〕

- ・市総合ボランティアセンター事業【市民活動支援課】

市民や各種団体に活動や交流の場を提供し、ボランティア活動の推進を図ります。

- ・社会福祉センター運営支援【福祉推進課】

相談事業やボランティア講習会等が行われ、また各種福祉団体の定例会や研修会に使用される社会福祉センターの運営を支援します。

- ・公共施設での活動の場の提供【福祉推進課等】

地域住民や各種団体等の活動の場として公共施設の会議室等を貸し出します。

○市社会福祉協議会の取組

地域住民が主体的に地域福祉活動に参加できる拠点として、地区社会福祉協議会の組織強化と活動の取組を支援します。また、社会福祉センター等の施設を、住民のボランティア等の活動の場として提供します。

〔主要事業〕

- ・地区社会福祉協議会等活動総合支援事業【福祉課】

地域住民の福祉活動の拠点としての地区社会福祉協議会を支援します。

- ・社会福祉センター等の活動の場の提供【総務課】

住民の交流の場、情報の収集と学習の場、ボランティア活動の場として提供します。

3-1-④ 小地域福祉活動の推進

○市の取組

出雲市の自治会(町内会)は、住民相互の親睦と交流、地域の活性化等に大きな役割を果たしています。今後のよりきめ細かな地域福祉活動を進めていく上で最も重要な組織であり、自治会(町内会)加入の促進を図ると共に、お互いの顔の見える範囲で見守りや支え合い、住民相互の交流を図ることができるように支援します。

〔主要事業〕

- ・子育てサークルの育成、支援【健康増進課】

コミュニティセンター単位に子育てサークルを育成したり、ひろばを開催します。

- ・子育て支援センター運営事業【子育て支援課】

乳幼児親子の交流の場を提供するとともに、子育て相談対応・情報提供を行います。

- ・食のボランティア連絡協議会委託事業【健康増進課】

食生活改善事業を委託し、地域の健康づくりを食の視点で推進します。

- ・いきいき up! いずも健トレ教室【健康増進課】

高齢者の健康増進及び介護予防を目的に運動を中心とした教室を実施します。

- ・地区別介護者会活動支援【高齢者福祉課】

介護知識を身につけたり、介護者間の交流を行う介護者会の支援を行います。

- ・地区青少年ネットワーク支援事業補助【青少年育成課】

子ども会、地区青少年ネットワーク活動を補助します。

- ・市民活動支援事業【市民活動支援課】

保健・医療・福祉、社会教育、地域安全活動、人権擁護、男女共同参画、子どもの健全育成、消費者保護等の活動への支援を行います。

- ・自治会(町内会)加入の促進【自治振興課】

地域のコミュニティづくりを支援し、住民相互の親睦と連携を図り、住み良いまちづくりを進めます。

- ・コミュニティセンター自主企画事業補助【自治振興課】

健康・福祉の増進、子育て及び青少年健全育成支援等、コミュニティセンターの自主企画事業に対し助成します。

- ・出雲市道路・河川ふれあい愛護活動助成【道路河川維持課】

自治会(町内会)等がボランティアで行う道路・河川の除草、河川浚渫活動への補助を行います。

- ・防犯灯設置補助【交通政策課】

自治会(町内会)等が設置する防犯灯への設置補助を行います。

- ・子ども安全対策事業の推進(防犯教室、不審者侵入対応訓練、不審者情報メール)

【青少年育成課】

子ども安全センターで、子どもと学校に対し安全対策の充実・不審者に対する対応指導を行います。また、不審者情報メールの発信に努めます。

○市社会福祉協議会の取組

様々な福祉ニーズを抱えた人たちが地域で安心して暮らすためには、公的福祉サービスだけでなく、地域住民の福祉活動による重層的な支援が必要であり、見守り活動、介護予防活動、家事支援を中心とした助け合い活動等を促進し、小地域福祉活動の充実を図ります。

〔主要事業〕

・ふれあいサロン事業の推進【福祉課】

高齢者が身近な場所で介護予防と交流を図る「ふれあいサロン」、子育て中の親子の交流と学習の場としての「子育てサロン」等への活動助成、情報提供、人材育成、活動プログラムの提供を行います。

・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉課】

高齢者等の要支援者へ近隣の支援者による日常の声かけと災害時の情報伝達や避難支援ができるよう啓発活動を行います。

・わがとこネットワーク事業【福祉課】

高齢者等の世帯へ身近な地域住民による声かけや訪問活動が行われるよう支援します。

3-1 幅広い福祉活動への参加と支援

○福祉事業者等の取組

地域の福祉活動を担う者として、ボランティアの受入れや専門的知識の提供、ボランティア情報の発信により、地域住民がボランティア活動に積極的に参加できるよう協力していくことが必要です。

〔考えられる取組〕

- ・広報紙やホームページによるボランティア活動の紹介
- ・施設の地域への開放(住民の交流の場、ボランティア活動の場として)
- ・ボランティアの受け入れ

○地域住民の取組

高齢者や障がい者等、情報が得にくい人や移動が困難な人もあり、分かりやすい情報の提供を行い、できるだけ身近な自治会(町内会)等での取組に努めましょう。

〔考えられる取組〕

- ・案内文書の回覧
- ・情報のチラシを活用した訪問活動
- ・集会所等を活用した身近な福祉活動

3-2 地域福祉推進の人材育成

①地域・学校・家庭での福祉教育・学習活動の促進

②人材の発掘と養成

【理念と課題】

地域では、少子高齢化、単身世帯の増加が進み、地域連帯意識の希薄な世代も増えています。住民の誰もが認め合い、差別や偏見のない地域社会を構築するためには、年代、性別、障がいの有無にとらわれず、それぞれの立場を理解し、思いやる気持ちが大切です。

そのためには、病気や障がいのある人等が抱える生活課題や福祉課題の理解促進、住民の福祉活動の促進を図ることが必要であり、地域・学校・企業等幅広い分野における啓発活動・福祉学習を推進していきます。また、ボランティア意識の高揚と住民相互の助け合い活動の強化を図り、地域福祉活動の担い手発掘と人材養成のための取組をします。

【住民の声】 ー市民アンケートからー

- 小中学生の地域活動への参加できる仕組みをつくって欲しい。
- 小さいころから福祉活動やボランティア活動へ参加する機会をつくって欲しい。
- 小中学校との地域密着した意見交換が必要。
- 企業や学校で、ボランティア等の社会貢献活動ができる仕組みをつくって欲しい。
- 障がい者と健常者の交流の場をつくって欲しい。
- 福祉委員となり、高齢者等と交流をすることで、悩みやパワーを知ることができ勉強になった。

3-2-① 地域・学校・家庭での福祉教育・学習活動の促進

○市の取組

幼児期からの福祉教育や福祉体験学習の充実を図り、小・中学生間のリーダーとなるような人材育成に取り組み、併せて福祉体験ができるよう体制を整えます。

地域の福祉の「人材育成」として、生涯学習活動の実践や福祉の活動への取組と参加を促していきます。

そのために、地区社会福祉協議会や自治会(町内会)、福祉ボランティア等と協力し、福祉学習の機会を充実させていきます。学校では、教育機関、市社会福祉協議会等と連携し、福祉の学習環境の充実に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・幼稚園自主企画特別事業【教育政策課】

地域協力による米・野菜づくり、高齢者・婦人会を招待してのイベント交流等、園の自由な発想に基づき取り組みます。

・人権・同和教育基礎講座【人権同和政策課】

同和教育をはじめ様々な人権問題を学習テーマとした講座を開催し、受講者の人権に関する理解と認識を深めます。

・隣保館教養講座【人権同和政策課】

各種教養講座への参加を促し、同和教育地区内外の住民相互の理解と交流を深め、人権尊重の意識を高めます。

・男女共同参画のまちづくり推進に係る講演会・講座の開設【市民活動支援課】

各年代・性別のニーズに応じた講演会・講座を開催し、男女が認め合い支え合う男女共同参画の意識を醸成するための取組を行います。

・小・中学校の総合的な学習の時間等による福祉学習【学校教育課】

福祉学習を含めた総合的な学習の時間が充実したものになるよう、財政的な支援を行います。

○市社会福祉協議会の取組

障がい者や高齢者等の生活課題や福祉課題の理解促進を図るため、地域・学校・企業等で福祉体験学習や、障がい者等の当事者との交流等を行います。

また、地域や学校等のニーズに即した福祉学習ができるような福祉学習プログラムの開発等福祉学習の環境の充実に取り組みます。

〔主要事業〕

・あいサポート運動推進事業【福祉課】

様々な障がいの特性や、障がいのある方への配慮を正しく理解する研修をします。

・福祉教育の推進【福祉課】

ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会づくりを地域住民と共に進めていく土壌づくりを行います。

・福祉体験学習機材の貸し出し【福祉課】

点字板、アイマスク、高齢者疑似体験セット等を貸し出します。

3-2-② 人材の発掘と養成

○市の取組

高齢化や人間関係の希薄化等による福祉活動の担い手不足が予想されることから、新たな担い手の発掘と育成を行う必要があります。

誰かの役に立ちたい、地域に貢献したいと思っている地域の多様な人材を発掘できるよう、市社会福祉協議会、ボランティア団体への支援を通して、地域福祉の担い手の育成に取り組みます。

〔主要事業〕

- ・市総合ボランティアセンター事業(体験、学習、講習)【市民活動支援課】
地域や学校等と連携し研修や交流を通じてボランティアの啓発や人材育成を図ります。
また、ボランティア先生による教室やNPO研修会の開催を行います。
- ・食のボランティア育成事業【健康増進課】
地域の食育を推進のため、食生活改善の知識を有する食のボランティアを養成する講座を実施します。
- ・市社会福祉協議会ボランティアまちづくりセンター事業支援【福祉推進課】
ボランティアの人材育成等を目的とする市社協ボランティアまちづくりセンター事業を補助します。
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業【高齢者福祉課】
ケアマネージャー研修会を開催します。

○市社会福祉協議会の取組

誰もが気軽に参加でき、幅広い活動ができるようにボランティア養成講座・研修会を開催し、人材の発掘と養成を行います。

さらに、住民相互が交流を深め、情報交換できる場を設けボランティア活動の活性化を図ります。

〔主要事業〕

- ・傾聴ボランティア研修会【福祉課】
ボランティア活動の基礎である傾聴について学習します。
- ・手話奉仕員養成講座【福祉課】
聴覚障がい者(ろうあ者)への理解促進と手話での日常会話ができるよう開催します。
- ・要約筆記奉仕員養成講座【福祉課】
難聴者への理解促進とコミュニケーション支援ができるよう開催します。
- ・点訳奉仕員養成講座【福祉課】
点字により視覚障がい者への情報提供ができるよう開催します。
- ・広報音訳ボランティア養成講座・フォローアップ研修会【福祉課】
音声により視覚障がい者への情報提供ができるよう開催します。
- ・読みきかせ研修会【平田支所】
読み聞かせの技術を学び、ボランティア同士の交流会を行います。

3-2 地域福祉推進の人材育成

○福祉事業者等の取組

地域の福祉活動の担い手を育成するために、福祉学習の場としての受け入れや福祉情報の提供、人材の派遣等に協力していくことが必要です。

〔考えられる取組〕

- ・ 保育実習、福祉体験学習の場としての受け入れ
- ・ ボランティア体験活動の場としての受け入れ
- ・ 学校や地域への講師の派遣
- ・ 介護教室、健康教室等の講座、学習会の開催

○地域住民の取組

住み慣れた地域で生活が続けたいという思いは、多くの住民が持っており、障がいや認知症等の病気を抱えても、偏見や差別により地域から排除されることのないように、それぞれの立場を理解する学習をすると共に、住民相互の支え合いの活動を行う担い手の発掘と育成に取り組みましょう。

〔考えられる取組〕

- ・ 学校や地域での福祉学習
- ・ 当事者との交流活動
- ・ ボランティアや福祉活動者の人材育成

3-3 要支援者に対する支援体制の整備

①平常時の要支援者支援体制の整備

②災害時の要支援者支援体制の整備

【理念と課題】

第1次計画策定後、全国各地で高齢者、障がい者、生活困窮者の孤立化により、孤立死や消費者被害の問題が発生しています。孤立しないためにも、地域社会とのつながりを持てるよう支援していきます。

また、平成18年7月の豪雨災害や平成23年3月の東日本大震災を契機に、災害に対する住民の関心が高まり、様々な取組が広がっています。災害に弱い立場の人々も安心して暮らすことができるよう、災害時には地域の状況を熟知した住民の協力は欠かすことができません。地域ぐるみの防災のための啓発や活動をすすめ、災害に対応できる仕組みづくりを進めます。

【住民の声】 ー市民アンケートからー

- ひとり暮らし高齢者等と日頃から交流がないと見守りや訪問ができない。
- 日頃から隣近所の人と交流できる仕組みが必要。
- 防災についての具体的な取組を進めて欲しい。

3-3-① 平常時の要支援者支援体制の整備

○市の取組

ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等、日頃から地域の中で孤立し支援が必要な要支援者を、市社会福祉協議会や市民生委員児童委員協議会、コミュニティセンター、自治協会等と連携して把握すると共に、災害時要支援者ネットワーク事業検討会（市関係各課と市社会福祉協議会で構成）において、市（防災安全課、出雲市消防本部、高齢者福祉課、福祉推進課等）及び警察署、地区災害対策本部、市民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等との要支援者情報の共有のあり方を検討していきます。

また、地域社会、近隣とのつながりが持てるよう、自治協会等と市が連携し、自治会（町内会）加入の促進に努めます。

〔主要事業〕

・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉推進課】

市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会と共に、災害時に支援が必要な高齢者、障がい者等に対して、情報伝達や避難行動の支援を行うネットワーク事業を実施します。

・災害時要支援者ネットワーク事業検討会【福祉推進課】

災害の際に高齢者や障がい者等に円滑に情報を提供すると共に迅速な避難支援をする既存の事業を、より実効性のある事業になるよう見直しをします。

- ・民生委員・児童委員活動支援【福祉推進課】

民生委員・児童委員や市民生委員児童委員協議会に補助金を交付し、活動を支援します。

- ・ふれあいサロン事業【高齢者福祉課】

高齢者が住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるように、ふれあいサロンの活動を支援します。

- ・自治会(町内会)加入の促進【自治振興課】

○市社会福祉協議会の取組

ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等、地域の中で孤立し、生活課題を抱え支援を必要としている要支援者に対して、民生委員・児童委員をはじめ福祉委員や災害時要支援者ネットワーク事業に登録している支援者、自治会(町内会)、高齢者クラブ等と連携して声かけや見守り訪問活動ができる体制の充実を図ります。

〔主要事業〕

- ・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉課】

市、市民生委員児童委員協議会と共に、災害時に支援が必要な高齢者、障がい者等に対して、情報伝達や避難行動の支援を行うネットワーク事業を実施します。

- ・わがところネットワーク事業【福祉課】

高齢者等の世帯へ身近な地域住民による声かけや訪問活動が行われるよう支援します。

- ・ふれあいサロン事業【福祉課】

身近な地域で高齢者等が集まり、日頃から交流を深める活動を支援します。

3-3-② 災害時の要支援者支援体制の整備

○市の取組

市では「出雲市地域防災計画」に基づき様々な施策を行っていますが、東日本大震災を教訓に、防災体制のさらなる強化が必要となっています。災害時のひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等の要支援者の安全確保のため、地域ぐるみの自主防災組織の必要性について周知を行い、理解と協力が得られるよう取り組みます。

災害時要支援者ネットワーク事業検討会において、支援に必要な情報について、市、警察署、地区災害対策本部、市民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等と共有できる体制の検討、整備に努めると共に、災害時要支援者ネットワーク事業の登録者の拡大を図っていきます。また、定期的な訓練の実施による実効性の強化策、福祉避難所の運営について、具体的な検討を行っていきます。

〔主要事業〕

- ・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉推進課】

市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会と共に、災害時に支援が必要な高齢者、障がい者等に対して、情報伝達や避難行動の支援を行うネットワーク事業を実施します。

・災害時要支援者ネットワーク事業情報伝達訓練【福祉推進課】

災害に備え、高齢者や障がい者等の要支援者に円滑な情報の提供や迅速な支援活動が行われるよう、関係機関・関係団体・地域住民が、それぞれ役割や手順等を確認、検証する訓練を実施します。

・災害時要支援者ネットワーク事業検討会【福祉推進課】

災害の際に高齢者や障がい者等に円滑に情報を提供すると共に迅速な避難支援をする既存の事業を、より実効性のある事業になるよう見直しをします。

・災害時の出雲市災害ボランティアセンター開設【市民活動支援課】

災害発生時に市社会福祉協議会、市総合ボランティアセンターと共に開設し、被災地域でのボランティア活動のコーディネート等に当たります。

○市社会福祉協議会の取組

災害時に要支援者に対して組織的に支援活動を行うことができるよう、自治会（町内会）や地区社会福祉協議会等と連携し、身近な地域での助け合いの仕組みづくりを促進します。

また、災害が発生した地域の人々のニーズに応じて支援活動を行うことができるように、地域住民や福祉事業所等を対象とした研修会の実施や災害支援活動のリーダー育成、ニーズと活動者を適切にコーディネートできる職員の育成に取り組みます。

災害時には多様な団体との連携と協働による支援活動が求められることから、市や市総合ボランティアセンター、民生委員・児童委員、福祉委員、ボランティア団体、県社会福祉協議会や他市町村社会福祉協議会、民間企業等との連携を深め、災害時には速やかに支援活動を実施できる体制づくりに取り組みます。

〔主要事業〕

・災害時要支援者ネットワーク事業【福祉課】

・日本赤十字社等との連携【総務課】

・災害時の出雲市災害ボランティアセンター開設【福祉課】

災害発生時に市、市総合ボランティアセンターと共に開設し、被災地域でのボランティア活動のコーディネート等に当たります。

3-3 要支援者に対する支援体制の整備

○福祉事業者等の取組

いつ起こるか分からない災害に備え、社会福祉法人の福祉事業者を中心に日頃から地域の自治協会、コミュニティセンター、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の福祉避難所としての受け入れや避難所支援としての職員派遣等、社会貢献活動ができる体制をつくる必要があります。

〔考えられる取組〕

平常時

- ・ 防災組織の確立及び防災責任者の育成
- ・ 福祉サービス利用者や地域住民、地元消防団、地区災害対策本部等との合同避難訓練の実施
- ・ 他事業所との相互協力体制の整備
- ・ 地元住民との相互協力体制の整備(避難協力員等)

災害時

- ・ 福祉サービス利用者の避難誘導
- ・ 災害時の避難者の受け入れ
- ・ 福祉避難所への支援

○地域住民の取組

いつ起こるか分からない災害に備え、自治会(町内会)に加入し地域との結びつきを深めることが必要です。

「自らの生命、身体及び財産は自ら守る」「地域の人助け合い」「行政機関による災害支援活動」のバランスの取れた災害体制を基本に、地区災害対策本部が中心となり、地域の実態に合わせて民生委員・児童委員や近隣住民と協力体制を整え、要支援者が災害非常時に迅速・的確に行動がとれるよう、日頃から高齢者や障がい者等を交えて地域ぐるみで、防災活動や啓発活動への取組が必要です。

〔考えられる取組〕

平常時

- ・ 自主防災組織の確立
- ・ 危険箇所、避難所、避難ルート等のマップ作り
- ・ 防災に関する勉強会
- ・ 飲料水、食料、生活必需品の備蓄
- ・ 防災訓練の実施と訓練への参加
- ・ 災害対応マニュアルの作成

災害時

- ・ 正確な情報の把握と伝達
- ・ 適切な避難の実施
- ・ 自主防災組織が地域で行なう防災活動への協力

◆担当課別主要事業一覧

(1) 出雲市

担当課	主要事業名	掲載 ページ	項目
福祉推進課	障がい者に関する相談	19	1-1-①
		28	1-3-①
	福祉用具相談、住宅改修相談	19	1-1-①
	市ホームページ「てくてくウェブ」	20	1-1-②
		21	1-1-③
	声の広報、点字広報の発行	20	1-1-②
	出雲市福祉のまちづくり条例の推進	21	1-1-③
	障がい者住宅改修事業	22	1-1-③
	島根県福祉サービス第三者評価の情報提供	24	1-2-①
		25	1-2-②
	民生委員・児童委員活動支援	31	2-1-①
		49	3-3-①
	障がい者自立支援協議会サービス調整会議等の開催	31	2-1-①
	障がい者福祉施設整備事業	32	2-1-②
	市社会福祉協議会ボランティアまちづくりセンター事業支援	33	2-1-③
		46	3-2-②
	各種福祉団体育成費補助	33	2-1-③
	地域生活支援センター事業(障がい者共同作業所支援)	33	2-1-③
	障がい者自立支援協議会の開催	36	2-2-①
	障がい者自動車改造費助成	37	2-2-②
	高次脳機能障がい者ミニデイサービス事業	37	2-2-②
	障がい者福祉タクシー事業	37	2-2-②
	コミュニケーション支援事業	37	2-2-②
	社会福祉センター運営支援	41	3-1-③
	公共施設での活動の場の提供	41	3-1-③
	災害時要支援者ネットワーク事業	48	3-3-①
		49	3-3-②
	災害時要支援者ネットワーク事業検討会	48	3-3-①
		50	3-3-②
	災害時要支援者ネットワーク事業情報伝達訓練	50	3-3-②
子育て支援課	乳幼児に関する相談	19	1-1-①
	「子育てべんり帳」の発行	20	1-1-②
	島根県福祉サービス第三者評価の情報提供	24	1-2-①
		25	1-2-②
	子どもに関する相談	28	1-3-①
	要保護児童対策地域協議会の運営	35	2-2-①
	ファミリーサポートセンター運営事業(援助活動コーディネート)	37	2-2-②
高齢者福祉課	子育て支援センター運営事業	42	3-1-④
	介護サービス事業所相談事業	19	1-1-①
	高齢者総合相談	19	1-1-①
	介護保険住宅改修事業	22	1-1-③
	島根県福祉サービス第三者評価の情報提供	24	1-2-①
		25	1-2-②
	介護相談員派遣事業	25	1-2-②
	成年後見制度の啓発・利用相談支援事業	27	1-3-①
	市民後見推進事業	28	1-3-①
	地域ケア会議の開催	31	2-1-①
		35	2-2-①
	介護サービス基盤整備	32	2-1-②
	高齢者クラブ活動助成	33	2-1-③
	出雲市シルバー人材センター活動助成	33	2-1-③

第4章 地域福祉推進の具体的な取組の考え方

担当課	主要事業名	掲載ページ	項目
高齢者福祉課	高齢者虐待の予防	36	2-2-①
	家族介護支援事業(認知症高齢者見守り・徘徊高齢者早期発見システム事業)	36	2-2-②
	高齢者外出支援事業	37	2-2-②
	高齢者福祉タクシー事業	37	2-2-②
	高齢者健康教室の開催	40	3-1-②
	地区別介護者会活動支援	42	3-1-④
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	46	3-2-②
	ふれあいサロン事業	49	3-3-①
健康増進課	すこやかライフ健康相談	19	1-1-①
	こころの健康相談	19	1-1-①
	妊婦・乳幼児家庭訪問事業	19	1-1-①
	あかちゃん声かけ訪問	31	2-1-①
	にこにこ教室、あそびの教室、発達クリニック	35	2-2-①
	健康文化都市推進会議 各ネットワーク会議	35	2-2-①
	すこやか訪問事業	37	2-2-②
	子育てサークルの育成、支援	42	3-1-④
	食のボランティア連絡協議会委託事業	42	3-1-④
	いきいき up! いずも健トレ教室	42	3-1-④
	食のボランティア育成事業	46	3-2-②
広報情報課	「広報いずも」の発行(月1回)、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMラジオ、新聞の活用	20	1-1-②
自治振興課	自治会(町内会)加入の促進	42	3-1-④
		49	3-3-①
	コミュニティセンター自主企画事業補助	42	3-1-④
交通政策課	防犯灯設置補助	42	3-1-④
生活・消費相談センター	消費者相談	19	1-1-①
		28	1-3-①
		28	1-3-②
人権同和政策課	人権相談	19	1-1-①
		28	1-3-①
	出雲市同和教育講演会	21	1-1-③
	同和教育研究指定事業	22	1-1-③
	同和教育・啓発推進会議活動費補助	22	1-1-③
	各種相談窓口との連携	28	1-3-②
	人権・同和教育基礎講座	45	3-2-①
	隣保館教養講座	45	3-2-①
市民活動支援課	女性相談(DV相談・弁護士相談)	19	1-1-①
	「くすのきプラザ通信」の発行(男女共同参画センター)	20	1-1-②
	女性相談(DV相談)	28	1-3-①
	市民活動支援事業	32	2-1-②
		42	3-1-④
	市総合ボランティアセンターからの情報提供	40	3-1-①
	市総合ボランティアセンター事業	41	3-1-②
		41	3-1-③
	男女共同参画のまちづくり推進に係る講演会・講座の開設	45	3-2-①
	市総合ボランティアセンター事業(体験、学習、講習)	46	3-2-②
	災害時の出雲市災害ボランティアセンター開設	50	3-3-②
道路河川維持課	出雲市道路・河川ふれあい愛護活動助成	42	3-1-④
建築住宅課	出雲市福祉のまちづくり条例の推進	21	1-1-③
教育政策課	幼稚園自主企画特別事業	44	3-2-①
学校教育課	小・中学校の総合的な学習の時間等による福祉学習	45	3-2-①
青少年育成課	青少年に関する相談	19	1-1-①
		28	1-3-①
	地区青少年ネットワーク支援事業補助	42	3-1-④
	子ども安全対策事業の推進(防犯教室、不審者侵入対応訓練、不審者情報メール)	42	3-1-④

(2) 出雲市社会福祉協議会

担当課	主要事業名	掲載 ページ	項目
総務課	出雲市総合社会福祉大会の開催	21	1-1-②
	「社協だより いずも」の発行	21	1-1-②
	「社協のしおり」の発行	21	1-1-②
	ホームページの開設	21	1-1-②
	市社会福祉協議会事業の情報公開	25	1-2-①
	民間助成団体の支援等に関する情報の提供	32	2-1-②
	市民生委員児童委員協議会等、福祉関係団体の支援	36	2-2-①
	島根県共同募金会出雲市共同募金委員会	36	2-2-①
	日本赤十字社島根県支部出雲市地区	36	2-2-①
	社会福祉センター等の活動の場の提供	42	3-1-③
	日本赤十字社等との連携	50	3-3-②
福祉課	生活福祉資金貸付事業、民生融金貸付事業	20	1-1-①
		31	2-1-①
	音訳広報発行	21	1-1-②
	点訳広報発行	21	1-1-②
	福祉教育の推進	22	1-1-③
		45	3-2-①
	福祉用具の貸出事業	22	1-1-③
	生活福祉資金貸付事業	22	1-1-③
	ガイドヘルプ事業	25	1-2-②
	福祉施設ボランティア担当者研修会	25	1-2-②
	地区社会福祉協議会会長会	31	2-1-①
		41	3-1-②
	市民生委員児童委員協議会理事会及び地区民生委員児童委員協議会定例会への参加	31	2-1-①
	ふれあいサロン団体への支援	31	2-1-①
	民間助成団体の支援等に関する情報の提供	32	2-1-②
	ボランティア等への情報提供	33	2-1-③
	福祉団体等への活動費助成	33	2-1-③
		33	2-1-③
	地区社会福祉協議会等活動総合支援事業	36	2-2-①
		41	3-1-②
		41	3-1-③
	ボランティア交流会	36	2-2-①
		40	3-1-①
		41	3-1-②
	住民参加型在宅福祉サービス団体交流会	36	2-2-①
	地区社会福祉協議会会長連絡会	36	2-2-①
	地域福祉活動者(ふれあいサロンスタッフや福祉委員等)の連絡会	36	2-2-①
	福祉活動団体・福祉事業者のネットワークの構築	36	2-2-①
	たすけあいボランティア事業	37	2-2-②
	すこやか訪問事業	37	2-2-②
	認知症高齢者等SOS安心ネットワーク事業	37	2-2-②
		38	2-2-②
	災害時要支援者ネットワーク事業	43	3-1-④
		49	3-3-①
		50	3-3-②
	障がい者就労系事業所工賃アッププロジェクト事業	38	2-2-②
	市社会福祉協議会ボランティアまちづくりセンターの設置運営	40	3-1-①
	ボランティア情報の発信	40	3-1-①
	ふれあいサロン事業の推進	43	3-1-④
	わがところネットワーク事業	43	3-1-④
		49	3-3-①
	あいサポート運動推進事業	45	3-2-①

第4章 地域福祉推進の具体的な取組の考え方

担当課	主要事業名	掲載 ページ	項目
福祉課	福祉体験学習機材の貸し出し	45	3-2-①
	傾聴ボランティア研修会	46	3-2-②
	手話奉仕員養成講座	46	3-2-②
	要約筆記奉仕員養成講座	46	3-2-②
	点訳奉仕員養成講座	46	3-2-②
	広報音訳ボランティアフォローアップ研修会	46	3-2-②
	ふれあいサロン事業	49	3-3-①
	災害時の出雲市災害ボランティアセンター開設	50	3-3-②
平田支所	介護施設等の従事職員の研修会	25	1-2-②
	民生委員・児童委員、福祉委員等のニーズ把握活動の支援	32	2-1-①
	高齢者電灯電池交換ボランティア活動	38	2-2-②
	高齢者住宅修繕活動	38	2-2-②
	読みきかせ研修会	46	3-2-②
高齢者あんしん 支援センター	高齢者あんしん支援センター事業	20	1-1-①
	てごナビの充実	21	1-1-②
	ケアマネージャーを対象とした連絡会・研修会	25	1-2-②
	社会資源情報の提供	25	1-2-②
	高齢者あんしん支援センターの充実	28	1-3-①
		29	1-3-②
	地域ケア会議の開催	31	2-1-①
	福祉活動団体・福祉事業者のネットワークの構築	36	2-2-①
いずも権利擁護 センター	地域生活相談センター事業	20	1-1-①
	権利擁護事業の推進	28	1-3-①
	関係機関との連携・協働体制の充実	28	1-3-①
	地域生活相談センターの充実	29	1-3-②

4 めくもりのある42地区の状況

市内の各地区においては、地域住民や福祉団体等による福祉活動がそれぞれ展開されています。

第1次計画では、地区の状況について子育て支援活動、高齢者支援活動、障がい者支援活動、その他住民の活動、コミュニティセンターの活動と5つの活動について掲載しました。

第2次計画では、第1次計画での地域福祉活動に対して「活発になった」、「変わらない」、「低調になった」、「なくなった」の4段階で自己評価していただき、四絡、神門、多伎の3地区では5つの活動がすべて「活発になった」とされました。また、現在の地区での地域福祉活動の状況や課題と展望について調査し掲載しています。各地区の今後の取り組みの参考にしていただくと共に、さらなる地域福祉活動の活性化が図られればよいと考えます。

○掲載内容

【地区の状況】

- ①地区の位置と特徴
- ②世帯状況

※人口と世帯数は、平成24年3月末現在の出雲市住民基本台帳による数値

※町内会数、町内会加入世帯数は、平成24年4月1日現在の地区への調査による数値

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

※第1次計画に対して、平成23年度末までの各地区の活動に対する評価

※「活発になった」「変わらない」「低調になった」「なくなった」の4段階評価

※斐川地域においては、平成23年10月合併のため第1次計画で掲載していないので、自己評価は実施していない

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動
- ②高齢者支援活動
- ③障がい者支援活動
- ④その他住民の活動
- ⑤コミュニティセンターの活動

【課題と展望】

今 市 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、出雲市のほぼ中心にあり、古くから発展した「いち」を中心にした商業地であり、現在も出雲市の商業の中心地です。

また、出雲市の交通の拠点でもあり、JR出雲市駅を中心に私鉄の一畑電鉄出雲市駅を有し、各地へのバス便及び空港便の出発地点でもあります。近年道路網の整備に伴う立ち退き等で人口の減少が目立ち、出雲市の中でもドーナツ化現象・空洞化が目立つ地区です。また、県営、市営住宅のほかマンションの建設等で、人口及び世帯数は平成14年に比べて微増しています。高齢化率は平成14年に比べては微増ですが30%近くなっており、中でもひとり暮らしの高齢者世帯が増えています。

②世帯状況

- 人口 6,815人
- 世帯数 2,763世帯
- 町内会加入世帯数 1,943世帯
- 町内会数 201町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 低調になった
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「わくわく広場」子育て事業(毎月1～2回)「三世代交流事業」ちまきづくり、芋ほり遠足、もちつき
- ②高齢者支援活動：「今市8地区でのふれあいサロン」(年2～3回)、「ふたふたクラブ」ふれあいサロン(月4回)健康体操、物作り、料理教室「ふれあい昼食会」年2回
- ③障がい者支援活動：「障がい者との交流事業」高齢者との昼食会(年2回)
- ④その他住民活動：「見守りネットワーク」登下校時の立哨、パトロール、「三世代交流事業」昔の遊び、昼食会
- ⑤コミュニティセンターの活動：「ふれあい昼食会、世代間交流事業」の共催、「今市コミュニティセンター報の活用」、「社協いまいち」での地区社協の活動やサロン活動の広報



わくわく広場



ふれあい昼食会

【課題と展望】

福祉活動を推進するためには、安定した自主財源の確保と活動の担い手であるボランティア組織のネットワークづくりが必要です。

事業面では、子ども、親、高齢者の連帯感をつくる世代間交流事業の推進やサロンへ男性の参加促進が課題です。また、障がい者の支援の推進や安心して安全な地域づくりを目指して見守りネットワークの充実を図り、子どもの登下校時・高齢者の見守り事業や災害時要支援者ネットワーク事業を推進することが必要です。

大 津 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

斐川町との合併により、出雲市の東の玄関口から中間に位置するようになりました。南部の丘陵地には、西谷墳墓群史跡公園・出雲弥生の森博物館、東に斐伊川・来原岩碑から流れる高瀬川と緑と水に恵まれた自然豊かな地域です。古くから商業が栄え繊維産業が一世を風靡してきました。近年、南部に国道バイパスがとおり商業施設や賃貸住宅が建設され新しいまちの姿になりました。

高齢化率は約25%、15歳未満の人口は約1,300人です。また、昭和50年代の造成地に約300世帯の高齢者世帯が集中し、賃貸住宅等には若い世代が増えています。大津には、高齢者福祉施設、病院、保育園、児童クラブ等の環境が整っており、住みよい環境の住宅地域です。

②世帯状況

- 人口 9,460人
- 世帯数 3,616世帯
- 町内会加入世帯数 2,318世帯
- 町内会数 184町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
(地域住民や母親の子育てに対する関心が高まった)
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
(高齢者数が増えふれあいサロン活動等が増えた)
- ・障がい者支援活動 …………… 活発になった
(障がい者への理解が高まり、当事者の活動も積極的になった)
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
(男性ボランティアや見守り活動が増えた。一方団塊世代の参加が少ない)
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：青少年福祉部、愛育委員会、すくすく広場や幼児と母親の「ぴよっこクラブ」、夏休み勉強会
- ②高齢者支援活動：高齢者福祉部、福祉委員会によるサロン活動(8会場)
- ③障がい者支援活動：地域福祉部の研修会、障がい児学級(若あお学級)の児童との交流

- ④その他住民活動：慶友会、めめの会、大津消防団、更生保護女性会、施設ボランティア団体との連携・協力
- ⑤コミュニティセンターの活動：コミセン事業・青少年部、高齢者部の活動



敬 老 会



夏休みラジオ体操

【課題と展望】

高齢者のサロン活動が増える中、会場の確保や活動者の確保が必要であり、研修会等に取り組んでいます。また、災害時の取組についても町内会との連携が必要であり、地域全体で子どもや高齢者への支援活動に取り組みたいです。

塩 冶 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲市の中心部南西側に位置しています。面積の半数は住居地域、商業地域、工業地域であり、出雲工業高校や島根大学医学部を擁する文教地域です。また、本地区の地名は、日本書紀、出雲風土記に由来するように史跡、神社、仏閣などが多く点在しています。出雲市駅から南への道路整備とともに住宅地や商業施設が建設され利便性の向上が図られました。

本地区は、出雲市総人口の約8.3%を占めています。塩冶小学校の児童数は一時1,000人を超えていましたが、現在は800人台に減少しています。高齢化率は18.7%と市内では低い傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 14,661人
- 世帯数 6,003世帯
- 町内会加入世帯数 2,986世帯
- 町内会数 201町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
(児童数減少のなか自治会未加入世帯も児童福祉綱引き大会などの子供会活動へ参加することで充実を図り、世代間交流や保護者への研修も行った)
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
(ひとり暮らし高齢者料理教室の回数が増加した)
- ・障がい者支援活動 …………… 活発になった
(重度心身障がい者への訪問活動や障がい者団体支援を行った)
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
(ニーズ把握のための座談会開催、広報紙を年4回発行し一部カラー印刷にした)
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：子供会活動の支援(704人25班)や保護者への研修会、参加総数約500人の児童福祉綱引き大会、塩冶百寿会による世代間交流
- ②高齢者支援活動：ひとり暮らしの高齢者料理教室(年2回)や懇談会(年1回)、高齢者福祉大会、在宅寝たきり者お見舞い(年末)

- ③障がい者支援活動：重度障がい者への慰問(年末)、塩冶愛友会への助成
- ④その他住民活動：塩冶クラブや百寿会による奉仕活動、塩冶ふれあい祭など
- ⑤コミュニティセンターの活動：実践目標「生涯学習に取り組み自己を高めよう」「生活を見直し住みよいまちにしよう」「健康と体力づくりに努めよう」「青少年を健やかに育てよう」



高齢者福祉大会



児童福祉綱引き大会

【課題と展望】

自主財源が減少しており、財源を生み出すような活動へ取り組みます。

役員の推薦に苦慮している。また、就任しても長期的に役を務めていただけない人が多く、長期的な福祉活動や安定的な運営が困難であり、検討が必要であります。

安心・安全なまちづくりにするため住民のニーズを把握し、福祉意識を高め、各種団体が連携・協力し福祉ニーズに応えていけるよう福祉増進を図りたいです。

古 志 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

島根大学医学部の西に位置し、神戸川を挟んで右岸に約100戸、左岸に約500戸の家屋があります。町内は南北に細長く、全体の6割が山です。

古来より水運に恵まれ、古代集落、神門群家、山城等歴史性豊かな地域であり、大正時代までは市の中心的な商業地として栄えていました。現在は商業地としての形態は失われ、斐伊川放水路事業により町の姿は大きく変貌しました。

高齢化率は27.8%と年々増加傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 2,130人
- 世帯数 732世帯
- 町内会加入世帯数 563世帯
- 町内会数 22町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

※古志こども福祉ボランティアの子どもたちが募金活動をし、東日本大震災で被災された方に義援金を贈っています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「りんごちゃん教室」(1回/月)～健康相談、栄養相談、おやつづくり、親子リズム遊び、本の読み聞かせ、野外遠足など(0歳～5歳の在宅児と保護者)
- ②高齢者支援活動：「小地域ネットワーク活動」(見守り・安否確認、生活援助)、皆護カードによる見守り、町内別サロン(B型、10箇所、1回/月)のサロン活動をしている。「さくらんぼサロン(A型、2回/月)」[ミニディサービス(1回/月)][青空ディサービス活動]など
- ③障がい者支援活動：「交流スポーツ大会」(2回/年)
- ④その他住民活動：福祉委員活動、すずらんの会、子ども福祉ボランティア、更生保護女性会など



身障者と子どものスポーツ交流



りんごちゃん教室

【課題と展望】

高齢化が進み、活動への参加が少なくなっています。

サロン（B型）、ボランティア、生きがい生産・趣味活動の拡充や見守りネットワークの充実、男性の参加促進、障がい者の支援の促進と福祉事業への理解啓発を図り、古志での福祉目標である「ふれあいとみんなが笑顔のまちづくり」～「皆護の里古志」に取り組みたいです。

高 松 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の西寄りに位置し、塩冶・四絡・長浜・神門・高浜・大社地域の遙堪地区に隣接しています。北西には浜山自然公園が横たわり、南境には神戸川、中央には斐伊川から流れる高瀬川並びに県管理4河川(新内藤川、赤川、午頭川、塩冶赤川)が東西に貫流しています。この恩恵により、稲作、果樹(ぶどう)、野菜等の栽培が盛んであります。近年は交通道路網(国道9号出雲バイパス)及び基盤整備が進み、大型商業施設、アパート、マンション、住宅等が増え、人口も増加傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 9,975人
- 世帯数 3,347世帯
- 町内会加入世帯数 2,067世帯
- 町内会数 138町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「てほむ」子育てサークル活動(2回/月)子ども会活動の支援、遊園地の遊具の点検・補修助成、地域座談会
- ②高齢者支援活動：ふれあいサロン交流事業{番茶会(22か所で約40回/年)・抹茶の会、(6回/年)・コーラス勉強会(8回/年)・男の料理教室(9回/年)}、認知症研修(2回/年)
- ③障がい者支援活動：県内施設訪問研修、交流研修会、児童との交流軽スポーツ大会
- ④その他住民活動：地区内寺院協力の戦没者追悼法要、敬老大会、年末独居高齢者への慰問、要支援者の見守り活動、地域・学校・保護者・子どもが協力してのあいさつ運動、青少年育成活動、子ども会活動、子どもの防犯見守り
- ⑤コミュニティセンターの活動：世代間交流事業、男の料理教室、米づくり、体験学習、健康教室・講演会、スポーツ指導教室、清掃ボランティア



男の料理勉強会



子育て支援活動(てほむ)

【課題と展望】

福祉活動を進めるための財源の確保が課題です。

また、新たに福祉活動に参加する人を広げることが必要であり、とりわけ団塊の世代である60歳代の人々の参加を広げ、福祉活動の担い手を確保したいと思います。

自治会の加入率が低下しているので、地域の連帯感を強め、加入を促進することも課題です。

四 絡 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

四絡地区は、出雲地域の中心部に位置し、各種事業所・大型商業施設・集合住宅等が多く立地し、生活の利便性が向上したことにより世帯数・人口ともに著しく増加しています。また、県立中央病院をはじめ、各医療施設・福祉施設・公共施設の立地により、近隣からの流入人口が多くなっています。

この傾向は平成になってから顕著で、近年は都市化が進んでいます。人やモノを呼び寄せ、最大の交流人口をもたらす出雲圏域の中核地域に発展しています。

出生率は14%で、毎年160人前後の新生児が誕生しています。一方、高齢化率は19%とここ数年変化がなく、依然若い世代の多い、活気ある地域です。

②世帯状況

- 人口 11,143人
- 世帯数 4,476世帯
- 町内会加入世帯数 1,758世帯
- 町内会数 158町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 活発になった
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：自主企画事業「なかよしコアラ」、放課後子ども教室「よつがね子どもスクール」、お正月遊び「よつがね冬祭り」
- ②高齢者支援活動：「ふれあいサロン」「健康教室」「介護予防体操」
- ③障がい者支援活動：「障がい者の会」への補助、「ふれあいサロン」の参加
- ④その他住民活動：地区内外の福祉施設のボランティア、慰問活動、サークル活動
- ⑤コミュニティセンターの活動：「ドーム子どもまつり」「おはようサイクリング」「登山」「ウォーキング」「よつがね秋祭り」



ドーム子どもまつり



なかよしコアラ

【課題と展望】

アパートやマンションに入居している世帯は若い世代が多いが、自治会未加入世帯も多くあります。また、独居高齢者世帯も漸増しています。

このような状況にあって、子育て支援活動、高齢者福祉活動のさらなる充実が必要です。しかし、個人情報保護法等により支援を必要とする人の把握などには困難が多く、活動ができにくい環境は否めません。

今後は各種団体の協働により見守りの強化を図り、「住んでみたい四絡 住んでよかった四絡」を目指していきます。

高 浜 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の北部に位置し、鳶巣、川跡、遙堪、四絡、高松、鰐淵地区に隣接しています。

北山山系を背に南には平坦な農地の広がる、かつては典型的な農村地帯でしたが、近年は道路等が整備され、急速に都市化が進んできました。特に地区内を通る県道161号線を中心に大型商業施設、レジャー施設、アパート、戸建て住宅等が増えています。

こうした住環境の整備に伴い人口は増加傾向にあります。しかし、他地区と同様に少子高齢化が進んでおり、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者世帯が増加傾向にあります。また、高齢化率は24.4%となっており、市の平均値よりは少ないものの増加傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 3,684人
- 世帯数 1,130世帯
- 町内会加入世帯数 890世帯
- 町内会数 58町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

1. 組織を改編し、地区社協内に5つの専門委員会を設け、委員会ごとに所管の事業を推進する体制を整備しました。
2. 高齢者の見守り活動について、情報の一元化を図るため慶人会の友愛活動対象者名簿、出雲市災害時要支援者ネットワーク事業及び民生委員による調査等をもとに「要支援者一覧表」を作成し、効率的な支援活動が可能になりました。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：子育て支援サークル「プチトマトくらぶ」による活動（年間18回、内社協6回）
- ②高齢者支援活動：「ミニデイサービスたんぽぽの会」（9回/年）「もみじ狩り」（1回/年）、

A型番茶会（ブロック単位）B型番茶会（町内単位）、見守り支援活動（要支援者への声かけ、安心カードの配布）

③障がい者支援活動：高浜身体障がい者協会への支援

④その他住民活動：慶人会の見守り活動、子供見守りチーム、介護者の集い、戦没者追悼式、ボランティア団体～「レモンの会」（調理ボランティア）、「健康ボランティア」（健康チェックや相談）、「読み聞かせボランティア」（幼稚園、小学校での読み聞かせ）「子育てボランティア」（プチトマトクラブの支援）、「図書ボランティア」（図書の貸し出し）、「JAやすらぎ会支部」

⑤コミュニティセンターの活動：「子育て・青少年健全育成事業」（プチトマトクラブ、三瓶宿泊合宿、スキー教室）



ミニデイサービスたんぽぽの会



プチトマトクラブ

【課題と展望】

- ・自治会未加入世帯が増加しつつある中で、支援を必要とする人の把握が困難な状況になっています。行政からの適切な情報の提供を求めます。
- ・福祉活動を推進するためのボランティアの確保・育成を図ることが必要です。（勤めている人が多い福祉委員を補完する役割などを想定。）
- ・障がい者の実態把握が難しいが、障がい者支援活動を継続します。
- ・ふれあいサロンB型の補助対象の要件が年3回以上の開催となっているが、より活動を拡大し取り組みやすくするために要件の緩和を要望します。
- ・高齢化に伴い、わがところネットワーク事業を活用した見守り活動の一層の充実を図ります。

川 跡 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の北部にあり、鳶巣、高浜、大津と隣接している平地農村地帯です。近年、ベッドタウン化により住宅、アパート、マンションが増えるのに伴い、若い世代が増えていく為、他地区よりも高齢化率は低くなっています。また、島根県立大学出雲キャンパスや、身体障がい者、精神障がい者に関する福祉施設、北山温泉など、教育、福祉、娯楽施設にも恵まれています。地区の中央には県道161号線が走り、また、公共交通機関として一畑電鉄の駅もあります。

②世帯状況

- 人口 9,270人
- 世帯数 3,317世帯
- 町内会加入世帯数 1,942世帯
- 町内会数 155町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

平成24年度より活動の総称を川跡地区社会福祉協議会見守りネットワークとして以下のとおり活動に取り組んでいます。各活動は地域福祉推進委員と中心に民生児童委員も加わり、毎回、季節の行事、住民の要望等に合わせた活動を展開しています。

- ①子育て支援活動：「どんぐり広場」（月1回）・「出生年度別育児サークル」（同じ年度に出生した子ども、親を対象）（月1～2回）
- ②高齢者支援活動：「いきいき交流会」（年6回）・「茶のん話会」（5大字ごとに年4回）・地域ミニ交流会（5大字ごとに年1回）・「長寿いきいの集い」（年1回）・「高齢者料理教室」（年6回）
- ③障がい者支援活動：障がい者ふれあい活動、「ふれあい通信」の発行（年6回）・「歴史探訪教室」（年5回）
- ④その他住民活動：「世代間交流事業」（年3回）・登下校見守り活動・個人的見守り活動

- ⑤コミュニティセンターの活動：ボランティア福祉部、青少年育成・子育て部、健康・スポーツ・レクリエーション部、地域安全・環境部等が積極的に福祉事業に参加



世代間交流事業



子育てサロン「どんぐり広場」

【課題と展望】

- ・近年急速にベッドタウン化が進み、人口増加と、若い年齢層、子どもが増えている一方で、団塊の世代の人たちを中心に構成された住宅団地は高齢化が顕著となり、いわば限界集落ともいえる状況があります。今後、世代間交流を通じ、若い人が高齢者を支援する関係づくりを推し進めていかななくてはいけないのではないかと思います。
- ・他地域から移り住んでくる人も増えている中であって、昔から居住している人との交流が必要です。また、他地域から移り住んできた人たちの持っている考え方や特技を生かし、新しい風を吹き込みながら、川跡ならではの文化、伝統を受け継いでいくことも必要です。
- ・社会福祉協議会を支えていく、委員、役員など関係者の若返りを考えていかななくては今後の活動を支えきれなくなっていくのではないのでしょうか。就業しながら活動に参加できるような体制づくりをしていきたいです。

鳶 巢 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

鳶巢地区は、出雲地域の中心から北部に位置し、北山を背景とした自然と青木遺跡、山持古墳や国の重要文化財の仏像が9体安置されている大寺薬師、鳶ヶ巣城跡など、文化的財産にも恵まれています。

地区内には北山健康温泉や介護施設「いこいの郷」等もあり、健康と福祉のまちづくりを担っています。また、出雲北陵中学校、出雲北陵高校、島根県立大学出雲キャンパスが開設され、学園のまちとして整備されています。

平成20年には鳶巢コミュニティセンターとアリーナ、鳶巢幼稚園が一体的に移転新築され、地区内外の住民に活発に利用されています。

文化活動やボランティア活動なども盛んに行われ、出雲市のスポーツレクリエーション大会では常に上位入賞するなど、スポーツ活動も大変盛んです。

このように鳶巢地区では、「健康と福祉のまちづくり」に向けて地区あげて取り組まれています。

②世帯状況

- 人口 1,574人
- 世帯数 456世帯
- 町内会加入世帯数 390世帯
- 町内会数 24町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：0歳～3歳児を対象の「ぴよっこ教室」(月2回)で、子育て講演会や体験あそび、幼稚園児や高齢者交流など実施。主任児童委員や「ぴよっこ教室」を卒業した親が主となり自主運営の方向に向かっています。年々参加者も増え、父親や夫婦での参加、地区外からの参加も増えています。
- ②高齢者支援活動：「高齢になっても笑顔で暮らせるまち 鳶巢」を目指し、福祉推進員、

町内の福祉委員を中心に活発に町内高齢者ふれあいサロン事業を実施。ペタンクなど軽スポーツ活動への参加も多くなっています

- ③障がい者支援活動：年1回の研修旅行、川跡地区との合同スポーツ研修を実施。近年では高齢化により活動が少々低調になっていますが、障がいを持っている方々とボランティア、スタッフの連携が図られています。
- ④その他住民活動：「捨てないで！空き缶みんなの宝物」をスローガンに、環境や福祉活動への意識が向上しています。コミュニティセンターに設置されている空き缶リサイクルステーションの回収が年々増え、収益でベビーカーやシルバーカーを購入し贈呈したり、見守りパトロール隊へジャンパーや旗を寄贈し、子どもの健全育成にも役立っています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：【縁∞絆！協働！！生命（いのち）輝く鳶巣 守ろう命 永久に共に】を大テーマに掲げ、誰もが健やかで生きがいのもてる心豊かなふるさとづくりを目指して、地域と学校、各種団体との協働による「地域力」の向上活動が続けられています。



ふれあいサロン活動



北陽小学校での竹の交流事業

【課題と展望】

高齢化が進み、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が増える中、支える側の世代（特に男性）の地域ボランティア活動への意識を高めることが課題となっています。

特に、団塊の世代の退職が急速に進み、これまで仕事中心で地域活動に参加できなかった方々が一人でも多く、早く、地域活動に参画できるような場を企画し、誰もが地域で支え合いながら「安心して暮らせるまち」「いきいきとした高齢者として暮らせるまち」を目指し、その中心となって活動を展開していきます。

上 津 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の東部に位置し、斐伊川に沿った細長い田園地帯で、古くから斐伊川の恵みを受けてきました。商工業が少なく、兼業農家が多い地区です。斐伊川の度重なる洪水には地区民あげて取り組み、助け合い支え合う積み重ねの中から「地域のまとまり」の素地が育ちました。

人口1,437人のうち65歳以上は445人。高齢化率は約31.7%です。1世帯あたりの人数が3.42人と以前に比べ減少しました。

地区内には平成21年度から老人介護施設が設置され、地区外からも豊かな自然環境のもとで利用されています。また、今年度から待望の幼稚園延長保育が始まり、保育園に預けていた地区内の子どもたちが上津に戻ってきつつあります。

地域福祉活動については、上津コミュニティセンター事業を中心に、文化活動やボランティア活動を合せて取り組まれ、少子高齢化社会に備えるべく、地区をあげて努力しているところです。

②世帯状況

●人口 1,437人

●世帯数 420世帯

●町内会加入世帯数 369世帯

●町内会数 14町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 低調になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

災害時の支援体制を補完するため台帳整備しています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：未就園児の親子を対象とした「つくしんぼ教室」を月1回開催しています。この活動は、運動、遊び、音楽を通して親子の結びつきを深めています。また、幼稚園児や地域のお年寄りと交流する機会が多く、地区全体で子育てを応援しています

②高齢者支援活動：「ふれあいサロン事業」として、75歳以上の日中独居または独居の方を対象としたAサロンを月1回、地区内9集会所を中心としたBサロンと健康づくりのための体操教室を月1回それぞれ開催して、高齢者の居場所づくりのお手伝いをしています。

③障がい者支援活動：地区の障がい者の会の活動

④その他住民活動：「世代間交流事業」として斐伊川ビーチバレーボール大会は、近年地区外の中学生の参加も増え、地元住民との交流ができました。また、昔の遊びを通じて、楽しみながら小学生と地域のお年寄りと交流しています。

上津地区社会福祉協議会は災害時見守りネットワークの充実として民生委員や福祉委員と連携し「上津地区あんしん見守り台帳」を作成し援護の必要な方々を把握することにより、日常の見守り活動や緊急時・災害時の迅速な対応のための活動に役立てています。

⑤コミュニティセンターの活動：コミュニティセンターは高齢者、子どもを見守る会など相互の調整と福祉活動の中心の軸を担っています。



世代交流事業(昔のあそび)



子育て支援活動(つくしんぼ教室)

【課題と展望】

地域の福祉ニーズを把握し、活動に結びつけるため、各町内の福祉委員の育成強化が急務であり、評議員会の活動を見直して地域活動に結びつけることが課題です。

また、少子化対策として、地区での縁組推進方策が必要と思われます。

今後は、高齢者の見守りネットワークの構築やサロン(A型・B型・ハイハイ等)の充実を図るなど、一人でも多く地域住民との関係をうまく築けるような「場」づくりに努力して地区を「福祉の町」と呼ばれるようにしたいです。

稗 原 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、出雲地域南部の山間地に位置し、主な産業は水稲中心の農業です。山間地のため耕作面積は小さいが、現在は圃場整備も終わり、稗原ダムの完成により農業環境は良好です。また、和牛飼育、プルーン、ピオーネ、椎茸などの栽培が盛んに行われています。

人口は減少傾向が続いており、高齢化率は33%を超えています。また、昼夜の人口差が大きいことが特徴です。

地区内には開業医をはじめ、健康づくり推進員、福祉サポーターが中心となって、健康福祉活動を積極的に行っています。

生涯学習は、稗原コミュニティセンターを中心に活発に取り組んでいます。

②世帯状況

- 人口 1,977人
- 世帯数 540世帯
- 町内会加入世帯数 502世帯
- 町内会数 54町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- | | | |
|----------------|-------|--------|
| ・子育て支援活動 | …………… | 活発になった |
| ・高齢者支援活動 | …………… | 活発になった |
| ・障がい者支援活動 | …………… | 変わらない |
| ・その他住民の活動 | …………… | 活発になった |
| ・コミュニティセンターの活動 | ……… | 変わらない |

福祉サポーター支援制度発足により、小地域ふれあいサロンが活発になっています。

井戸端工房(年5～6回)の開催により三世代交流活動が活発に行われています。

また、地区見守りネットワークへの理解が深まり、構成団体も多く、活発に活動が行われています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：児童・生徒の見守りネットワーク活動、園児・児童・生徒の血液検査の費用助成、乳幼児学級・赤ちゃん支援への助成、子どもの遊び場環境整備
- ②高齢者支援活動：高齢者の見守りネットワーク活動、ふれあいサロン活動(A・B型)、

井戸端工房・世代間交流活動、敬老会・認知症研修会・外出支援事業の実施

③障がい者支援活動：「地区身体障がい者会」へ補助

④その他住民活動：戦没者慰霊祭の催行・地区社協だより・福祉サポーターだよりの発行(年4回)、喜楽会・青色防犯パトロール隊ほかへの支援活動・福祉座談会

⑤コミュニティセンターの活動：「青少年健全育成」「健康セミナー」「乳幼児学級」「おやじ塾」「男の料理教室」



おやじ塾



三世代交流餅つき大会

【課題と展望】

近年は少子高齢化、人口減少が著しく、住み慣れた地域で誰もが安心、快適に暮らせる「福祉のまちづくり」が求められています。幸いに当地区は自治会加入率が93%と高く、地域の連帯感があります。このような地域の特長を生かして福祉への「参加と支え合い」の意識向上に努め、コミュニティセンター、地区社会福祉協議会が中核となって、地域住民、諸団体が情報交換を行い、連帯・協力のもとで充実した福祉活動の推進を目指します。

当面は福祉サポーターの配置により、集合型の見守り活動は進みましたが、個別訪問型の見守り活動についても力を入れていく必要があります。地域の実状に合った「見守り活動」を推し進めていきます。

朝 山 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の中心部の南に位置し、神戸川流域に沿った南北に細長い地区です。馬木不動尊、金剛峰寺(大坊)をはじめ古い歴史が多いところです。農山村地でありながら、専業農家が少なく勤め人が多く、昼間と夜間の人口差が著しい地域です。少子高齢化が近年急速に進み、特に南(奥部)が激しく進んでいます。

②世帯状況

- 人口 1,969人
- 世帯数 567世帯
- 町内会加入世帯数 513世帯
- 町内会数 28町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… なくなった(出席者がいない)
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

サロン以外の行事に高齢者が出かけることが多く、慶人会への外出支援の助成がなくなったので外出支援を使いやすくしてほしい。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：子育てママさん交流会(さくらんぼの会)、Aこどもと楽しく遊ぼう(お月見会、餅つき会)、B夕涼みコンサート(A、Bは三世代交流を兼ねます。)
- ②高齢者支援活動：いきいきサロン、ふれあいサロン、わがところネットワーク、ひなまつりコンサートなどの活動
- ③障がい者支援活動：交流会等を行ってきましたが出席者が殆どなく活動をしていません。
- ④その他住民活動：あいさつ運動、三世代交流等が大変盛んになっています
- ⑤コミュニティセンターの活動：世代間交流、介護予防健康教室、そばづくり・稲作等子供達との体験学習が地区社会福祉協議会、民生児童委員会と合同で行われています。



子育てママさん



健康体操

【課題と展望】

神門川に面した地域であり、平成18年には水害を経験しました。また、日中に若い世代が少なく高齢者だけになる地域です。

このことから、災害発生時の支援のみならず、平素より支援を必要とする人と支援する人の信頼関係を築く必要があります。高齢者の見守り機能を持ったふれあいサロン活動を充実させ、見守りマップを活用した、わがところネットワーク事業を充実することで、高齢者の暮らしが安全で安心して住める朝山にしたいです。

乙 立 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の南端に位置し地区の中央を神戸川が貫流し、周囲は300～500m級の山々に囲まれた盆地を形成し、南は佐田、西は湖陵、東は朝山、北は古志、神門、神西の各地区に隣接しています。

地区内には、立久恵峡があり神戸川の溪流に沿う溪谷の景勝地で、国の名勝天然記念物に、また島根県立自然公園に指定され、貴重な植物や景観が保護されています。その上流部には「わかあゆの里」が平成23年5月にリニューアルオープンし、オートキャンプ場10サイト、キャンプサイト50張り可能なキャンプ場と生まれ変わりました。週末や大型連休にはたくさんの家族、友人連れで連日大いに賑わっています。

人口流出に伴う少子高齢化に歯止めがかからず平成18年と対比してみても世帯数30世帯、人口100人減、高齢化率は6%増(33%→39%)となっています。

また、平成18年の豪雨災害時には生活道路の寸断によって孤立化するという問題も起こりました。

②世帯状況

●人口 712人

●世帯数 227世帯

●町内会加入世帯数 209世帯

●町内会数 7町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

ほぼすべての事業において当初の予定通り進捗。子育て支援事業としては、今年度、当コミュニティセンターの専門部事業の一環で「親学プログラム」を実践され、内容的にも参加された方に好評であり次年度は共催というかたちで参画したいと考えています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：児童福祉費(小、中血液検査、出産祝い金)等の支援活動
- ②高齢者支援活動：「新緑見物」「世代間交流だんご作り」「まめな会」「ふれあい会食サービス」「認知症予防」の勉強会などの活動
- ③障がい者支援活動：団体育成費等の支援活動
- ④その他住民活動：毎年、春分の日に戦没者慰霊祭を実施
- ⑤コミュニティセンターの活動：地域を基盤にした様々な団体・組織を中心とした活動やコミュニケーションの場とし活用していただいている。



世代間交流 だんご作り

【課題と展望】

“高齢者及び児童生徒が安心して暮らすことの出来る癒しの乙^き立^とを目指して”を行動目標として、地区の社協を基に防犯ボランティアのグループが活動しています。

少子高齢化が更に加速して行く中で、見守り体制の強化、充実を図ることが急務となっています。上記の事も踏まえ新たに休耕田の把握、危険箇所(児童生徒の通学路)、空き家、避難経路等々の防犯マップの随時見直し時の連携、事案発生要因の抑止をすると共に、青パト隊への緊急パトロール要請に対しての初動体制の強化等々地域と一体となって、より一層の防犯活動に協働したいと考えています。

神 門 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

市の中心に位置し、東西を結ぶＪＲ・国道９号を挟み、山陰自動車道出雲インターは出雲の西の玄関口です。「しまね花の郷」「トキ分散飼育センター」「ゆうプラザ」「多目的会館朱鷺会館」更に「平成温泉」「真幸ヶ丘公園」等の公共施設に恵まれ、また高齢者福祉施設及び保育園・幼稚園・児童クラブ・小学校・中学校・高等学校・医療専門学校等もあり健康関連施設と教育施設が充実しています。人口は５年前と比べ約２００人増加しています。高齢化率は２３％で当時の２０％に比べ少子高齢化が進んでいます。

②世帯状況

- 人口 7,260人
- 世帯数 2,327世帯
- 町内会加入世帯数 1,494世帯
- 町内会数 66町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
(地区福祉団体が分担すべき乳児から小学生まで(児童クラブ含む)の支援活動を確実に実施した。)
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
(社協の見守り声かけ活動を21年度より大幅に拡大し希望する世帯に訪問活動を活発化した。(平成20年40世帯・平成21年110世帯・平成24年140世帯))
- ・障がい者支援活動 …………… 活発になった
(福祉施設、福祉専門学校の研修、機具装着体験を通して相互の理解を深めた。)
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
(神門地区ボランティアセンターによる在宅介助者へ友愛訪問活動、河南中学校生徒が地区行事へのボランティア活動に積極的参加。)
- ・コミュニティセンターの活動 …………… 活発になった
(若手女性団体ハッピークラブを設立した。退職者地域デビューとして「はじめての一步」活動を開始。)

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「あんじゅ」０歳児の身体測定と保護者の交流／月１回、「スマイルキッズ」１歳～就園前児の保護者の交流／月３回、「子どもサロン」小学１年生～３年

生の遠足とクリスマス会、小学3年生～6年生の夏冬三瓶一泊研修、小中高の校門で朝のあいさつ運動／月2回、青パトロール隊発足(地区子ども見守り会)、児童クラブ支援活動／年2回、夏季修養の集い(座禅)

- ②高齢者支援活動：福祉の集い、ふれあいサロン事業として、A型サロン／月2回、B型サロン／各町内及び大字(4地区)別サロン活動、見守り声かけ運動を140世帯へ実施。平成24年度より民児協・慶人会の三者で「わがところネットワーク」を発足地域全体で見守る体制の構築に取り組んでいます。
- ③障がい者支援活動：視察研修／年1回、長浜地区との交流会／年1回、福祉施設の研修会、福祉専門学校での機具装着体験
- ④その他住民活動：神門地区ボランティアセンター在宅介助者へ友愛訪問活動及び地区内奉仕活動、歴史探訪ヒスタム、かんど花と緑の会(地区内花壇管理)
- ⑤コミュニティセンターの活動：広報誌発行(広報かんど)、総合文化祭、子どものふるまい教室(習字、お茶)、パソコン教室、人権教育・啓発の推進



あんじゅ



ふれあいサロン

【課題と展望】

人口・世帯数ともに増加しているが、その年齢構成は65歳以上の高齢者が1,660人の23%、15歳未満の年少者が1,140人の16%と少子高齢化は確実に進展してきました。

こうした状況に対応する次の地域福祉活動を後継者の育成を図りながら実行したいです。

- (1)「わがところネットワーク」を着実に定着化させ対象世帯に安心を届けたい。
- (2)ボランティアセンターや中学校生徒など地区一体での福祉活動の推進。
- (3)「認知症」「うつ病」や生活習慣病の予防法、対処法講習会を開催。
- (4)魅力ある企画を立て多数の住民を動員し地区の活性化へとつなげる。

今後は、福祉関連団体が更に連携を深め、子どもや高齢者及び障がい者に一層の「やさしいまち神門」を目指して努力していきたいです。

神 西 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、市の中心部に位置し、汽水湖である神西湖を擁する農村地帯であり、古代出雲文化発祥の地です。神西湖周辺の景観は『神西湖九景』として讃えられています。平成21年には山陰自動車道・出雲インター線が開通し、出雲市の玄関口でもあります。

地区内には福祉施設が3施設あり、また、アパートも近年多くなっており、これを除く町内会加入率は約97%となっています。しかしながら、他地区同様に少子高齢化が進行しており、特に、高齢者の人口は確実に増加し、中でもひとり暮らしの高齢者・高齢者夫婦世帯の増加が顕著な状況となっています。

②世帯状況

- 人口 3,750人
- 世帯数 1,275世帯
- 町内会加入世帯数 823世帯
- 町内会数 64町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
(親・民生委員が、毎火曜・金曜日に交流・相談の場を設けている。)
 - ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
(デイサービスの充実、番茶会の開催回数の増加)
 - ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
(障がい者組織の弱体化が懸念材料(現世話役の高齢化))
 - ・その他住民の活動 …………… 活発になった
(見守りネットワークによる子ども・高齢者の見守り活動の充実)
 - ・コミュニティセンターの活動 …………… 変わらない
(事業を継続しながら、少しずつ事業内容を変え実施している。)
- 各種助成金等を利用した備品の導入による福祉活動の充実。
- 見守りネットワーク青色防犯パトロール隊による子ども・高齢者の見守り活動の充実。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：スタッフ(民生委員・親)6名により、毎火曜日・金曜日に子どもと親同士のふれあいの場を提供し、子育ての悩み・不安・孤独感の解消と交流を目的とした活動を実施

- ②高齢者支援活動：コミュニティセンター・温泉でのミニデイサービス(年間11回)・各地区での番茶会(12ヶ所・年平均1ヶ所3回程度)は、ふれあい・つながり・生きがい・健康づくりの場として実施
- ③障がい者支援活動：助成金交付による支援活動を実施
- ④その他住民活動：地区ボランティアセンターの協力によるデイサービス(1回/月)福祉施設訪問、清掃活動等の実施や見守りネットワークによる子どもや高齢者の見守り活動の実施
- ⑤コミュニティセンターの活動：生涯学習の視点に立った、幼児から高齢者に応じた自主企画事業38事業によるネットワークづくりの推進



番茶会



餅つき大会

【課題と展望】

少子高齢化、核家族化、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯が増加しています。また、地域の互助機能の弱体化・つながりの希薄化など地域社会を取りまく状況も変化しています。こうした中、現在では、ひとり暮らしの高齢者等への日常生活の支援や有事の支援を地区社協、民生委員が中心となって行っているが、限度があり地区としてどのように対応するかが課題です。この課題に対して、地区一体となった取組が重要となっていて、市や市社協の支援を得ながら地域住民が共に支え合い自立した生活を送れるよう推し進めたいです。

福祉委員については、自治委員との兼務が全体の約3/4であり、地区内における住民の福祉の増進を図る中で、現状では、地区社会福祉協議会事業の一部の敬老大会、ふれあいサロンB型(番茶会)事業で協力しているが、全ての事業への協力は厳しい状況です。将来的には、福祉委員を特化したものとし、地区の福祉事業全てに協力いただく位置づけにする必要があります。

長 浜 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲地域の西部に位置し、国引き神話や「菌の長浜」や「長浜神社」があり、歴史豊かな田園地域です。

産業構造としては、農業では3つの農業法人を主体とした稲作、ぶどう栽培、花卉栽培が盛んです。また、地区中心に製造業を中心とした「出雲長浜中核工業団地」(約60社、従業員数約2,000人)があり、工業でも応分の役割を担っています。

人口の動態は、大正、昭和、平成を通してさしたる変動はないが、少子高齢化が加速しています。高齢化率28.2% (18年度比+1.5%)

②世帯状況

- 人口 5,012人
- 世帯数 1,665世帯
- 町内会加入世帯数 1,149世帯
- 町内会数 24町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 低調になった
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

依然として大きな変化はないが、依然として福祉委員などリーダーの参画意識が向上していない。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：昔の遊び、わら細工や長浜カルタ取りを媒介とした小学校児童との世代間交流、乳幼児については育児講演会、育児サークルでの意見交換会。
- ②高齢者支援活動：敬老会・ふれあいサロン事業(9団体 原則各12回／年)・料理教室、染め物教室、陶芸教室(各1～2回／年)・認知症研修会(2回／年)、わがところネットワーク事業(独居高齢者中心の見守り活動 今期より開始計画)
- ③障がい者支援活動：リハビリ教室、他地区との交流会(1回／年)・介護者の会(10回／年)
- ④その他住民活動：啓発活動として、広報誌「長浜社協だより」の発行

- ⑤コミュニティセンターの活動：災害時避難訓練・健康ウォーキング「健康づくりを進める会」などの健康増進活動



三世代交流(昔の遊び伝承)



三世代交流(長浜カルタ)

【課題と展望】

基本的には、上記【現在の地域福祉活動の現状】に記載した ①人材 ②資金 が課題です。

①の人材不足解消の方向としては、サロン会リーダーや福祉委員のボランティア意識の醸成が急務であり、内外ボランティア研修会への参加を促進したいです。

②の資金不足については、市社協助成金及び自主財源としての香典返し等、寄付金が減少する中で、当面その改善は困難であり、資金に依存しない活動に向け、その方法や工夫に一段と注力したいです。

平 田 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の中心部に位置し、斐伊川下流、出雲平野の東北端にあり、船川と宍道湖の水運を利用して、古くから木綿の集積地として栄えてきました。中心市街地としての役割を持ちますが、その活性化が課題となっています。

本地区でも、他の地区と同様、少子高齢化が進行しています。平成24年3月31日現在、高齢者率28.77%で、人口7,175人のうち高齢者の人口は2,064人と確実に増えています。中でも、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が年々増加しています。閉じこもりの予防、生きがいつくりなど福祉についての活動を考えていかなければならない状況です。

②世帯状況

- 人口 7,175人
- 世帯数 2,303世帯
- 町内会加入世帯数 1,720世帯
- 町内会数 63町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

福祉活動が各町内単位としてされるよう、また活動を2～3年継続して活動を行っていただける福祉推進委員を1町内1人以上確保する運動を平成24年より3カ年計画を立て、取り組み始めました。

平成24年9月末現在、福祉推進委員50名、町内別では平田地区63町内中42町内で活動していただいています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：子どもの健全育成活動と世代間交流事業を目的として活動しています。地区社協の役員さんにお手伝いいただき、高齢者の方と小学生児童、幼稚園児と保護者の方に参加いただいています。（笹巻きづくり、ふれあいグラウンドゴルフ大会、ミニ門松づくり）

- ②高齢者支援活動：高齢者の方に、声掛けをして、ひきこもり防止・支えあいの場・仲間づくりの場・生きがいづくりの場を設け、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。数年前までは、女性の方の参加が多かったですが、近年男性の方の参加も増えて楽しい時間を過ごしておられるように感じます。ここ1～2年、小地域でのサロン事業にも力をいれて、各町内の福祉推進委員を中心に年7～8回開催しています。将来的には、町内ごと月1回の開催を目指しているところです。「高齢者料理教室」「そば打ち体験」「ふれあいサロン」「敬老会」他を実施しています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：高齢者の方の生涯学習の場として、月2～3回踊り、生花、絵手紙、俳句、歌などのサークル活動を行っています。その発表の場として、年1回文化祭を開催して、サークル活動を応援しています。



にこにこサロン



高齢者料理教室

【課題と展望】

少子高齢化に伴い高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯が増加しており、閉じこもり、地域社会との繋がりが希薄になる高齢者が問題となっています。

町内単位で住民への意識啓発を図り、高齢者の生きがいづくりの場と子どもの交流の場として、小地域単位のふれあいサロン事業の活性化図りたいです。

町内単位で、福祉に対する意識の差があり、活動の継続と活動の担い手について問題となっています。

将来的には町内ごとに福祉推進委員を設置し、きめ細かな活動が出来るよう「福祉のまち」を創っていきます。

灘 分 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の南部に位置し、北沿いに電鉄一畑線が走り、南沿いには斐伊川が流れる自然豊かな田園の中に、灘分・島村・出島の三町で成り立っています。

土地は、斐伊川の流砂の堆積と度重なる洪水、千拓により形成され、豊かな土壌が稲作中心の農業を発展させてきました。近年は、集落営農組織が結成され、規模拡大・経営改善が図られています。

住民人口の変動は少ないが、少子高齢化は進みつつあるが、三世代家庭が多い環境であり、連帯感の強い地域です。

市唯一の総合医療センターが新築竣工し、また、平成25年4月に市立向陽中学校が新設開校し、地域の生活や教育環境も大きく変わろうとしています。

②世帯状況

- 人口 3,665人
- 世帯数 1,041世帯
- 町内会加入世帯数 866世帯
- 町内会数 36町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

当初の活動計画、内容を実施することで精一杯です。

福祉事業計画への協力要請が増加していると思います。

思いやりの福祉に深く携わる方々の負担軽減について、ご検討ください。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「みずほのくらし創り」福祉活動計画に基づいた「子育てサロン」の開設、育児支援、親子ふれあい交流、クリスマス会など、放課後児童クラブへの支援。
- ②高齢者支援活動：高齢者の生きがいづくり、交流の場として、敬老会、いこいの集いサロンの開催。民生委員・地区社協役員・灘分小学校児童による高齢者世帯及び施設訪問。なかよし体育祭への招待・交流。

- ③障がい者支援活動：民生委員、地区社協役員による「家庭訪問」活動。
- ④その他住民活動：地域住民と各関係機関、団体との連携により地域安全活動、見守り巡回活動。地区夏祭り、体育祭、文化祭、防災避難訓練の開催。広報啓発活動（地区社会福祉協議会だより、地区広報など）
- ⑤コミュニティセンターの活動：コミュニティセンターの各委員会事業を推進。広報なだぶん、コミュニティセンターだよりの発行、体験農園学習、親子ふれあい野外活動、スケート教室、文化祭、文化講演会、EM菌だんごで河川浄化、地域環境研修、グリーンカーテンエコ推進、体力づくりウォーキング、小学生と高齢者の平和学習会、ふるまい向上研修会、EM菌といっしょに暮らそう。



子育て支援事業



いこいの集いサロン

【課題と展望】

少子高齢化が進む中、地域活性化を図る必要があります。

地区社協活動の見直し、それに携わる民生委員の負担軽減と福祉活動を支える人材確保及び人材養成が必要です。

安心安全なまちづくり像の具体的方策を図るための住民動向の把握が困難となっています。

地域住民のニーズを把握し、住民の意識啓発を図るとともに、各種団体と連携、協力し安心安全なまちづくりを目指したいです。

新中学校区枠組地区との連携、調和のとれた活動として、「心豊かで、いきいきと、活力溢れる郷土づくり」をめざしての地域づくり推進目標に向けて、結束した活動を図りたいです。

国 富 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の南西部に位置し、南を流れる斐伊川がつくった沖積平野と北山山系に属する旅伏山麓に散在し農業を主な産業とする地区です。

稲作を中心とした農業の盛んな地域ですが、近年農家人口世帯数、農業粗生産額とも減少傾向にあり、農業の兼業化が顕著であることから停滞傾向を強めていると同時に、営農者の高齢化や、後継者不足が深刻で、農地の維持管理が大きな課題となっています。

本地区の人口は、出雲市全体の約2%を占め、人口推移は減少傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 2,963
- 世帯数 846世帯
- 町内会加入世帯数 715世帯
- 町内会数 47町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

国富地区では、特に子育て支援や高齢者支援活動事業が活発で、子どもと高齢者の交流を促進するために「三世代交流事業」（笹まきづくり、しめ縄作り等）を実施し、1回50～60名程度の参加者がありました。この活動は、若い親の子育てを支援するとともに、高齢者の経験や特技を活かすことで生きがいづくりにもつながりました。また、子どもが高齢者と交流することで、高齢者の理解や思いやりの心を育み、情緒発達にとってたいへん意義があります。高齢者も、自らのできる範囲で子どもの世話等を行うことで、一定の「役割」を持ち、いきいきとした生活を送れていると考えられます。

「ふれあいサロン事業」は、各地域への広がり、連携が期待されています。地域の中には、何らかの支えを必要とする子どもや高齢者等いろいろな方々を、国富地域で支えていこうと関心が高まっています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：子育て支援の場や子育て世代の交流活動機会として、「子育てサロン」（1回/月）「子育て講演会」「三世代交流事業」「子どもの遊び場補修事業」「小学生の福祉学習支援事業」の実施。子どもと一緒に楽しい時間を過ごし、地域の方と知り合いになる機会として参加していただいています。
- ②高齢者支援活動：「ふれあいサロン交流事業」「高齢者料理教室」「高齢者の集い」「認知症を理解するための講演会」「わがとこネット事業」など、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者の介護予防や地域の結びつきを強める活動を推進しています。
- ④その他住民活動：「青パトによる安全見守り活動」「あいさつ運動」など、登下校時見守り運動、お帰りあいさつ運動として、高齢者や児童を地域が見守る活動として取り組んでいます。
- ⑤コミュニティセンターの活動：「子どもいきいき活動」、「コミセンクラブ活動」は、向学心、余暇の充実を図り、地域の方々の生涯学習を支援しています。



子育て支援活動



高齢者支援活動

【課題と展望】

新旧住民のふれあいや町内単位の交流が少なく地域の連帯感が希薄化し、相互の支え合いなど、福祉に対する意識が低下しています。

少子高齢化が進む中、公的福祉サービスだけで支援が必要な方を支えることは困難であり、地域における新しい地域福祉のあり方を検討することが緊要な課題ですが、地域福祉を進めるうえで個人情報保護の制約が大きな壁となっています。

今後、支援を必要とする人が自らの「生きる力」を引き出されるような支援が必要であり、近隣の変化に気づき、課題を共有し、解決に結びつけるような地域での支え合いに取り組み、地域では解決できない問題は、行政等につなげていきたいです。

西 田 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の西部に位置し、東は久多美・平田地区、北は北浜地区、南は国富地区と鳶巣地区に接し、西は鰐淵地区と日本海の十六島湾に面している。東西は、距離にすれば6.1km、南北は5.6kmでその面積は、15.07km²です。

地区は、西郷町、本庄町、万田町、奥宇賀町の4町で構成され、地区の中心部には、西田コミュニティセンターのほか、西田小学校、JA西田支店、西田簡易郵便局があり、また、特別養護老人ホーム「万田の郷」、特別養護老人ホーム「新型万田の郷」、介護老人保健施設「まんだ」、宇賀の杜「楽舎」、宇賀の里「楽舎」があります。

西田地区は穏やかな農村地帯で、稲作・ブロッコリー・イチジク・柿などが栽培されています。また、地区内企業の、ヒラタ精機(株)や万田の郷は、地域の雇用に貢献しています。

②世帯状況

- 人口 1,815人
- 世帯数 573世帯
- 町内会加入世帯数 420世帯
- 町内会数 30町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

- ①高齢者世帯がますます増加することが予測され、今後、若者の定住対策や同居生活への支援が必要です。
- ②田舎特有の近所づきあいや自治会組織に支えられ、ひとり暮らしの見守り機能があります。
- ③動物(シカ・イノシシ・アナグマ)に対する登下校時の安全対策が必要です。
- ④地域を活性化するには少子化対策の推進が最優先されるべきです。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：地区内の小学校において、毎週水曜日の朝15分間各学年で「ボランティアによる本の読み聞かせ」を行っています。
- 「青少年ネットワークの地区内こども会、仲良し会の交流事業」は、地区内で小学校区が異なる児童同士の交流会を開催し、学校が休みの週末や夏休みなどの休校日に陶芸教室、スキー教室、異文化体験等の活動を行っています。
- 「西田っ子守ろう会」「青色パトロール隊の登下校の見守り活動」
- ②高齢者支援活動：「ふれあいサロン事業」は、地域の高齢者等と住民が気軽に集まり、ふれあいを通して生きがい作り、仲間の輪を広げ、地域の介護予防の拠点として心身機能の向上を図ることを目的に、地区内7会場で簡単な体操やレクリエーションを取り入れながら定期的に行われています。
- 高齢者料理教室、認知症研修会、高齢者クラブへの支援、友愛親善（ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者慰問）
- ③障がい者支援活動：個別に訪問支援
- ④その他住民活動：地区民体育祭、地区文化祭、健康サロン、小学校の福祉教育（福祉施設との日常的な活動や学年での交流・児童会での活動）、広報啓発活動（社協だより、ホームページ等）
- ⑤コミュニティセンターの活動：子育て支援（たなばた会・クリスマス会・ひなまつり会）、クラブ活動の育成支援、生涯スポーツの振興、福祉施設との連携



サロン事業(合同型)



子育て支援(たなばた会)

【課題と展望】

少子高齢化する中、町内会自体が消滅する恐れがあり、後継者がいなくなるなど地域活動を見直す必要があります。

将来地域を支える子どもたちを増やしていく具体的な取組や、高齢化社会での地域づくりなど、諸課題解決のため地区住民、各種団体、福祉関係者が一体となって「ふれあい 笑顔豊かな 和の西田」を目指していきたいです。

鰐 淵 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

当地区は、出雲市の北部に位置し、北は日本海に臨み、南西は弥山、鼻高山等山岳におおわれています。海岸に臨む河下町・猪目町、山に囲まれた唐川町・別所町の4町があり、当地区の86パーセントを山林が占めています。

天台宗の古刹鰐淵寺、パワースポットの韓竈神社、黄泉の穴で知られる猪目洞窟等史跡が多くあります。江戸時代より鉱山があり銅・亜鉛・石膏等を採掘し、地域経済に大きく貢献して来ましたが昭和53年に閉山しました。

産業は、地区内に採石場が2箇所、工場が1事業所のみです。耕地も30ヘクタール程度で、唐川町を中心に茶の栽培が兼業で行われているが、ほとんどの者が平田町・今市町・斐川町等地区外へ勤めています。

本地区の高齢化率は40パーセントで、地区のなかには55パーセントに達する所もあります。247世帯のうち、約50世帯が独居の家庭です。少子高齢化が顕著になっています。

②世帯状況

- 人口 738人
- 世帯数 247世帯
- 町内会加入世帯数 233世帯
- 町内会数 7町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

少子高齢化が顕著、40歳以上の独身者が多い、地区内に働く事業所がない、鹿の頭数が増加して生活に支障をきたしている。

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：子育て講習会は、子育て中の母親を対象に地域で安心して子育てができるように、アロマ講習会・ヨガ講習会等を開催し、仲間づくりや育児相談の場を設けています。

世代間交流会は、昔の遊びや絵手紙等の作成を通して、世代間のふれあい交流を行っ

ています。また、絵手紙等の作品をひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯等に手渡しで届け、安否確認を行うとともに交流を深めています。

- ②高齢者支援活動：ふれあいサロン活動は、地域の誰もが気軽に集まることができるよう、地区内6ヶ所で集会所などを利用し実施しています。各サロンでは、健康体操やレクリエーションなど介護予防の場、交流の場となっています。

高齢者の健康づくり体操教室は、寝たきりにならないで元気に毎日を過ごすことを目標に、地区内6ヶ所で講師を招いて体操教室を開催しています。

- ③障がい者支援活動：個別訪問による活動。

- ④その他住民活動：学校、PTA、家庭の連携により、登下校時の見守り活動が行われています。

- ⑤コミュニティセンターの活動：鰐淵ふれあいまつりは、住民同士のふれあいを図ることを目的として開催し、コミュニティセンターを拠点にして活動しているクラブやサークル(生花・大正琴・絵手紙・パッチワーク・そば・クッキング等)の日頃の成果を展示・発表し、地域住民に地域活動の普及・啓発を行っています。クラブ活動の育成推進、広報の発行事業



子育て講習会(ヨガ講座)



体操教室

【課題と展望】

地区の人口が少ないため、ボランティア一人にかかる負担増や、ボランティアの高齢化も課題となっており、新たな福祉活動の担い手養成が必要です。

また、少子高齢化が進行する中で、今後さらに地域での声かけ、見守り、助け合いの活動が必要であり、安心と安全な鰐淵、活力と夢のある鰐淵を目指し、コミュニティセンターをはじめとする関係機関と連携しながら、様々な情報提供や住民福祉活動の場の確保等、地域住民の不安が解消されるような事業を行っていきたいです。

久 多 美 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の中央部に位置し、東に檜山地区、西に西田地区、南に平田地区、北に佐香地区と接しています。基幹産業は農業で、農村基盤総合整備パイロット事業により、圃場整備、農地開発が行われ、米、柿が主たる農産物となっています。

昭和40年代から公営住宅の建設等が始まり、それにつれ人口は増加しましたが、近年は急速に高齢化が進行し人口も減少傾向にあります。今年3月末の高齢化率は24.50%で、特に山間部での上昇が顕著で、集落機能(町内会等)が維持できなくなる心配も出てきています。

②世帯状況

- 人口 2,392人
- 世帯数 736世帯
- 町内会加入世帯数 672世帯
- 町内会数 33町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

コミセンの職員体制が充実したので、活動を支援することが容易になりました。

市社協の助成事業がメニュー化され、事業が計画しやすくなりました。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：どんぐり活動という場を設定しているが、子どもの参加可能年齢を小学生児童までと広くし、きょうだいでの参加をしやすいとしています。中部保育所児童がコミセンの健康体操教室を年5回程度体験し交流を行っています。ボランティアが久多美小学校児童に絵本の読み聞かせを毎週水曜日に行っています。
- ②高齢者支援活動：認知症予防、健康づくりなどの講演会を地区集会所で開催し、多くの人が参加しやすいとしています。料理教室の開催や遠足を行うなど閉じこもり解消の一助となるようにしています。
- ③障がい者支援活動：地区内の障がい者施設の方とペタンクでの交流を行い、久多美フェ

スタで売店の出店をしてもらい地域の人々との触れ合いを図っています。

- ④その他住民活動：浜サロン、上岡田きらく会など高齢者自身が作った組織でスポーツ、食事、遠足など楽しい活動を熱心に行っています。住民が地区内外の介護施設で夏祭り参加、清掃奉仕などを行っています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：センター専門部の活動として、高齢者対象としてミニデイサロン、ミニ門松づくりや絵手紙教室、子供向けとして一連の稲作体験や工作教室を開催しています。



はやさめ久多美の夏祭



七夕会・そうめん流し

【課題と展望】

高齢化に伴い高齢者の世帯が急速に増加しています。こうした現状の中、見守りネット構築事業を施行的に取り入れています。更なる見守り体制と早期発見・対応が必要です。地域住民への意識啓発を図るためには、継続的な小地域福祉活動計画の見直しが必要です。認知症の罹患者が今後多く出ると予想されます。認知症に対する地域住民への講習会等(予防策、向き合い方)による意識啓発を継続的に取り組んで行きたいです。

檜 山 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の北東部に位置し、「大船山」「檜ヶ仙」の北山山脈の分水嶺から船川にいたる3つの谷とともに広がる地帯です。

大船山の石神である烏帽子岩の下、祭祀跡とみられる場があります。また、県無形民俗文化財に指定されているささら舞が伝わる多久神社、雄滝、雌滝を有する虹が滝に、自然崇拝の姿を見ることができます。さらに、檜が仙城跡など、悠久の時を経て今日まで至っています。最近、虹が滝など新聞で報道されたため地区外から訪れる人も多くなっています。

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が増え、反面、児童数は減少しています。

②世帯状況

- 人口 1,455人
- 世帯数 424世帯
- 町内会加入世帯数 400世帯
- 町内会数 23町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

子育て支援事業では、「ふれあい広場」「卒業をお祝いする会」など、児童と住民とのふれあい交流を目的として活動しています。

また、高齢化が年々高まるとともに、ここ5年間で人口が100人も減少するという地域社会の変化の中で、高齢者支援活動の充実が強く求められています。そのため、自治委員に各町内会の見守り推進委員を委嘱し、町内会単位でのきめ細かな見守り活動を推進しています。今後、さらに住民相互の助け合いを中心とした福祉支援活動を展開していきたいです。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：世代間交流会では、「卒業をお祝いする会」で、地区更生保護女性会、仁寿会有志が檜山小児童の卒業をお祝いし、児童、先生を招いて餅をつき、会食、銭

太鼓などをするほか、「大豆収穫祭(とうふ飯集会)」では、児童と地域の住民が大豆栽培の種まきから収穫まで一連の作業終了後、収穫した大豆で作った手作りとうふ飯集会をします。また、ふれあい広場で「陶芸教室」を行い、檜山小親子の陶芸体験を指導助言しながら世代間交流を図ります。

子育てサークルたんぽぽでは、就園前の親子を対象に、プール遊び、クリスマス会、ひなまつり会などで親子の地域住民とのふれあいを支援します。

- ②高齢者支援活動：わがとこネットワーク事業では、自治委員に各町内会の見守り推進委員を委嘱し、町内会単位での声掛け、見守り活動、安否確認、福祉ニーズの把握、情報提供などきめ細かな活動を推進しています。

ふれあいサロン事業では、市保健師の指導、地区健康推進員の協力で高齢者ができる簡単な体操やゲームを行い近所みなさんと楽しいひとときを過ごしていただいています。



別所上・下健康教室



とうふ飯集会

【課題と展望】

子育てや高齢者支援、環境保全、防災・防犯、地域再生など、地域の抱える課題が山積し、様々な分野で「自分たちの地域は自分たちで守り、育てる」という取組が必要です。

共生を原点に、希薄化する人の絆を強くし、ささえあい、信頼しあう格差の少ない社会の形成、地域文化の伝承を目指していきたいです。

東 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の東部に位置し、地域内に高齢者福祉施設もあることから、高齢化率27.56%と市の平均よりもやや高くなっています。

地区内には、一畑薬師や酒造りの神様・佐香神社があります。宍道湖の四季の風情があり、古墳も多く古くから栄えた地域です。

公共施設として、湖遊館・ゴビウス・サンレイク・宍道湖グリーンパーク・東部工業団地等の施設もあり地域内外からの人の出入りも多くなっています。

生活圏は、東に松江市、出雲市中心部からの中間地点にあり、交通も国道431号線と私鉄が平行しています。

②世帯状況

●人口 2,703人

●世帯数 833世帯

●町内会加入世帯数 720世帯

●町内会数 38町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

子育て支援活動 「子育てを楽しむ会」2回/月、「赤ちゃん登校日」幼児と小学校児童との交流を継続的に行っています。

見守り活動は、児童・生徒の登下校時に地域の高齢者方々が中心となり行っています。

サロン活動は、地区の7会場で地域の高齢者に対し生きがいづくりと、閉じこもり予防を図るため「ふれあいまめなかサロン」を地域住民の協力で行うようになりました。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：・地域の子育て中の親子の情報交換と交流の場づくりとして定期的（月2回程度）に子育てサークル活動「子育てを楽しむ会」を行っています。子育て会報を毎月発行、季節の行事（端午の節句・七夕・ミニ運動会・クリスマス会等）、救急救命法、歯科衛生指導、赤ちゃん登校日

- ②高齢者支援活動：高齢者の方々が安心して地域で暮せるように、地域住民の意識啓発を図り自立、支援、介護予防等の研修を継続的に行っています。

友愛訪問事業、ヨガ教室、料理教室、認知症研修、まめなかサロン

- ③その他住民活動：継続的に福祉委員の活動と役割について福祉研修会を行っています。赤い羽根街頭募金活動は、地区社協と子ども会が協働して、一畑山上で街頭募金を行っています。子どもの安心・安全を図るため、高齢者を中心とした見守り活動を行っています。



ヨガ教室



赤ちゃん登校日

【課題と展望】

地域住民の連帯感を高め、相互扶助のもと地域福祉活動の体制づくりが求められています。

「ふれあいまめなかサロン」をコミセン主体で行っているが、地域住民主体となり、自主的なふれあいサロン事業が無理なく継続的にできるよう地域住民の理解と協力、意識啓発が望まれます。

北 浜 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

島根半島から西に突出した十六島半島と、この半島から東の摺木山にいたる山稜を南の境とし、北は日本海、南は十六島湾に区切られた長い海岸線をもった地域です。7集落から構成され、急峻な地域に住宅地が密集しています。

香りがよく美味とされ、地域の特産品である十六島のりの歴史は古く、「出雲国風土記」にも記載されています。

かつては活気のある漁村であったが、現在は各世帯が通勤就労世帯となっています。少子高齢化が急速に進み、高齢化率は36%を超えており、町内によっては60%を超えるところもあります。

②世帯状況

- 人口 1,285人
- 世帯数 425世帯
- 町内会加入世帯数 402世帯
- 町内会数 22町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 低調になった
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

高齢者支援活動として、十六島1地区だけであった高齢者の居場所づくりのサロンを釜浦、小津と三地区で開設しました。

災害時に備え、地区を挙げての防災訓練や災害時要支援者ネットワーク事業情報伝達訓練を実施しました。また、災害時要支援者ネットワークの充実を図るため世帯表の作成への取組を開始しました。

魚釣り、昔の遊び、グラウンドゴルフ大会等様々な活動を通しての三世代交流事業を行いました。

忘れられていた「家庭の日」を新たに設置し、のぼり旗の設置や社協だよりでの呼びかけを行いました。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：二つある小学校単位での子育て支援
北浜小学校～「さつま芋苗植えから収穫まで」「わくわく磯あそび」など
塩津小学校～「魚釣り交流」「三世代交流事業」など
- ②高齢者支援活動：サロン事業、認知症研修会、高齢者料理教室、はつらつ交流運動会、友愛訪問事業などを行い、サロン事業は、地区集会所で高齢者の方が茶話会を中心に体操や季節の行事などを楽しむ居場所作りとして、それぞれが工夫しながら活動しています。また、認知症研修会では、地域住民が認知症について正しく理解できるよう研修に努めています。
- ④その他住民活動：地区社協だよりの発行、安全パトロール
地区社会福祉協議会の活動を地域の方に知っていただくため、活動写真を入れ、わかりやすい紙面づくりに配慮した社協だよりの発行を行っています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：北浜地区文化祭、子育て支援事業など三世代交流事業は、もちつき臼と杵を使ったもちつきで、高齢者の方に子どもがもちのつき方を教えてもらいながら行っています。また、誰でも気軽に楽しめるグラウンドゴルフ大会は、個人競技ながらも三世代入り混じったチームで励まし合い、協力しながら楽しく体を動かして世代を超えた交流活動を行っています。



十六島ふれあいサロン



三世代交流治業(グラウンドゴルフ)

【課題と展望】

少子高齢化に合わせ過疎化が進んでいるが、地域に住む者がより住みやすく、幸せを感じるようなまちをつくっていくことが強く求められています。

第2次北浜地区福祉活動計画を策定し、地区民が「知恵よせて みんなで築こう 北浜の郷」のスローガンのもと、「青い海のように清しい福祉のまちづくり」を目指して「福祉意識の向上による地域づくり」「住民総参加の福祉活動による地域づくり」「安全安心で快適な暮らしのできる地域づくり」「健康で暮らせる地域づくり」「子どもたちを大切にする地域づくり」「高齢者に優しい地域づくり」の基本方針を定め、年次計画に沿った事業の実施を目指しています。

佐 香 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

平田地域の北部に位置し、東に伊野地区、西に北浜地区、南は久多美、檜山、東地区に接し、北は日本海に面していて風光明媚な海岸線を有しています。春から秋にかけては穏やかな海であり、晴れたよい日には遥か60km離れた隠岐島を望むことができます。

平地は少なく漁業が盛んであり、中でも甘ダイ漁が盛んでブランド品として京阪神に出荷されています。近年では、高齢化と後継者不足により年々漁業従事者が減少しています。

本地区の人口は、平成16年に2,000人を割り、24年度は1,622人と過疎化が急速に進行するとともに、少子高齢化も進行しています。中でもひとり暮らしの高齢者が46人、高齢者のみの世帯が45世帯と高齢化率は約34%であり「少子高齢者」対策が急務と思われる。

②世帯状況

- 人口 1,622人
- 世帯数 553世帯
- 町内会加入世帯数 513世帯
- 町内会数 36町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

子育て支援事業については、少子化が進む中でも18年度以前の活動を継続するとともに、新たに赤ちゃん誕生に際し「出生祝い金」の贈呈及び「社協だより」に掲載し、地域住民で喜びを表しています。

小学校児童対象事業は、多くの子どもたちに参加をしてもらうために、小学校と連携し連絡調整を取りながら、企画実施しています。

また、独居者や障がい者及び高齢者世帯に対し「あんしん生活見守り隊」を発足し、安否確認等の活動を行っています。見守り希望者が増える傾向にあり、訪問員の増強を図っています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：年1回児童を対象に「もちつき大会」「しめ縄作り」「おやつ作り」を地域のボランティアの協力で実施。また、高齢者を対象に開催する「お花見会」に保育所児を招待し、ふれあいと交流を図っています。赤ちゃん出生時には、「出生祝い金」制度を設け、地域全体で見守り活動を行っています。
- ②高齢者及び③障がい者支援活動：敬老会、老人運動会の支援、「健康教室&給食サービス」等、23年度からは「お花見会」「グラウンドゴルフ大会」を企画し、高齢者の健康増進と引きこもり予防対策を実施しています。また、24年度から独居者や障がい者及び高齢者世帯の見守り体制を強化するために「あんしん生活見守り隊」を発足し、安否確認等を実施しています。
- ④その他住民活動：「福祉講演会」「介護教室」等を開催し、地域住民に対し福祉意識の高揚を図るとともに、年2回の「社協だより」を発刊し情報提供と福祉活動の啓発を図っています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：社協の事業と連携・協働し、地形的に徒歩、自転車等で来られないこともあり、送迎バスを準備してより多くの参加ができるよう配慮して幅広く参加できるよう企画・実施し、地域住民のふれあいと交流を図っています。また、21年度より他地区との交流会も開催し、相互の地域活性化に向けての活動を行っています。



お花見会



おやつ作り

【課題と展望】

人口の減少が急速に進む中、少子化対策としての「婚活」等について、地域を挙げて取り組むとともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が急増する中、ボランティアの「あんしん生活見守り隊」を発足し、活動を行っているところですが、今後さらに地域住民がボランティアに関心を持ち、各種事業に参加することで「助け合う 心豊かなまちづくり」を目指したいです。

伊 野 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲市の最東端に位置し、東西約2km、南北約8km、北は日本海、南は宍道湖に面しています。中心を伊野川が流れ、東は松江市と接し、日本海から宍道湖まで地区内でつながっている出雲市で唯一の地区です。

当地区は出雲市の中心部から25kmの位置にあり市内で最も遠隔の地区ともいえます。日本海を有する地合町、秋葉山を中心とする丘陵地と水田を有する野郷町、宍道湖と水田を有する美野町の3町からなり、主たる産業は農業、日本海・宍道湖の漁業です。

農業の中心は米づくりであり、肥沃な伊野連田でつくられる伊野産米は仁多米に勝るとも劣らないおいしいお米です。

漁業については、日本海では定置網漁、宍道湖ではシジミ漁が主に行われています。また、昔から農閑期に酒造りに出かける杜氏の多い地区として知られており、昭和50年代には100人以上いた杜氏・蔵人も後継者不足により、現在は10人程度まで減少しています。

②世帯状況

●人口 1,410人

●世帯数 437世帯

●町内会加入世帯数 360世帯

●町内会数 16町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

平成20年度よりマップ作成を行い町内の見守り活動の充実を図るため毎月1回福祉委員が訪問活動を行っています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：三世代交流事業(ものづくり講習)は、夏休みを利用し高齢者と親子が、竹にちなんだものづくりや箱などを使った工作などで交流しています。しめ縄づくりは、地域の方から縄繻いを指導してもらいオリジナルのしめ縄を作成し、歳末た

すけあい運動の一貫としてそのしめ縄を民生委員と協力し、ひとり暮らし高齢者宅へプレゼントしています。

- ②高齢者支援活動：ペタンク、グラウンドゴルフ等毎月高齢者を中心に、ふるさと広場にてペタンクなどのニュースポーツを実施しています。

ふれあい運動会は、高齢者のふれあいを深めるとともに健康づくりを目的に伊野小学校低学年の協力を得て実施しています。

ふれあいサロンは、6か所の町内サロンがゲートボール、生花、カラオケや中にはものづくりをして保育所などに寄贈するなどボランティア活動を行うなど様々な活動をしています。

高齢者見守りは、福祉マップを作成し、地区内におられるひとり暮らしの方や訪問が必要である方を対象に毎月定期訪問しています。

- ④その他住民活動：病気を抱えてる方やその家族を対象に毎月一回「いのこみこみサロン」を実施しています。地区内外誰でも気軽に参加できお互い自身の体験や意見を共有・理解し毎月沢山の方が参加しています。



ふれあい運動会



しめ縄作り

【課題と展望】

人口の減少、少子化、高齢化の進行及び独居世帯、高齢者夫婦世帯の増加があり、地区の各種団体との協働により子どもから高齢者まで向こう三軒両隣を大切にする「住んでよかった 伊野づくり」を目指したいです。

佐 田 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

地区(旧佐田町)は出雲市の周辺部にあり、市内中心部や斐川町へ通勤する人が多いです。地区内の人口は、ピーク時の昭和31年には8,600人でしたが、経済の高度成長や就業構造の変化などに伴い地区外へ流出が続き、現在では人口3,897人、高齢化率35.8%となっています。

人口減少と高齢化が進むと日常生活に必要な買い物に出かける場合や一次医療機関までの距離が遠くなるなど生活が一層困難になり、更に人口流出と高齢化を招く悪循環に陥ることが懸念されます。

地区内の産業は、農家の高齢化等により農作業を行うことが困難な世帯が増加し、生産活動は低迷していますが、近年、利用権設定型の集落営農が多くなり、営農組織を中心として地域の産業と集落の維持が図られているところです。しかしながら、その営農組織も構成員の高齢化が進み、オペレーターの確保や圃場周辺の草刈り等の維持管理が負担になってきています。

こうした現状を踏まえて、更に新しい農業組織の立ち上げなど地域を維持し、活発化させる取組が行われています。

②世帯状況

●人口 3,897人

●世帯数 1,255世帯

●町内会加入世帯数 1,128世帯

●町内会数 59町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

少子高齢化に伴い、地域の環境保全、防災、地域再生など、抱える課題が山積している中で、今後の地区社協としての役割が大きくなってくると思います。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：佐田地域見守りネットワーク連絡協議会を結成し、「子ども見守り隊、青パト隊、見守りステッカー事業」など定期的な見守り活動を行っています。また、子どもと大人のふれあいの場が少なくなっている昨今、子どもに昔からの遊びを継承出来るように、世代間交流会を年2回実施しています。
- ②高齢者支援活動：町内13地区で14グループの「ふれあいサロン」活動が自主的に行われています。ひとり暮らし高齢者のふれあいの集い「集合給食会」を年2回実施。高齢者の見守り、安否確認を月2回定期的に実施し、年3回の報告会及び意見交換会を開催。70歳以上のひとり暮らし高齢者に、ボランティアが書いた葉書を郵送する「ふれあいレター事業」を毎月実施しています。
- ③障がい者支援活動：佐田町障がい者スポーツ大会を年1回行っています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：「地区社協だより」年4回発行、地区社協の活動や御寄付の御礼報告を実施しています。
また、消火栓や消火器の取り扱い、心肺蘇生法等「自主防災訓練」の実施と自主防災マップを作成し、地区毎に配布しています。



男の料理教室



集合給食会

【課題と展望】

近隣との関係が希薄化し、さらに少子高齢化による核家族やひとり暮らし高齢者等が増加する中で安否確認や相談窓口の充実を図りたいです。

地域の問題や課題を早期に発見し、解決できる体制づくりが重要であり、福祉サービスや地域の支援を必要とする方への福祉情報提供を定期的に行い、住民の福祉力を強化する体制づくりや、福祉ニーズに対応できるよう関係機関・団体との連携を図りたいです。

多 伎 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

市の西部に位置し、北は日本海に面し、西は大田市に隣接しています。広さは東西に8.2 k m、南北に10.8 k mに及び、地域の面積は55.16km²あります。林野面積が全体の約8割を占める中山間地域であり、海岸沿いの平野に、福祉や商業施設が集まっています。地区の代表的な特産品に「多伎いちじく」があり、海辺の温暖な潮風と水はけの良い土壌を活かし、栽培を盛んに行っています。

高齢化率32.47%で過疎地域に指定されており、山間部では、人口減少や少子高齢化により、集落を維持してゆくための仕組みや体制作りが進められています。また、健康づくりや介護予防事業等での施設の活用や高齢者世帯の見守りの活動が熱心に行われています。

②世帯状況

- 人口 3,807人
- 世帯数 1,351世帯
- 町内会加入世帯数 1,226世帯
- 町内会数 26町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 活発になった
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「子どもの見守り活動」として朝晩の登下校時や普段から見守りを行う事で、交通事故や不審者から子どもたちを守っています。また、未就学児の子どもとその保護者を対象として月2回「子育てサロン」を開催し、子どもたちの遊び場と母親たちの相談場所として定着してきました。
- ②高齢者支援活動：「見守りネットワーク」としてひとり暮らしや高齢者世帯へあんしんカードの設置と月1回“ほっとだより”の配布を兼ねた見守り訪問を行っています。「ふれあいサロン」は、地区ごとに集会所等で集まり、介護予防や閉じこもり予防を兼ねたサロンを活発に行っています。年に1回の「敬老会」は自治会連合会が主体となって

各地区ごとに開催しています。

③障がい者支援活動：障がい者自立支援事業所ぼんぼん船の「ぼんぼん船祭り」への参加、協力。また、多伎町身障者協会への支援も行っています。

④その他住民活動：年に1回「福祉合同研修会」を開催し、民生委員・福祉委員・地域見守りボランティアなどが集まり、各地区の現状の共有と問題解決について検討を重ねています。

NPO法人ボランティアネットたきが主体となって年1回「一斉社会奉仕活動」として高齢者クラブやボランティアが協働し、町内数か所の清掃活動を行っています。また「多伎スポーツクラブ」が発足され、住民の健康増進を図っています。

さらに、27年前から開催されている「スイムランIN多伎」は、地域ボランティアの協力で継続され、地域に根付いた行事となっています。

⑤コミュニティセンターの活動：自主企画事業の専門部を設け、「多伎町文化祭」「健康づくり推進」「青少年育成事業」「地域の文化伝承事業」「コミセン大学」などを実施しています。



子育てサロン



福寿会ミニ運動会

【課題と展望】

人口減少、少子高齢化により、地域の中で支え合う福祉力低下が懸念され、ボランティア活動においても担い手が高齢化しており、活動を継続するための後継者の育成が課題です。一方、地域活動の多くが、行政から住民主体の活動へと移行し、自助や共助の意識が浸透しつつあります。

健康や老後の悩み等の様々な課題を、地域で解決できるよう、住民と福祉関係機関の協働を図りたいです。

湖 陵 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、日本海に面した市の西部で、神西湖の西岸に位置し、南は佐田町、西は多伎町に隣接しています。面積は、東西約5km、南北約9kmの22.26K㎡。南部地区は、稲作中心、西部地区は、畑作や漁業が盛んな地域であります。近年住宅団地の造成や介護施設の新設などにより、世帯数は増えたが、人口は横ばい状況にあり、少子高齢化は進んでいます。教育施設は、保育園、幼稚園、小学校、中学校が地区内に一校ずつあり、福祉施設も中心部に集まるコンパクトな地区です。

②世帯状況

- 人口 5,542人
- 世帯数 2,013世帯
- 町内会加入世帯数 1,652世帯
- 町内会数 78町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：昔遊び工作支援(グライダー、凧づくり)稲作体験学習支援は、田植えから収穫までの体験(ひとり暮らし高齢者宅への訪問、お餅配付)、見守り活動、福祉委員による挨拶運動
- ②高齢者支援活動：福祉ふれあいのつどい、長寿の喜び、旧交を温め深める集い(地区内有志による演芸の発表)、認知症予防研修、福祉委員中心の研修、見守り声掛け運動(主にひとり暮らし高齢者や障がい者を対象に福祉委員の愛の声掛け運動)、高齢者料理教室(主にひとり暮らし高齢者を対象とした食事作り等についての教室)
- ④その他住民活動：委員研修、広報活動、募金支援活動
- ⑤コミュニティセンターの活動：絵手紙教室(主に介護施設の利用者宛てに暑中見舞いを作成、配付)、しめ縄づくりは、地域の講師による指導(文化の伝承、世代間交流、

人材発掘)、花いっぱい運動は、寄せ植え等の園芸教室、花壇整備(生きがい対策、環境美化への貢献)、笹まきづくり・季節の味覚を体験(文化の伝承、世代間交流)



稲作体験学習支援



高齢者料理教室

【課題と展望】

地域での世代間交流の活性化として、地域での奉仕活動が高齢者層に偏り、若者層との交流や疎通が乏しい中、若者の力と高齢者の知恵を合わせてできる事業の発掘が必要です。

見守り組織の強化として、近隣との関係が希薄化し、また、ひとり暮らしの高齢者が増えていく中、災害時等に緊急避難や助け合いができる「見守り組織」を構築し、強化していく必要があります。

空家対策の一つとして、ちょっと暇つぶしに立ち寄り、ふれあいをしながら、小物づくりや会話が気楽にできるふれあい工作室の開設を目指します。

杵 築 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

杵築地区は出雲市の北西部に位置し、出雲大社の門前町として観光産業を中心に栄えてきました。

平成2年3月にはJR大社線の廃止等に伴い観光客も減少して昔の賑わいが無くなってきました。

平成24年には、「古事記編さん1300年」「神話博しまね」の開催により、出雲大社周辺を出雲市の歴史文化のシンボル空間として位置づけられ、県内外から多くの観光客がお見えになり昔の賑わいが復活してきました。

さらに平成25年5月の「出雲大社平成の大遷宮」など全国から多くのお客様一人ひとりに対し「おもてなしの心」をもって、お迎えする機運がいつそう高まってきました。

高齢化率は約36.4%と年々、少子高齢化がすすんでおり、高齢者夫婦のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加する傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 5,853人
- 世帯数 2,141世帯
- 町内会加入世帯数 1,837世帯
- 町内会数 67町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 変わらない
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：杵築地区の0歳から3歳くらいまでの在宅乳児と、その保護者（祖父母を含む）を対象に週2日開設し、母親同士の情報交換や育児相談などの場として地区社協及び民間ボランティアの協力により実施していますが、特に雛祭りや笹巻作り、芋堀り、七夕会、月見団子作り、クリスマス会などの行事は大変好評を得ています。
- ②高齢者支援活動：杵築地区の高齢者を対象に、講師の指導の下に季節の食材を用いてバランスの採れた献立を学び、交流会食をしています。



子育てサロン・おく

【課題と展望】

子育てサロン事業が、少子化の影響で、子どもが年々減少しているので、サロンの参加者も減るのではと危惧しています。お出掛けサロンや行事を多くし、参加者が出席しやすい工夫をします。

荒 木 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

出雲市北西部、旧大社町の南東にあたり、旧出雲市と隣接した砂丘地で「中荒木」「北荒木」「修理免」地区からなっています。

産業は砂丘地を利用した稲作、果樹(ぶどう)栽培などですが、近年土地利用も多様化しアパート等集合住宅の建設が増えてきております。

平成24年4月現在の人口及び世帯数は約8年前に比べ、人口は6,100人前後で推移しており、ほぼ横ばい状況ですが、世帯数は約100戸増えています。

今後も住宅地域として、世帯数は増える地区として期待されております。

②世帯状況

●人口 6,094人

●世帯数 1,937世帯

●町内会加入世帯数 1,660世帯

●町内会数 38町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 活発になった
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

当協議会では、9月の地区敬老会、地区サロンを年間5回奇数月に実施し、民生委員、福祉活動委員、コミセン、高齢者クラブ、PTAがそれぞれ担当しています。

各担当団体と福祉活動委員長で内容を決め、地区38町内の福祉活動委員に連絡し、コミセンの大集会室を利用し、毎回90人を越す高齢者の方々に参集して頂いています。

町内高齢者の方は、このサロンを楽しみにされており今後も継続していきます。

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「児童遊園地の補修整備」「登下校時の見守り活動」

②高齢者支援活動：「ふれあいサロン」(町内単位で実施)「三世代交流事業」

③障がい者支援活動：「見守り活動」(町内単位で実施)

④その他住民活動：「広報紙の発行」(年6回全世帯配布)「見回りネットワーク活動」「青

パトによる安全見守り活動「福祉バザー」(大社町5地区合同実施)

⑤コミュニティセンターの活動：「小学生と保護者の交流事業」「男の料理教室」



敬 老 会

【課題と展望】

少子高齢化が進み、活動の継続を支える組織の構築とその人材育成が必要であり、地域との連帯意識の向上を図ります。

遙 堪 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、大社町の東弥山の麓北山沿いに位置し、高浜川と古内藤川が合流し堀川となって流れています。地域は平坦で、緑豊かな水田地帯が広がっています。

また、ブドウの生産もさかんに行われています。国道431号線と出雲大社線バイパスが接するところには、島根の観光拠点を担う島根ワイナリーがあり、ワインの試飲、バーベキューなど観光客で終日賑わっています。

本地区は世帯は増えてはいるが人口は横ばいで推移しています。高齢化率が30%となり少子高齢化が進行しています。

中でも、ひとり暮らし高齢者世帯が116世帯、2人暮らし世帯は62世帯と今後増える傾向にあります。

②世帯状況

- 人口 2,400人
- 世帯数 766世帯
- 町内会加入世帯数 587世帯
- 町内会数 29町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 地区社協としては関わっていない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

子育て支援では、子育て世代の親同士が一緒に活動することで、日頃の子育ての悩みや情報を交換することで、交流が深められました。

高齢者支援では、高齢者料理教室など事業も増え、参加者も多くなりました。

コミュニティセンター活動は、事業の内容を変えながら、毎年活動しています。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「児童遊園地の補修整備」、「子育て世代の支援」
- ②高齢者支援活動：「高齢者料理教室」、「ふれあいサロン」(町内単位で実施)「三世代交流事業」(ちょボラ体験)
- ④その他住民活動：「広報誌の発行」(年4回、全世帯配布)、「美化運動」、「ボランティア

養成講座」、「見守りネットワーク活動」、「福祉リーダー研修会」、「福祉バザー」(大社地区5地区共同実施)

⑤コミュニティセンターの活動：「世代間交流事業」(三世代交流餅つき)



三世代交流事業

【課題と展望】

福祉活動委員だけではなく、住民全体が福祉に関心を向けることが必要であり、そのための広報活動や研修会が重要です。

住民の福祉活動の意識を高めることによって、少子高齢化が進行している中、高齢者の孤立防止や子育て支援など、安心安全な住みよい地域づくりを目指します。

日 御 碕 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

日御碕地区は、島根半島の西端に位置し、自然環境に恵まれています。地区内は、宇龍、御碕、中山の三区に分かれ、それぞれが異なった環境で暮らしを営んでいます。宇龍区は古くからの漁港の町ですが、漁業は高齢化の問題を抱えてきています。御碕区は観光を主体にした生業が盛んでしたが、近年は、訪れる人も少なくなってきました。中山区は漁業と林業を生業としてきましたが、いずれも高齢化により衰退してきています。

高齢化や少子化、若者人口の流出が進み、平成24年度の高齢化率は39.77%と高くなっています。また、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯数も増えてきています。

②世帯状況

- 人口 787人
- 世帯数 260世帯
- 町内会加入世帯数 244世帯
- 町内会数 14町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 活発になった
- ・高齢者支援活動 …………… 活発になった
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 活発になった

たすけあいチームを中心とした町内たすけあい・見守り活動への理解が深まっては来ていますが、継続した見守り活動が実践できるように、今後も取り組んでいかなければなりません。

高齢者の健康づくり活動は継続して行われていますが、参加者拡大のための取組が必要です。

全般的に、地区内の活動は活発です。今後は、まだ活動に参加していない人への声がけを増やし、多くの人に地区の活動に参加してもらえるようにしたいです。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ①子育て支援活動：「児童遊園地の補修整備」「日御碕子ども安全見守り隊」「親子料理教室」
- ②高齢者支援活動：「見守り声がけ活動」「たすけあいチームでの福祉座談会」(町内単位で実施)「三世代交流活動」「ふれあいサロン交流事業」「敬老会」
- ③障がい者支援活動：「見守り声がけ活動」(町内単位で実施)
- ④その他住民活動：「広報紙の発行」(全世帯配布)「ボランティア養成講座」「福祉バザー」(大社地域5地区合同事業)「小地域福祉ネットワーク事業」
- ⑤コミュニティセンターの活動：「各種講座が地区でボランティア」「わんぱく隊高齢者のお宅訪問」「ひよこサークル」「家庭教育活動」



ボランティア養成講座



ふれあいサロン

【課題と展望】

人口減少、少子高齢化が進行しているなかでの「福祉のまちづくり」のあり方の検討が必要です。

地区社協の役割が明確になり、福祉活動委員の積極性も向上してきました。しかし、町内各役員の多忙感も増してきているので、活動の精選が必要と考えます。

こうした課題を克服し、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、昼間のひとり暮らし高齢者世帯の見守りを強化します。

鵜 鷺 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

本地区は、北に日本海、南に北山山系に挟まれた、海、山、川がきれいな自然に恵まれた地区です。

しかし、昭和42年鉱山が閉山となった以降、零細な沿岸漁業以外、地元の産業はなく、生活するためには年金か、地区外に働く場所を求めるしかない状況にあります。従って、人口流出がどんどん進み、少子高齢化が市内で最も進行した地区です。

昭和26年頃には1,700人余りの人口が平成24年には252人に減少しました。高齢化率は62%を超えています。地区の崩壊が懸念されるので、平成18年より新たなまちづくり活動が行われており、Uターン、Iターンが増えはじめ人口減に歯止めがかかりつつあります。

②世帯状況

- 人口 252人
- 世帯数 129世帯
- 町内会加入世帯数 119世帯
- 町内会数 6町内

【前回計画での地域福祉活動状況に対する自己評価】

- ・子育て支援活動 …………… 低調になった
(幼児・児童減少のため)
- ・高齢者支援活動 …………… 変わらない
- ・障がい者支援活動 …………… 変わらない
- ・その他住民の活動 …………… 変わらない
- ・コミュニティセンターの活動 …… 変わらない

住民の半分以上が高齢者であり、主に高齢者支援活動であるサロン活動等は、ほぼ同じ方が参加されていますが、定期的に行う介護予防や認知症予防の活動を楽しみに参加されている様に思います。今後は、サロン活動を行う上での、スタッフやリーダーとなっただけの方の研修などを行い、活発な活動が続けていけることを目標にしたいと思います。

【現在の地域福祉活動の状況】

- ②高齢者支援活動：「ふれあいサロン交流事業」「敬老会」「見守り、声かけ活動」、島根県立大学や出雲市共同事業による「介護予防教室」
- ③障がい者支援活動：「福祉ネットワーク活動」「見守り活動」
- ④その他住民活動：「見守り活動」「福祉バザー」(大社地域5地区合同実施)
- ⑤コミュニティセンターの活動：「子どもと高齢者の物づくり交流会」「餅つき大会」



ふれあいサロン(大学生との交流)



敬老会

【課題と展望】

高齢化率が60%を超える中での福祉活動は困難であり、次世代後継者も不足しています。

基本的に地域の有効な活性策を実施中であり、その成果もあがりつつあります。今後も更に施策を計画中のものもあり、地域活性化と福祉向上を図りたいです。

庄 原 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

市の南東部に位置し、東は松江市、南は雲南市に接しています。国道9号線を境に南部は大黒山等丘陵地帯で、荒神谷遺跡がある本地区内には、市役所斐川支所や体育館、JA斐川町本所、出雲縁結び空港、日本三美人の湯である湯の川温泉、道の駅等主要施設の所在地として発展してきました。

また、本地区は宍道湖の西岸にあり、特産のしじみ漁が盛んな所です。

高齢化率27.7%で小学校児童数も毎年減少しており、少子高齢化が進行しています。

②世帯状況

●人口 7,353人

●世帯数 2,237世帯

●町内会加入世帯数 1,760世帯

●町内会数 83町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「しじみ採りと高齢者ふれあい交流」保育所、幼稚園の園児が、宍道湖でしじみ採りを通し地区の方と交流をしています。

「しめ縄づくり」高齢者が指導者となり、子どもへ文化伝承と交流活動推進をしています。

「アイガモ農法で米作り」小学校児童が、地区高齢者の協力を得ながら環境学習と食育を通じて交流活動をしています。

②高齢者支援活動：「敬老会」高齢者を祝う活動として、年1回開催しています。

「おいでませの会」高齢者ふれあいサロン活動を実施しています。

「独居高齢者訪問」毎月1回、訪問見守り活動を行います。

③障がい者支援活動：「パン作り教室」聴覚障がい者と手話サークルの料理教室事業に協力しています。

④その他住民活動：「青色防犯パトロール」地区住民による安全見守り活動として実施しています。

「登下校時こども見守りあいさつ運動」登下校時の子ども見守り活動とあいさつ運動を通じ明るい社会づくりを推進しています。

⑤コミュニティセンターの活動：「放課後子ども教室(お花、クッキング、絵本)」地区住民を講師に招き、地区の子どもへ教室を開催しています。



敬老会



しじみ採りと高齢者交流事業

【課題と展望】

高齢者支援体制の強化を進めるため、ボランティア養成事業等を通じて幅広くボランティアの育成や支援をします。

地区内自治会組織との連携強化が必要であり、健康福祉班長との連携強化を進めます。

障がいの有無の区別なく地区社協事業への参加しやすい環境づくりを進め、積極的な参加を促します。

自治会未加入世帯が増加しつつあるが、地区の誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

出 西 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

奥出雲から山間を流れ出た斐伊川を挟んで、左岸が大津地区、右岸が出西地区であります。その大津と出西は、かつては神立橋一本で結ばれていましたが、現在は南神立橋、からさで大橋、北神立橋を加えて四橋で結ばれています。

出西は仏経山の北西側裾野を中心とした山地（林野11.4km²）と平坦地（耕地5.14km²）からなり、北に伊波野地区、東に直江、莊原地区と接しています。

道路網が整備されて、稲作中心の農業地域、ぶどう等の果樹栽培、野菜の栽培も盛んで、出西生姜の産地でもあります。また出西窯の作陶は戦後に始まり65年の歴史があります。

高齢化率は25.0%であり、少子高齢化が進行しています。

②世帯状況

- 人口 4,480人
- 世帯数 1,288世帯
- 町内会加入世帯数 975世帯
- 町内会数 43町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「子どもの日の活動助成」こどもの日の自治会活動に助成しています。

「小学生裂き織体験教室」小学生に地区住民講師による裂き織りを環境学習センターにて体験しています。

「小学生陶芸教室」夏休み体験教室として、陶芸グループ指導により開催しています。

「わくわくグラウンドゴルフ大会」子どもと地区住民との交流支援をしています。

「七草がゆを食べら会」地区有識者を講師に、春の七草について学習、実際に摘み、調理、食す地域交流しています。

②高齢者支援活動：「敬老会」年1回開催しています。地区住民有志によるイベントも開催しています。

「まめなが一番の会」ふれあいサロン事業をしています。

「温泉行きの会」月1回、高齢者の健康活動の推進しています。

③障がい者支援活動：「身障者の会への活動費助成」地区身障協会活動の推進と充実に向け支援しています。

④その他住民活動：「子ども見守り隊（青パト隊を含む）」登下校時の声かけ、見守り活動をしています。

「水源地ふれあいの会」地区住民主体の交流活動をしています。

⑤コミュニティセンターの活動：「広報紙の発行」年3回発行しています。

「出西健康ウォーク」ウォーキングを通じた健康増進活動をしています。途中お寺で休憩し講話を聞く活動を実施しています。

「斐伊川わくわく教室」土曜日の子ども対象事業として、地区住民講師による囲碁教室、茶道教室、寺子屋教室、読書会、いけばな教室を実施しています。年間を通じて多数の参加者があります。

「女性部(やまびこの会)」の活動支援を行っています。



七草がゆを食べら会



敬 老 会

【課題と展望】

自治会未加入世帯が増加し、支援を必要とする人をはじめ、情報の把握が困難になりつつあるため、対応が必要です。

高齢者人口の増加が進んでいるため、高齢者のいきがい支援に取り組みます。

福祉活動を推進するための人材育成が必要であり、特に定年退職者や在宅未活動者の福祉活動への参加を促進します。

少子高齢化が進む中で、安心安全で明るく住みやすい地域づくりを推進します。

阿 宮 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

斐川地域の西南に位置し、上阿宮は城平山、下阿宮は仏経山の麓にあり、約5kmにわたって斐伊川の右岸堤防に囲まれた細長い地形です。従来から農業や林業で栄えた地域です。

近年、地域の暮らしは大きく変化し、地域を離れる家庭もあり、一次産業から転職する世帯が増加し、現在はほとんどが兼業農家として生活するようになりました。しかし郷土を愛する人々も多く、また2世代以上の複合世帯も多いため、世代間の家族の暖かさ、地区全体の人間関係のまとまりが極めてよく、地域の協力体制は良好です。

平成24年4月1日現在490名の住民が居住していますが、年々少子高齢化が進み、若者の未婚、独居老人世帯の増加、農業後継者の不足等、地域の活性化が大きな課題です。

②世帯状況

- 人口 490人
- 世帯数 145世帯
- 町内会加入世帯数 143世帯
- 町内会数 8町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「ミニまめっこルーム」は、子育て支援と親子のふれあいの場として毎月1回開催しています。

②高齢者支援活動：「ふれあいサロン」は毎月1回おおむね75歳以上の在宅高齢者を対象に実施しています。昼食は、毎回ボランティアの手作りにより提供しています。

「敬老会」は75歳以上の在宅高齢者を対象にして、毎年敬老の日の直前に開催しています。式典の後、阿宮神楽等アトラクションを披露しています。

④その他住民活動：「青色防犯パトロール」は、毎日パトロール隊員が活動計画に基づいて実施しています。

「阿香里塾」は、夏と冬の学校休業期間中、幼稚園・小学校在籍児童を対象に開催しています。

「阿宮の健康を守る会」は住民の健康に対する関心と意識の高揚を図るため、早朝健康ウォークと健康大会を開催しています。

「自治会活動」として各自治会主催で、グラウンドゴルフ、カローリング、登山などを実施しています。

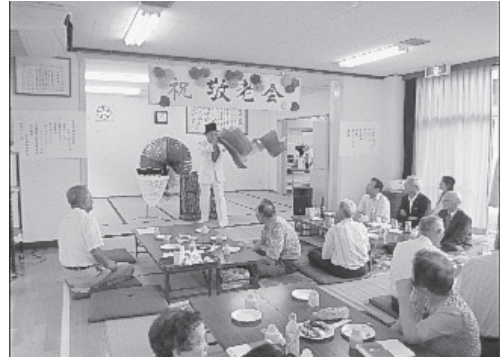
「環境美化活動」は、地区内のゴミ拾い、草刈りなどの環境整備を実施しています。

「伝統芸能の保存」として阿宮神能神楽保存会が地元をはじめ各地で公演活動をしています。

- ⑤コミュニティセンターの活動：「盆踊り大会」「文化祭」「地区民体育大会」「グラウンドゴルフ大会」「カローリング大会」「文化講演会」等を開催しています。また女性部の活動として「女性部研修」「調理実習」「先進地視察」「リサイクル活動」をしています。



夏の阿香里塾：川あそび



敬老会

【課題と展望】

少子高齢化の進行に伴って、ひとり暮らし高齢者の増加、核家族の増加、職場の就労実態の変化等により、住民意識も大きく変化しており、この変化に対応できるような施策を講じていく必要があります。

そこで、次代を担う児童・青少年に対し、心豊かにたくましく自信をもって生き抜くことができるように育成するとともに、在宅高齢者が生きがいを持って生活できるような地域での支えあいと介護予防に取り組めます。

また、災害のない地域づくりのための防災対策の充実を図り、地域住民が連帯感とふれあいの心を培い、明るく住みよい、郷土への誇りと愛着をもてるような魅力ある郷土づくりを推し進めます。

伊 波 野 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

斐川地域の西部に位置し、久木地区、直江地区そして出西地区と接しています。地区は、東南部の岩野丘陵地帯から北にJR山陰本線、旧国道9号線、国道9号線、県道161号線などを経て、斐伊川右岸湾曲部までの区域であります。かつては、旧国道9号線沿いの町家部と国道9号線以北から斐伊川にかけての農村部でしたが、近年は地域内の土地利用も多様化し、東南部に大手電子部品企業、中央部に大型商業施設、アパート等の集合住宅、そして住宅団地などが建ち地域の状況が大きく様変わりしつつあります。

高齢化率は18.99%ですが、本地区の特徴としては、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増える傾向にあり、農村部での少子高齢化の進行が顕著であります。

②世帯状況

- 人口 5,867人
- 世帯数 2,078世帯
- 町内会加入世帯数 1,113世帯
- 町内会数 50町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「子ども会支援」子ども会の事業支援活動を実施しています。

「陶芸教室」地区陶芸グループを講師に教室を開催しています。

「もの作り教室」地区住民を講師にもの作りの教室を開催しています。

「小学生カラーリング大会」小学生と高齢者とのカラーリング大会開催。世代間交流を図っています。

「親子ソーメン流し」親子間の交流や、地域との交流づくりのきっかけとして実施しています。

「幼稚園での餅つき会」幼稚園での餅つき交流会。地区と園児との交流を図っています。

「保育園での焼き芋会」焼き芋会を通じ、地区との交流を図っています。

「親子そば打ち体験」そば打ちを通じて親子間や地区との交流を図るきっかけ作りを行っています。

②高齢者支援活動：「敬老会の開催」年1回開催し、高齢者を祝う活動を実施しています。

「ひとり暮らし高齢者支援活動」訪問活動、安否確認と地区とのつながりを推進(随時)、保育園交流会・保育園への招待による世代間交流を実施しています。

「独居高齢者への慰問品進呈」年2回実施しています。

「ふれあいサロン活動」サロンを通じて地区高齢者の交流を図っています。

- ③障がい者支援活動：「地区身障者会への支援活動」地区身障協会へ活動費を助成しています。
- ④その他住民活動：「こども見守り隊」登下校時の声かけ、見守り活動を実施しています。
- ⑤コミュニティセンターの活動：「館報発行」年3回発行しています。
「子どもの居場所づくり」年5回実施しています。
「健康教室」



敬老会



陶芸教室

【課題と展望】

町や地区内等の複数の役職を兼務する民生委員が地区社協の活動を担ってきましたが、その活動も限界となってきました。今後さまざまなニーズに対応するためにも、改組の時期がきていると思われます。

個人情報保護の意識の高まりだけでなく、人口増や世帯増、また自治会未加入世帯の増加により、支援を必要とする人の把握が難しくなってきました。自治会未加入の取り込みや関わり方も大きな課題であります。

自主財源が減少しており、財源を生み出すような活動へ取り組みたいです。

直 江 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

斐川地域の中心に位置し、莊原、久木、伊波野、出西に接し、南は仏経山がそびえ、地区内には富士通、村田製作所、島津製作所などの企業が立地し、国外からの就労者も多く、アパート、住宅等が増え人口も増加の傾向を示しています。また、地区内には病院等医療施設、老人福祉施設、保育園、学童クラブ等子育て支援施設があり、安心して暮らせる環境が整いつつあります。

世帯数は微増しているが、少子高齢化の傾向にあります。

ひとり暮らし高齢者世帯が増えつつあります。

②世帯状況

●人口 3,410人

●世帯数 1,149世帯

●町内会加入世帯数 723世帯

●町内会数 29町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「日帰りキャンプ」子どもの食育を通じての地区住民との交流活動や、地区の歴史を知ることが目的とした事業を実施しています。

「年末の餅つき」子どもと親と地区住民との交流事業。出来た餅はひとり暮らし高齢者宅へ小学生が親と一緒に持参し、小学生が直接手渡しています。

②高齢者支援活動：「ふれあいサロン」月1回実施。サロン活動を通じて、地区高齢者同士の交流を図っています。また、小学生との交流事業や毎回さまざまなイベント企画を行っています。

③障がい者支援活動：「地区身障者会への支援活動」地区身障協会活動の推進と充実に向け支援しています。

④その他住民活動：「戦没者慰霊祭」秋分の日に毎年仏式で実施しています。

⑤コミュニティセンターの活動：「直江健康ウォーク」健康増進を目的として実施。

「文化祭」地域の文化活動を披露する機会の提供。

「健康づくりの会」健康をテーマに、地区住民同士の交流促進を図っています。

「なおえ夏祭り」近年の少子化により、直江の子どものみでは神輿を担ぐ人数が足りず、小学校区内の久木の子どもと一緒に担ぐようになりました。子どもと親が地区住民と交流するきっかけづくりとなっています。



日帰りキャンプ



ふれあいサロン

【課題と展望】

少子化、核家族化の中で、高齢者のいきがづくり支援が重要であると位置づけ、サロン活動等の居場所づくりと仲間づくりを進めます。

自治会未加入世帯の増加により情報の収集が困難となっているため、未加入世帯も地域活動に参加しやすいような環境づくりを進めます。

ボランティアの高齢化による組織の弱体化問題もあり、新規ボランティア育成事業等を進め、組織強化を図ります。

久 木 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

斐川地域中央部北方に位置し、斐伊川南側の流域に広がる平坦な地域で中心部を西から東へ砂川や五右衛門川が流れており、稲作が特に栄えた地区です。

旧豪農屋敷は市の文化財として現存し、旧村役場跡には公民館が建ち、また旧小学校跡は市営住宅となり、これに隣接して健康広場が造られ、地域住民が活発に運動しています。

農業を中心として賑わってきた村から町へ、そして市となった今も、農業が盛んな地区です。特に西日本最大の集落営農組織である、「あかつきファーム今在家」の営農活動は全国的に有名です。

②世帯状況

- 人口 2,470人
- 世帯数 677世帯
- 町内会加入世帯数 575世帯
- 町内会数 24町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「子供見守り活動」交通安全母の会・交通安全協会と共に毎月1回実施。通学や遊び場所の危険マップ作成と点検活動を行っています。

「夏休み子供教室」健康と友達をつくろうを合い言葉に森林公園で食事を作って遊具で遊びを実施。陶芸教室、卓球教室、お花教室は毎月1回、カローリング、ゲートボール大会は各世代との交流の場として開催しています。

「風作りと餅つき交流会」地区の高齢者との交流と文化の継承活動を実施しています。

②高齢者支援活動：「声かけ・安否確認活動」ひとり暮らし高齢者世帯等へ月2回実施しています。

「敬老ふれあい昼食会」地区民体育会に敬老席を設け、お茶やお赤飯で長寿のお祝いと交流を深める活動しています。

「健康づくり交流会」ペタンク等軽スポーツを楽しみながら健康づくりと高齢者の相互交流を深める活動しています。

③障がい者支援活動：「三団体の交流会」地区身障者会、障がい者施設、地区住民が軽スポーツ大会をして交流しています。

「高齢者・障がい者施設の奉仕活動」屋内外や車椅子の清掃点検等を行っています。

④その他住民活動：「戦没者を追悼し平和を祈念する集い」秋に関係者を招き年1回開催しています。

⑤コミュニティセンターの活動：「ふれあいサロン」毎月2回、30人程度の参加者で実施しています。

「文化祭」旧豪農屋敷を会場として実施しています。

「納涼夏祭り」花火の打上げと子供の七夕まつりを幕開けに実施しています。

「軽スポーツ大会」ゲートボール等軽スポーツ大会を年6回開催しています。

「健康づくりの推進」地区の健康目標を定め実践しています。



久木納涼夏祭り



夏休み子ども教室

【課題と展望】

人口は平成17年以降、減少し続けています。そして、少子高齢化が進み高齢化率は26%を超えていることから、これに対応する対策活動の充実強化は喫緊の課題です。

福祉施設の拡充と高齢者・障がい者・幼児等支援組織の構築が必要です。

子ども・保護者・高齢者のさまざまな世代間交流活動や災害時要支援者ネットワーク事業の再構築と日常的な支援活動を推進、「ぬくもりのある福祉のまちづくり」実現のため、老若男女のボランティア等の人材発掘と育成活動を強化し、農業地域の特性を生かした、農村生活と農業文化を伝承する交流活動の推進することで、生き生きとした心豊かな住みよいまちづくりを推進します。

出 東 地 区

【地区の状況】

①地区の位置と特徴

宍道湖西岸の平野で独特の築地松の景観が見られる地区です。また出雲縁結び空港が庄原地区との境界にあり空の玄関となっています。以前から穀倉地帯といわれた地区ですが、専業農家は少なくなり、営農組合による集約された農業経営が多くなっています。

地区の人口は過去5年間で4.8%（213人）減少、また少子化率12.0%、高齢化率27.9%と少子高齢化が進行しており、特に地区の将来を支える子どもたちの減少が大きな問題であります。

②世帯状況

- 人口 4,206人
- 世帯数 1,082世帯
- 町内会加入世帯数 938世帯
- 町内会数 55町内

【現在の地域福祉活動の状況】

①子育て支援活動：「赤ちゃん誕生訪問」訪問して相談を聞くと同時に、地区とのつながりを持ちやすいよう支援しています。

「親子手作り教室」ビーズやドングリこまを一緒に作ることで、親子の交流を深めています。

「世代間交流事業」小学校、幼稚園、保育園との芋焼き、昔遊びなどを通じて世代間の交流を図っています。

②高齢者支援活動：「敬老会の開催」地区(自治会区等)毎に特色ある事業を実施しています。

「健康講座の開催」うつ病や依存症、生活習慣病などについて、専門家からの複数回講座。健康活動への導入と推進を図っています。

「体育会敬老席接待」地区民体育大会に敬老席を設け、長寿のお祝いと交流を深める活動を実施しています。

③障がい者支援活動：「在宅介護者の集い」在宅介護者間の情報交換や介護の手助けとなるよう講座を開催しています。

「寝たきり、重度身障者歳末訪問」ボランティアが中心となって、炊き込みご飯を作り、それを訪問時に渡す時にお話をしながら交流を深める活動を実施しています。

④その他住民活動：「通学路の見守り挨拶運動」登下校時の声かけ、見守り活動を実施しています。

「自主防犯パトロール活動」地区住民による安全見守り活動を実施しています。

- ⑤コミュニティセンターの活動：「子ども教室」料理教室、七草粥、カラーリング等を通じて、各世代との交流の場として開催しています。

「世代間交流餅つき大会」地区の子どもと高齢者との交流事業を実施しています。

「やすらぎサロン」高齢者ふれあいサロンを実施しています。



介護者のつどい



やすらぎサロン

【課題と展望】

少子高齢化が進行しているが、多世代同居家族が多いためひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が比較的少ない地区です。しかし、今後は急激に増加することが予想され、高齢者支援活動の充実とともに、活動内容の検討が必要となります。

多世代同居の地域特性を生かした子育て支援事業の充実へ向け、地区全体での取組が必要です。

資 料 編



1 面積・人口・世帯の状況

①面積(地域別)

(km²)

区分	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域	合計
面 積	172.33	142.10	109.83	55.17	22.26	41.80	80.64	624.13

※平成24年4月1日現在 ※出雲市調べ

②人口の状況(地域別・男女別)

(人)

区分	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域	合計
女性	43,757	13,150	1,916	1,801	2,599	7,267	13,857	84,347
男性	47,072	14,073	1,981	2,006	2,943	8,119	14,419	90,613
合計	90,829	27,223	3,897	3,807	5,542	15,386	28,276	174,960

※平成24年3月31日現在 ※市民課 ※外個人登録人口含む

③人口の状況(地域別・年代別)

区分	出雲地域		平田地域		佐田地域		多伎地域		湖陵地域		大社地域		斐川地域		合計	
	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)	人口 (人)	比率 (%)
0～14歳	13,697	15.1	3,339	12.3	388	9.9	425	11.2	718	12.9	1,843	12.0	4,061	14.4	24,471	14.0
15～64歳	56,105	61.8	16,049	59.0	2,130	54.7	2,146	56.4	3,175	57.3	8,600	55.9	17,269	61.1	105,474	60.3
65～74歳	9,269	10.2	3,308	12.1	464	11.9	455	11.9	702	12.7	2,010	13.1	3,032	10.7	19,240	11.0
75歳～	11,758	12.9	4,527	16.6	915	23.5	781	20.5	947	17.1	2,933	19.0	3,914	13.8	25,775	14.7
合計	90,829	100.0	27,223	100.0	3,897	100.0	3,807	100.0	5,542	100.0	15,386	100.0	28,276	100.0	174,960	100.0

※平成24年3月31日現在 ※市民課 ※外個人登録人口含む

④世帯の状況

区分		出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域	合計
住基世帯数		32,942	8,418	1,255	1,351	2,013	5,233	8,645	59,857
単位町内会 (自治会)	数	1,450	350	13	26	78	154	292	2,363
	加入世帯数	19,987	7,015	1,103	1,226	1,661	4,443	6,275	41,710
	加入世帯率(%)	60.7	83.3	87.9	90.7	82.5	84.9	72.6	69.7
1町内(自治会)の平均世帯数(世帯)		13.8	20.0	84.8	47.2	21.3	28.9	21.5	17.7

※平成24年4月1日現在 ※市民課、自治振興課

※町内会数は、2世帯以上で構成する町内会数。

※町内会加入世帯数は、2世帯以上で構成する町内の加入世帯数。

2 高齢者・障がい者の状況

①高齢者の状況

○地域別高齢者世帯数

区分	出雲地域		平田地域		佐田地域		多伎地域		湖陵地域		大社地域		斐川地域		合計	
	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)	世帯数 (世帯)	比率 (%)
65歳以上の 独居世帯	3,282	10.0	935	11.1	204	16.2	225	16.7	331	16.4	771	14.7	653	7.6	6,401	10.7
65歳以上の 夫婦のみの 世帯	2,519	7.6	672	8.0	154	12.3	134	9.9	193	9.6	602	11.5	553	6.4	4,827	8.1
その他世帯	27,141	82.4	6,811	80.9	897	71.5	992	73.4	1,489	74.0	3,860	73.8	7,439	86.0	48,629	81.2
合計	32,942	100.0	8,418	100.0	1,255	100.0	1,351	100.0	2,013	100.0	5,233	100.0	8,645	100.0	59,857	100.0

※平成24年3月31日現在 ※高齢者福祉課

※「65歳以上の夫婦のみの世帯数」には、「65歳以上の独居世帯数」は含まない。

○地域別介護認定状況

(人)

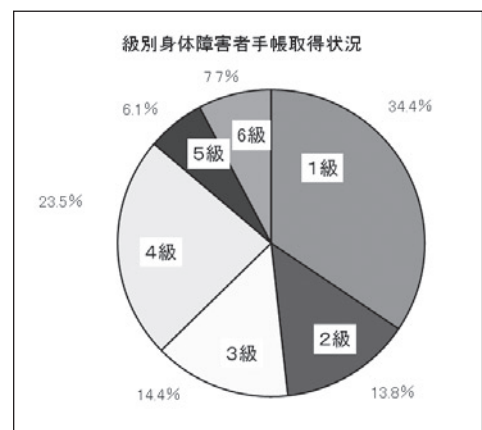
区分	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域	合計
要支援1	379	149	26	27	30	85	45	741
要支援2	487	182	48	30	48	117	95	1,007
要介護1	947	347	74	55	69	209	168	1,869
要介護2	913	321	54	61	88	230	236	1,903
要介護3	636	244	39	37	70	164	175	1,365
要介護4	496	166	29	30	38	119	143	1,021
要介護5	419	156	35	31	44	121	164	970
合計	4,277	1,565	305	271	387	1,045	1,026	8,876

※平成24年3月31日現在 ※高齢者福祉課

②障がい者の状況

○身体障がい者手帳の取得状況(地域別) (人)

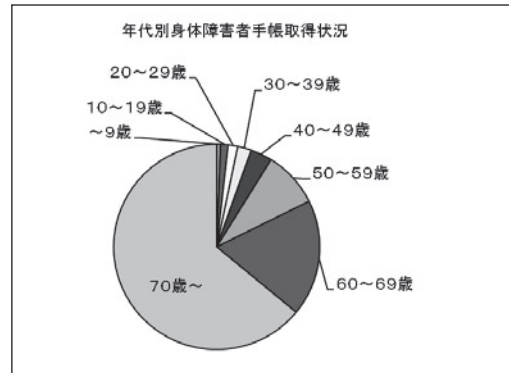
区分	出雲地域	平田地域	佐田地域	多伎地域	湖陵地域	大社地域	斐川地域	合計
1級	1,262	359	74	67	108	247	370	2,487
2級	463	195	26	15	37	94	170	1,000
3級	447	201	44	36	48	124	142	1,042
4級	761	321	38	43	84	179	271	1,697
5級	207	86	17	12	21	40	58	441
6級	270	99	19	12	25	49	83	557
合計	3,410	1,261	218	185	323	733	1,094	7,224



※平成24年4月1日現在※福祉推進課

○身体障がい者手帳の取得状況(年代別) (人)

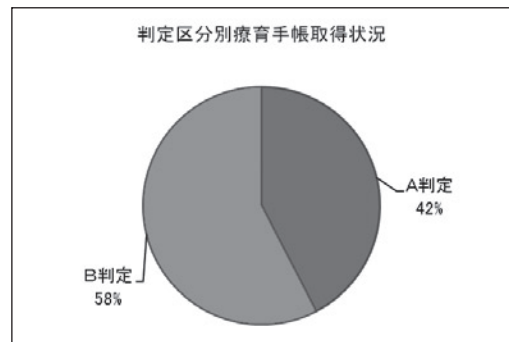
区分	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	比率 (%)
～9歳	18	10	6	5	0	4	43	0.6
10～19歳	53	11	8	5	2	7	86	1.2
20～29歳	53	15	11	17	8	5	109	1.5
30～39歳	61	30	14	22	16	13	156	2.2
40～49歳	88	43	28	57	14	17	247	3.4
50～59歳	239	96	83	125	54	40	637	8.8
60～69歳	462	209	204	297	82	66	1,320	18.3
70歳～	1,513	586	688	1,169	265	405	4,626	64.0
合計	2,487	1,000	1,042	1,697	441	557	7,224	100.0



※平成24年4月1日現在 ※福祉推進課

○療育手帳の取得状況(地域別) (人)

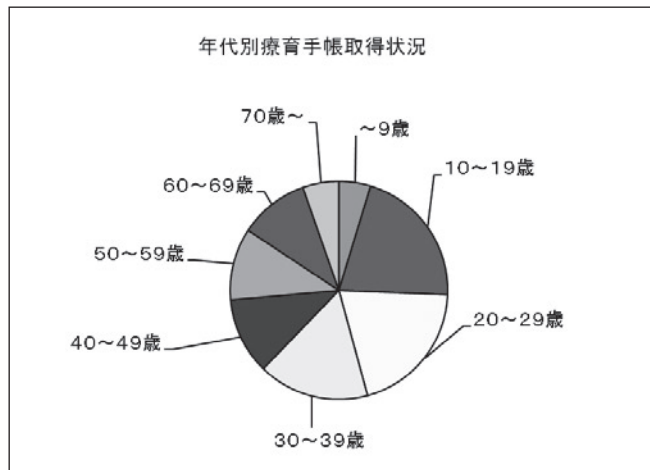
区分	出雲 地域	平田 地域	佐田 地域	多伎 地域	湖陵 地域	大社 地域	斐川 地域	合計
A判定	235	65	5	3	63	25	55	451
B判定	281	111	19	15	31	58	98	613
合計	516	176	24	18	94	83	153	1,064



※平成24年4月1日現在 ※福祉推進課

○療育手帳の取得状況(年代別) (人)

区分	A判定 (人)	B判定 (人)	合計 (人)	比率 (%)
～9歳	22	28	50	4.7
10～19歳	77	146	223	21.0
20～29歳	75	139	214	20.1
30～39歳	57	118	175	16.4
40～49歳	52	69	121	11.4
50～59歳	53	61	114	10.7
60～69歳	69	41	110	10.3
70歳～	46	11	57	5.4
計	451	613	1,064	100.0



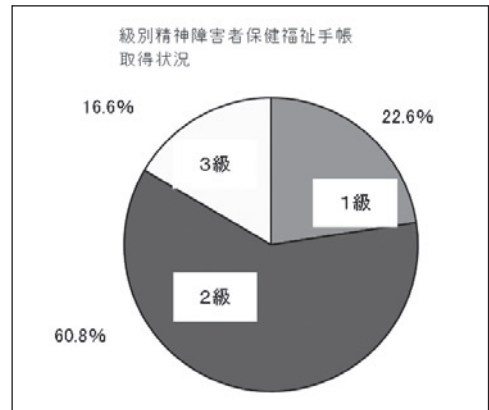
※平成24年4月1日現在

※福祉推進課

○精神障がい者保健福祉手帳の取得状況(地域別)
(人)

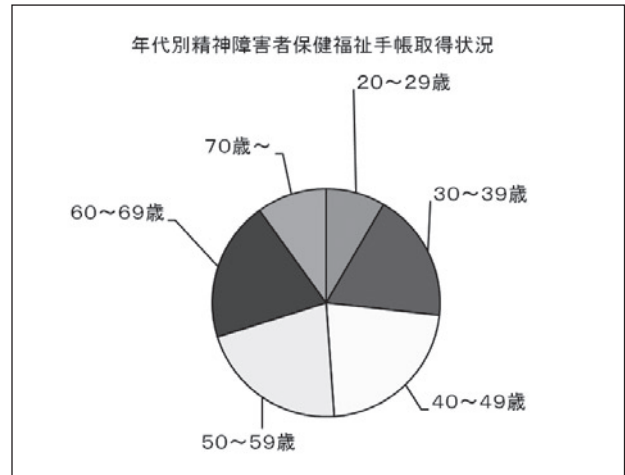
区分	出雲 地域	平田 地域	佐田 地域	多伎 地域	湖陵 地域	大社 地域	斐川 地域	合計
1級	102	37	4	4	9	12	26	194
2級	242	104	7	11	23	47	88	522
3級	72	26	5	3	4	12	20	142
合計	416	167	16	18	36	71	134	858

※平成24年4月1日現在※福祉推進課



○精神障がい者保健福祉手帳の取得状況(年代別)
(人)

区分	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	合計 (人)	比率 (%)
～9歳	0	0	0	0	0.0
10～19歳	0	7	6	13	1.5
20～29歳	5	48	18	71	8.3
30～39歳	18	116	21	155	18.0
40～49歳	40	113	34	187	21.8
50～59歳	46	110	24	180	21.0
60～69歳	43	96	29	168	19.6
70歳～	42	32	10	84	9.8
合計	194	522	142	858	100.0



※平成24年4月1日現在

※福祉推進課

3 関連資料

1 市民アンケート調査

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、平成18年度に策定した「出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の改定に伴い、ボランティア活動や地域での福祉活動を進めていくために、市民の皆様の考えや意見を把握し、計画策定の資料として活用していくことを目的として実施する。

2 調査の方法

調査対象者への留め置きによる無記名調査

3 調査対象者

出雲市在住の20歳以上の住民のうち市内各地域の各年代の人口比率を考慮し、1,500人を抽出。

4 調査の期間

平成24年(2012)8月7日～平成24年(2012)9月7日

5 調査内容

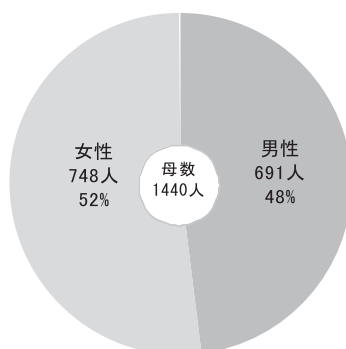
属性、生活課題、地域課題、福祉活動意思、相互扶助等の内容とした。

6 調査票回収結果

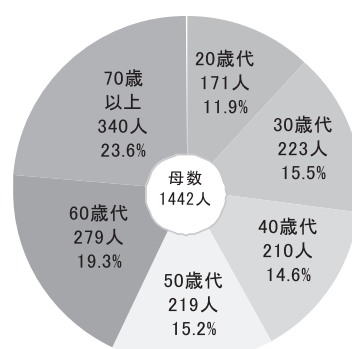
配布枚数 1,500件 回収数 1,445件 (回収率 96.3%)

II 調査結果

問1 回答者の性別



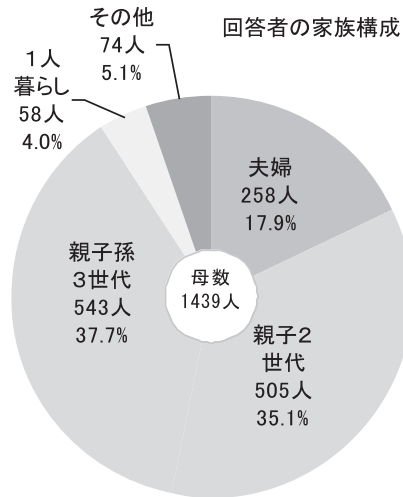
問2 回答者の年齢層



性別については、男性48%、女性52%の割合。年齢層は、20歳代11.9%、30歳代15.5%、40歳代14.6%、50歳代15.2%、60歳代19.3%、70歳以上23.6%であった。

問3 回答者の家族構成

3世代世帯が最も多く、543人37.7%、次いで2世代世帯506人35.1%、夫婦世帯が258人17.9%、その他の世帯74人5.1%、一人暮らし世帯58人4.0%だった。

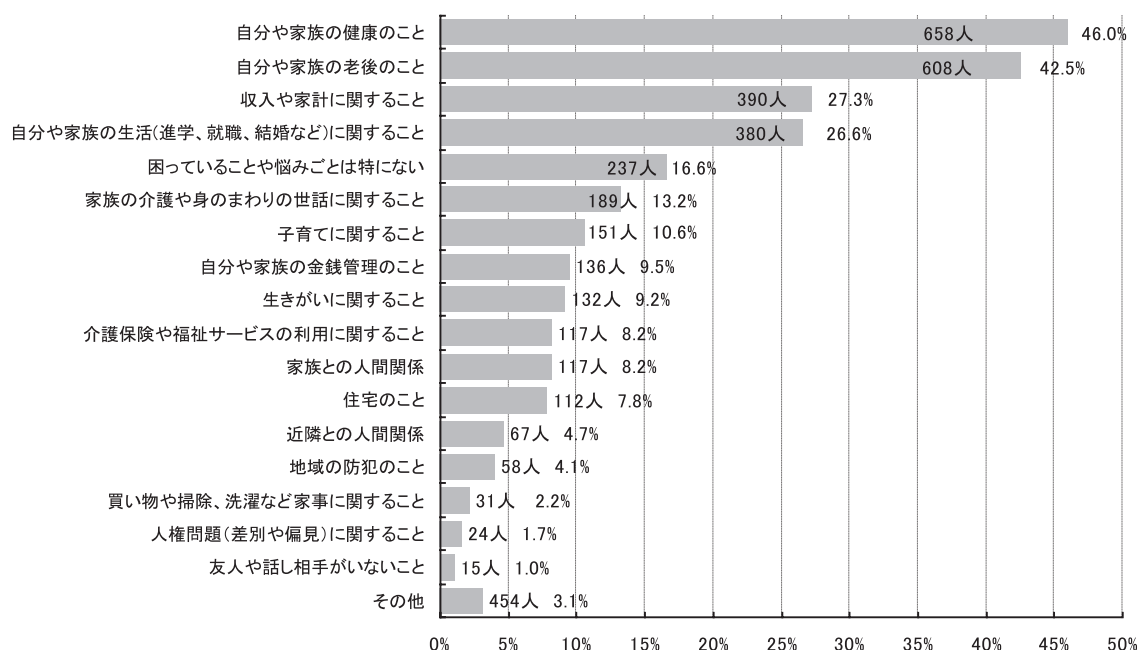


問4 日々の暮らしの中の悩みや困りごとについて(複数回答)

「自分や家族の健康」が最も多く658人46.0%だった。次いで「老後」が608人42.5%、「収入や家計」が390人27.3%、「進学や就職、結婚などの生活」が380人26.6%と続く。具体的な介護や子育て福祉サービスといった回答は、対象者のみであり回答割合は下がっているが、男性と比べると、女性は「生きがい」や「家族の介護や世話」などがやや高い割合である。また、「健康や老後」といった点については全体的に高い回答率だった。

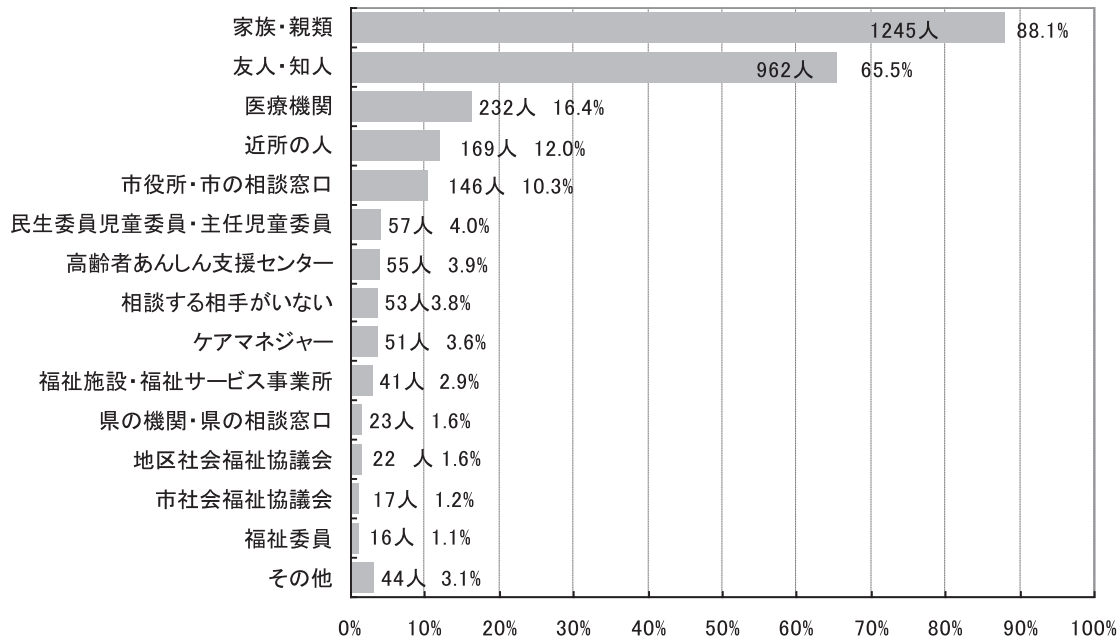
世代別の傾向として、「自分や家族の健康」「自分や家族の老後」は、年齢が高くなるにつれて悩みを抱えている。

日常の悩みごと・困りごと (母数1429人)



問5 悩みや困りごとの相談先について(複数回答)

困りごと・悩みごとの主な相談先 (母数1413人)

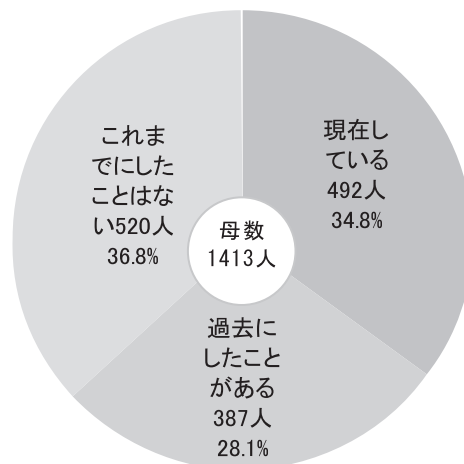


「家族や親類」が最も多く1245人88.1%だった。次いで「友人・知人」が962人65.5%と他の選択項目と比較して圧倒的に高い。次いで「医療機関」232人16.4%、「近所の人」169人12.0%、「市役所・市の相談窓口」が146人10.3%となっている。男性に比べ女性の方が、日常的な悩みや困りごとは、専門機関というよりは身近な相手を対象と考えているようだ。

問6 ボランティア活動の経験の有無

現在もボランティア活動をしている方が492人34.8%ある。また過去に経験がある方が387人28.1%いる。7割弱の方が何等かのかたちでボランティア活動の経験がある。一方、未経験の方は520人36.8%あった。

ボランティア活動経験の有無



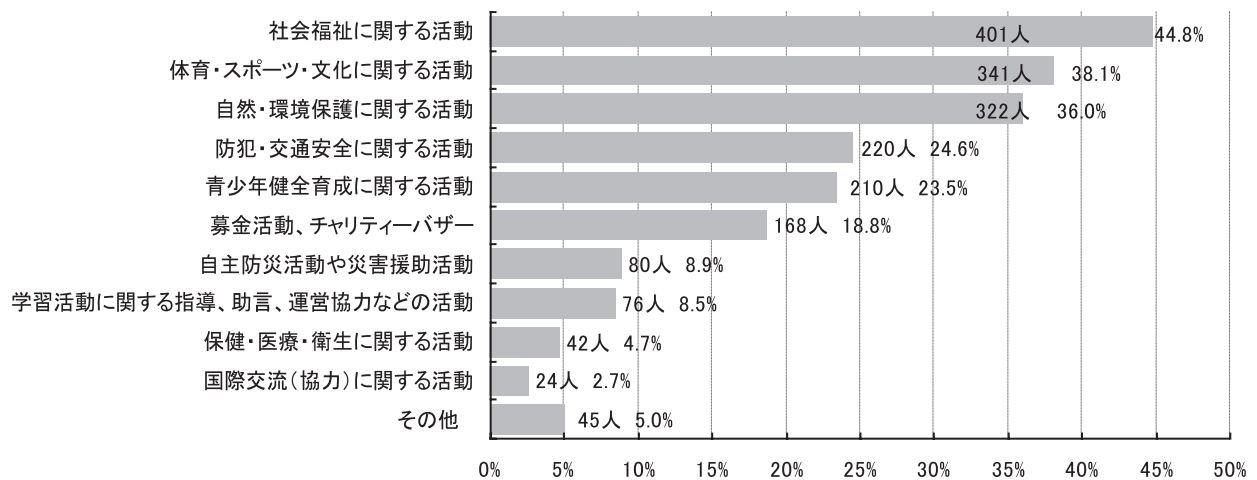
問7 ボランティア活動の内容(複数回答)

ボランティア活動をしている方、過去にしたことがある方の選択設問では、母数895人の方のうち、401人44.8%が「社会福祉に関する活動」で最も多く、次いで341人38.1%が「体育・スポーツ・文化」、322人36.0%が「自然・環境保護」の活動をしている。

一方、「保健・医療・衛生」「国際交流」など、専門性の高い活動については、少数の経験者に止まっている。男女別に見ると、男性は体育・スポーツ関連が多く、次いで自然・環境、社会福祉、防犯・交通安全への参加が多く、女性は福祉や学習活動、保健医療に関する活動が多くなっている。

年代別の傾向は、「社会福祉」は年配の世代になるにつれ参加の割合が高くなる。「体育・スポーツ」「自然・環境保護」は30歳代から50歳代の割合が高い。

活動しているボランティアの内容 (問6 1.2.の回答者 母数895人)



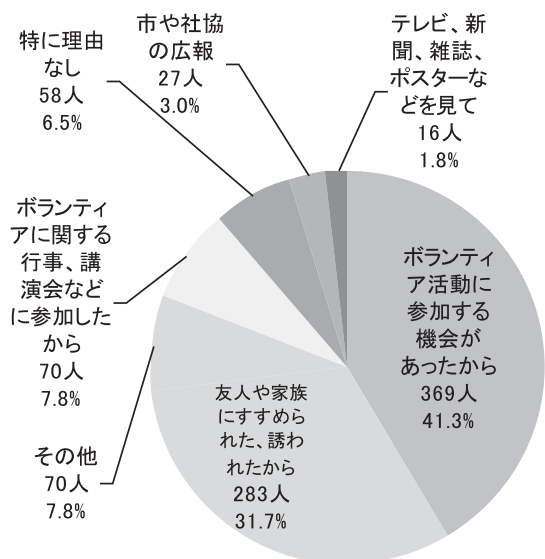
問8 ボランティア活動のきっかけ

設問7に続いて、その活動の経験者に対して聞いた。「職場・学校・団体等のその活動に参加する機会があった」という方が最も多く369人41.8%がその動機付けとなっている。次いで、283人31.7%の方が「友人・家族に勧められた、誘われた」と答えている。

一方、広報や情報媒体での募集、啓発に関する回答はわずかで、講演会や行事の参加から活動を始めたという方でも70人7.8%に止まっている。

その他の意見の中には、民生委員からの誘いや東日本大震災後からの活動、老人クラブの延長で始めた方などあった。ボランティア活動への動機付けとしては、地域とのかかわりが重要であると思われる。

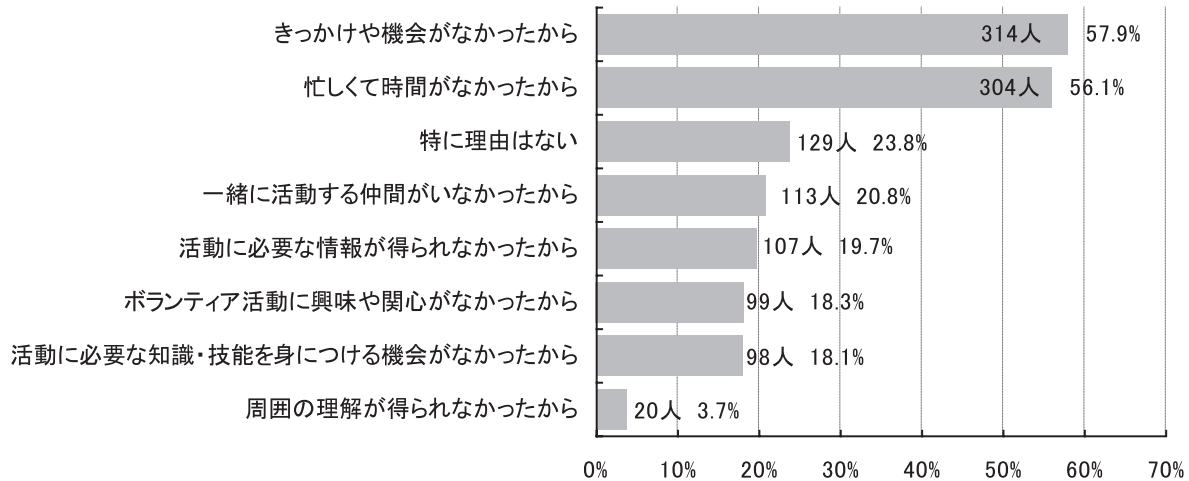
ボランティア活動を始めたきっかけ
(問6 1.2.の回答者) N=893



問9 ボランティア活動をしなかった理由(複数回答)

ボランティア活動に参加したことがない方の理由としては、ボランティア活動経験のある方と正反対に、314人57.9%が活動のきっかけや機会がなかったという回答が最も多い。次いで、304人56.1%が忙しく時間がないと続く。

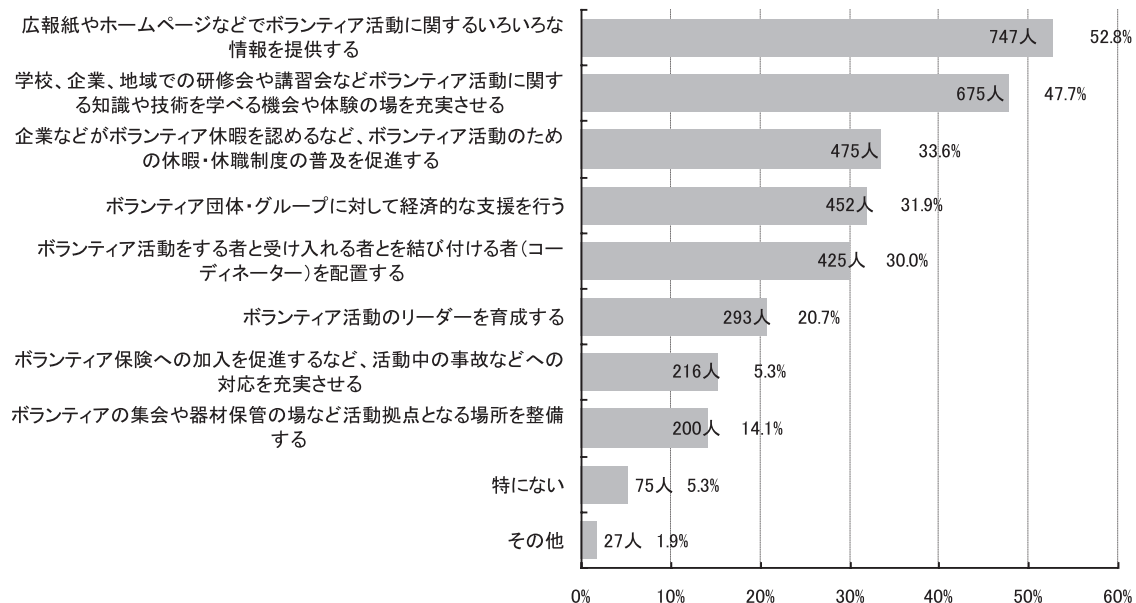
ボランティア活動をしなかった理由(問6 3の回答 母数542人)



問10 ボランティア活動を活発化するためには(複数回答)

ボランティア活動を活発にしていくための方策としては、「広報紙やホームページなどでの情報提供」が最も多く747人52.8%とあった。問8では、広報紙やテレビ、新聞、ポスター等の情報媒体からの動機付けは少なかった。市民の必要性としては、情報提供が最も重要という回答を得た。次いで、機会の拡大ということで、「学校・企業・地域での研修、講習による機会や体験の場の充実」が675人47.7%あった。身近な地域での動機付けのメニューを多くつくり、多様化させていくことが必要と考えられる。

市民のボランティア活動を活発化するためには(母数1415人)

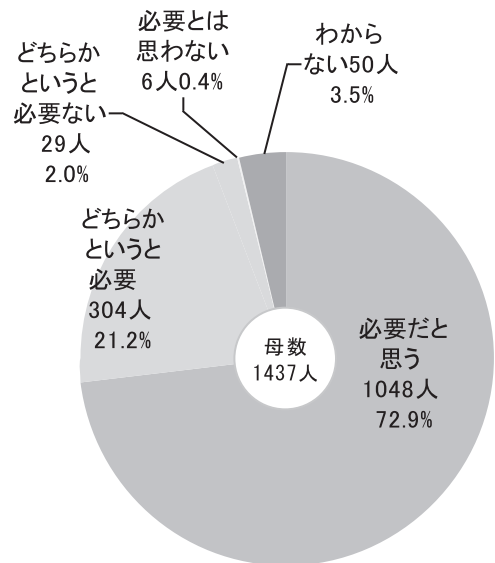


問11 住民相互の助け合いについて

地域での住民相互の助け合いの必要性について、1,048人72.9%が「必要だと思う」と答えている。次いで、「どちらかいうと必要」が304人21.2%ある。1,352人94%とほぼ全員が住民相互の関係の重要性を示している。

住民相互の助け合いについて

母数1437

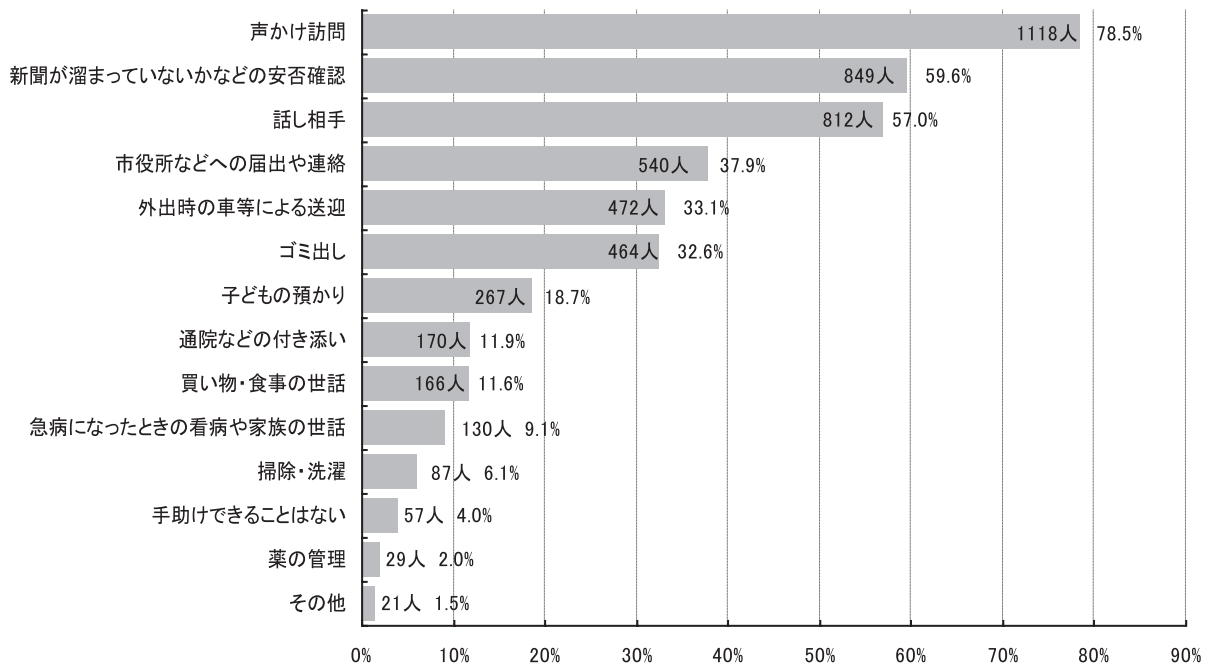


問12 近隣の困っている人にできること (複数回答)

地域での住民相互の助け合いが必要であるという高い意識がある中で、その支えとなることとしては、「声かけ訪問」が最も多く1118人78.5%あった。次いで「新聞等の確認による安否確認」が849人59.6%、「話し相手」が812人57.0%となっている。「市役所などへの届出、連絡」「外出時の送迎」と続く。比較的取り組み易いところからのアプローチに意識が高い。

世代別の傾向は、「声かけ訪問」「安否確認」「話し相手」と上位の回答は、年配層の意識が高い。30歳代から50歳代の子育て世代には、「市役所などへの届出や連絡」「子どもの預かり」「外出時の送迎」の割合が高い。

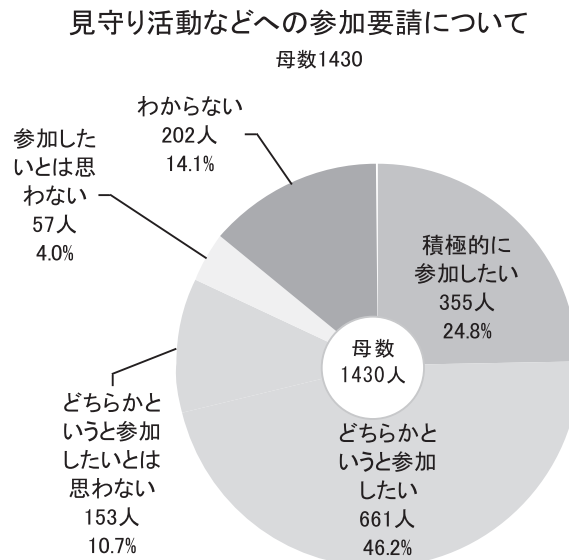
近隣の困っている人に、あなたができることは (母数1425人)



問13 見守り活動などへの参加要請について

地域の住民相互の助け合い同様に、「積極的に参加したい」355人24.8%、「どちらかというに参加したい」661人46.2%となっており、意識の高い結果が出ている。ただ、見守り活動という行動を伴う活動を求められるために、参加できないという回答もある程度ある。また、分からないという回答の方も比較的多く、202人14.1%ある。

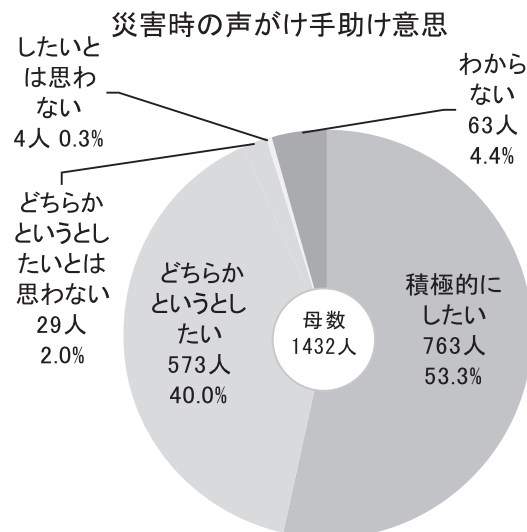
世代別の傾向は、「積極的に参加」は年配の世代に多い。



問14 災害時の声かけ等について

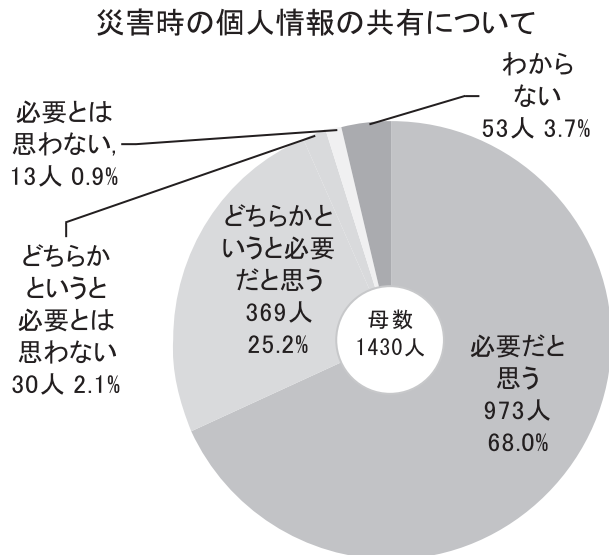
住民相互の助け合いや見守り同様に、地域での住民間の支え合いの取組として、災害時には特に、支えなくてはいけない弱者対応として、その意識について触れているが、「積極的にしていく」という回答が最も多く、763人53.3%あった。「どちらかというにしたい」573人40.0%を加えると、9割以上の方が声かけ手助けをしていくとしている。

年代別の傾向としては、「積極的にしたい」は高齢世代の割合が高く、「どちらかというにしたい」は若い世代の割合が高い。



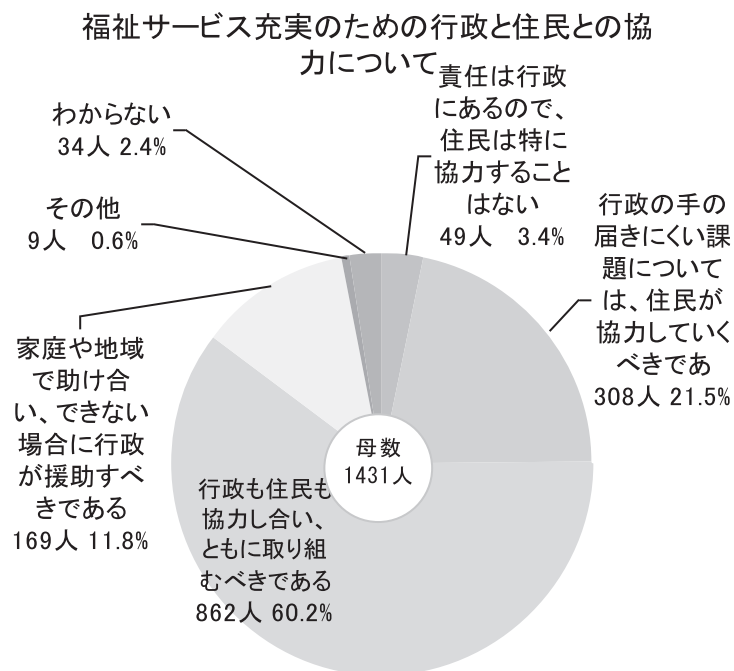
問15 災害時の個人情報の共有化について

個人の障がいや介護の個人情報が災害時に行政や関係機関との間で共有化されることへの意識としては、972人68.0%が「必要だと思う」とし、「どちらかという必要」との369人25.2%と合わせると、9割以上の回答者がその必要性を認めている。



問16 社会福祉サービス(保育・介護など)充実のための行政と住民の協力について

保育・介護といった福祉サービスについては、行政と住民が協力していくという回答が最も多く862人60.2%あった。また、行政のサービスの届きにくい点についての協力も308人21.5%ある。多くの回答者は、行政がすべきサービスと住民に近いところでの福祉活動について、相互に連携する必要性を感じている。



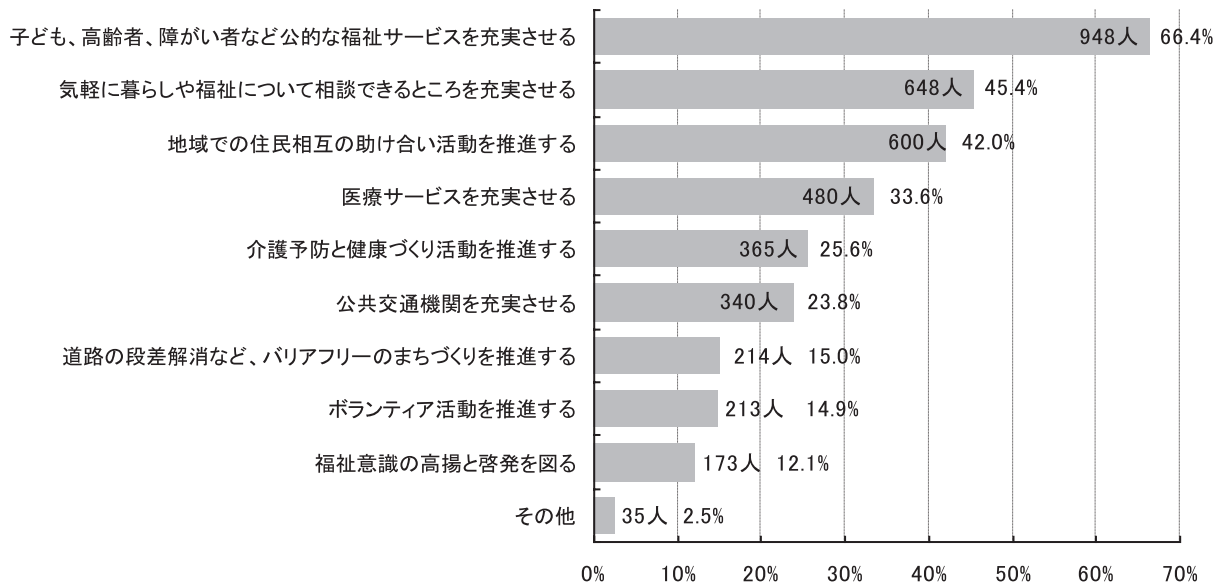
問17 安心した地域生活に必要なことについて(複数回答)

「子ども、高齢者、障がい者への公的福祉サービスの充実」が最も多く948人66.4%の方が必要とした。次いで「気軽に暮らし、福祉について相談できるところの充実」が648人45.4%、「地域での住民相互の助け合い活動の推進」が600人42.0%となっている。「医療サービスの充実」「介護予防、健康づくり活動の推進」「公共交通機関の充実」と続く。

地域福祉活動を推進していくための必要性を住民はよく理解しているが、その実施については、住民の役割を明確にし、取り組みやすい体制や情報提供を図っていくことが必要になってくるという傾向を示している。

専門性の高い取組については、より高度なサービス体制、基盤整備が期待されている。

安心した地域生活に必要なこと (母数1427人)



2 福祉施設へのアンケート調査

○はじめに

地域福祉に関する事業者アンケートを実施し、高齢者、障がい者、児童の三分野にわけて特徴をまとめた。アンケートは、出雲市内の入所・通所サービスを実施している226事業所に依頼し、164事業所から回答を得た。

高 齢 者 分 野	96事業所／ 132事業所	72.7%
障がい者分野	27事業所／ 38事業所	71.1%
児 童 分 野	41事業所／ 56事業所	73.2%
合 計	164事業所／ 226事業所	72.6%

※回答の構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にはならない

設問1. 地域住民に対する相談の受付窓口がありますか。

・ 高齢者分野

実施済み…57.3% 検討中…24.0% 予定なし…15.6% 無回答…3.1%

一般的な相談窓口を設置(同法人運営の居宅介護支援事業所等を含む)していたり、専用の窓口はなくても相談があれば随時対応しているとの回答が多かった。入所施設に限れば、実施済みは66.7%だった。

・ 障がい者分野

実施済み…37.0% 検討中…7.4% 予定なし…40.7% 無回答…14.8%

相談支援事業所を併設している事業所や、専用の窓口はなくても相談があれば随時対応している事業所がある一方、予定なしと回答する事業所も多かった。

・ 児童分野

実施済み…87.8% 検討中…2.4% 予定なし…9.8%

窓口や電話での育児相談を実施している事業所が多かった。

設問2. 施設・事業所の事業や行事について地域に情報発信をしていますか。

・ 高齢者分野

実施済み…70.8% 検討中…21.9% 予定なし…6.3% 無回答…1.0%

広報紙(機関紙)やホームページにより情報発信している。

・ 障がい者分野

実施済み…63.0% 検討中…22.2% 予定なし…11.1% 無回答…3.7%

広報紙(機関紙)やホームページにより情報発信している。facebook(フェイスブック)などのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を利用している事業所もある。

・児童分野

実施済み…95.1% 検討中…2.4% 予定なし…2.4%

広報紙（機関紙）やホームページにより情報発信している。他の2分野よりホームページの利用が多い。

設問3. 貴施設、事業所や地域のバリアフリー化推進のために取り組んでいることがありますか。

・高齢者分野

実施済み…68.8% 検討中…18.8% 予定なし…10.4% 無回答…2.1%

ハード面は駐車場やトイレを中心にバリアフリー化されているが、小規模の事業所は対応できていないところもある。認知症や人権に関する研修会を開催するなどソフト面のバリアフリーに取り組む事業所もある。

・障がい者分野

実施済み…48.1% 検討中…11.1% 予定なし…37.0% 無回答…3.7%

ハード面は入所施設はほぼバリアフリー化されているが、小規模の事業所は対応できていないところもある。

・児童分野

実施済み…61.0% 検討中…7.3% 予定なし…24.4% 無回答…7.3%

身障用トイレや段差の解消などのバリアフリーが進んでいる。

設問4. サービス内容の評価などの情報公開やサービスの質の向上など、利用者の立場にたって取り組んでいることがありますか。

・高齢者分野

実施済み…69.8% 検討中…25.0% 予定なし…3.1% 無回答…2.1%

第三者評価を実施したり、市の介護相談員制度やアンケートを利用してサービスの質の向上に取り組んでいる事業所が多い。また、情報公開はホームページを利用している事業者が多い。

・障がい者分野

実施済み…51.9% 検討中…29.6% 予定なし…14.8% 無回答…3.7%

利用者や家族に対するアンケートや聞き取りなどで改善に取り組んでいる。他分野に比べて実施済みや検討中の割合が少ない。

・児童分野

実施済み…75.6% 検討中…14.6% 予定なし…9.8%

意見箱を設置したりアンケートを実施して質の向上に取り組んでいる事業所が多い。

設問 5. 認知症の方や知的障がい者の方とサービス契約を結ぶ際に、地域福祉権利擁護事業の紹介や成年後見人を定めることを勧めるなどサービス利用者の権利保護が保たれるよう工夫されていますか。

・ 高齢者分野

実施済み…58.3% 検討中…20.8% 予定なし…12.5% 無回答…8.3%

相談時や契約時に必要に応じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を紹介している事業所が多い。

・ 障がい者分野

実施済み…51.9% 検討中…14.8% 予定なし…29.6% 無回答…3.7%

相談時や契約時に必要に応じて地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を紹介している事業所も多いが、該当者がなく積極的には行わない事業所もあった。

・ 児童分野

実施済み…12.2% 検討中…2.4% 予定なし…51.2% 無回答…34.1%

実施済みや検討中が他分野と比べて極端に少ないが、利用者に該当者が少ないことが理由のひとつに考えられる。

設問 6. 地域に対してアンケート調査などにより課題やニーズ把握を行っていますか。

・ 高齢者分野

実施済み…13.5% 検討中…24.0% 予定なし…56.3% 無回答…6.3%

利用者や家族に対するアンケートや面談によりニーズ把握を実施している事業所は少ない。今後アンケートの実施を検討している事業所がいくつかある。

・ 障がい者分野

検討中…11.1% 予定なし…85.2% 無回答…3.7%

地域の人に対するアンケートやfacebook（フェイスブック）によるニーズ調査を考えている事業所はあるが、回答のあった中で実施している事業所はない。

・ 児童分野

実施済み…24.4% 検討中…4.9% 予定なし…56.1% 無回答…14.6%

行事に参加される方や利用者へのアンケートを実施している事業所がある。

設問 7. 地域の福祉団体に対し支援していることがありますか。

・ 高齢者分野

実施済み…40.6% 検討中…20.8% 予定なし…34.4% 無回答…4.2%

活動の場の提供や用具の貸出しが中心である。研修会などへの講師派遣や専門的な情報の提供を行う事業所も少数ある。

・障がい者分野

実施済み…40.7% 検討中…7.4% 予定なし…48.1% 無回答…3.7%

活動の場の提供や用具の貸出しのほか、地域の福祉団体の行事に参加・協力している事業所も見られる。

・児童分野

実施済み…53.7% 検討中…2.4% 予定なし…34.1% 無回答…9.8%

活動の場の提供や用具の貸出しのほか、地域の福祉団体の行事に参加している事業所もある。他分野より実施済みの割合が高い。

設問 8. サービス提供者の課題や地域の課題に対して、他種別事業所との連携体制を整えていますか。

・高齢者分野

実施済み…63.5% 検討中…14.6% 予定なし…17.7% 無回答…4.2%

様々な事業所間の連絡会やケース会議の場で情報交換や連携を図っている事業所が多い。

・障がい者分野

実施済み…44.4% 検討中…33.3% 予定なし…18.5% 無回答…3.7%

高齢者同様、様々な事業所間の連絡会やケース会議の場で情報交換や連携を図っている事業所が多い。

・児童分野

実施済み…58.5% 検討中…12.2% 予定なし…26.8% 無回答…2.4%

ケース会議等で連携を図るほか、高齢者施設と交流する事業所もある。

設問 9. 多様な需要に対するサービスを行うため、取り組んでいることがありますか。

・高齢者分野

実施済み…35.4% 検討中…22.9% 予定なし…36.5% 無回答…5.2%

介護保険制度では対応できないニーズに対し、自主事業により対応している事業所が少数ある。

・障がい者分野

実施済み…22.2% 検討中…48.1% 予定なし…25.9% 無回答…3.7%

サービス利用者のうち引きこもりや医療中断者に対する訪問など、各事業所で対応している。

・児童分野

実施済み…41.5% 検討中…7.3% 予定なし…36.6% 無回答…14.6%

延長保育や保護者による半日保育士体験など多様な保育形態を提供している。

設問10. ボランティア活動を行いやすいよう情報提供や支援を行っていますか。

・ 高齢者分野

実施済み…58.3% 検討中…19.8% 予定なし…19.8% 無回答…2.1%

多くの事業所が活動の場の提供や備品貸出し、ボランティアの受け入れを行っている。各事業所の広報紙や社協だよりなどでボランティアを募集している事業所が多い。一方、規模の小さいところでは受入れが困難との意見もある。

・ 障がい者分野

実施済み…40.7% 検討中…18.5% 予定なし…37.0% 無回答…3.7%

活動の場の提供や備品貸出し、ボランティアの受け入れを行っているが、高齢者分野ほど割合は高くない。

・ 児童分野

実施済み…56.1% 検討中…12.2% 予定なし…19.5% 無回答…12.2%

中高生など学生ボランティアの受け入れを行う事業所が多い。

設問11. 地域住民の福祉活動に対して提供できる場がありますか。(提供されていますか。)

・ 高齢者分野

実施済み…45.8% 検討中…15.6% 予定なし…37.5% 無回答…1.0%

施設内の交流スペースや会議室、駐車場の提供が可能であるとの回答が多い。3分野で唯一、実施済みが予定なしを上回っている。

・ 障がい者分野

実施済み…40.7% 予定なし…55.6% 無回答…3.7%

高齢者分野同様、施設内の交流スペースや会議室、駐車場の提供が可能であるとの回答が多い。

・ 児童分野

実施済み…34.1% 検討中…9.8% 予定なし…43.9% 無回答…12.2%

実施済みの事業所では、施設内や園庭を開放して活動の場を提供する事業所が多い。

設問12. 地域住民とのふれあいや福祉活動の促進のため、実施していることがありますか。

・ 高齢者分野

実施済み…61.5% 検討中…16.7% 予定なし…20.8% 無回答…1.0%

各種イベント等で子どもやボランティアとの交流を行うほか、清掃やごみ拾い等の地域のボランティア活動に参加している事業所が多い。

・障がい者分野

実施済み…66.7% 検討中…7.4% 予定なし…22.2% 無回答…3.7%
多くの事業所が地域のイベントや奉仕活動に参加している。

・児童分野

実施済み…78.0% 検討中…4.9% 予定なし…9.8% 無回答…7.3%
地域の活動に参加するほか、高齢者施設への訪問など高齢者とのふれあい活動が多い。

設問13. 地域・学校・家庭での福祉教育・学習活動の促進のために取り組んでいることがありますか。

・高齢者分野

実施済み…74.0% 検討中…12.5% 予定なし…12.5% 無回答…1.0%
ほとんどの事業所が、学生のボランティアや職場体験学習の受入れを行っている。また、地域での研修会への講師派遣を行っている事業所もある。

・障がい者分野

実施済み…59.3% 検討中…7.4% 予定なし…29.6% 無回答…3.7%
実施している事業所は、学生のボランティアや職場体験学習の受入れが中心である。

・児童分野

実施済み…87.8% 検討中…2.4% 予定なし…9.8%
ほとんどの事業所が、学生のボランティアや職場体験学習の受入れを行っている。

設問14. 福祉やボランティアに関する講座や講習などを独自に実施されていますか。

・高齢者分野

実施済み…20.8% 検討中…22.9% 予定なし…45.8% 無回答…10.4%
健康や介護予防などの講座や講習会を開催する事業所もあるが、割合は少ない。参加者がいなかったり時間がなかったりして、すでに中止した事業所もある。

・障がい者分野

実施済み…18.5% 検討中…3.7% 予定なし…74.1% 無回答…3.7%
生活訓練事業に関する講演会や、県の勤めるあいサポーター研修を行う事業所もあるが、約3／4の事業所が実施予定なしと回答している。

・児童分野

実施済み…12.2% 検討中…2.4% 予定なし…70.7% 無回答…14.6%
子育てセミナーなど実施している事業所もあるが、7割以上が予定なしと回答している。

設問15. 普段から災害時などで支援が必要な人に対する取組を実施されていますか。

・ 高齢者分野

実施済み…47.9% 検討中…24.0% 予定なし…25.0% 無回答…3.1%

消防署や地元消防団と連携して避難訓練を行っている事業所が多い。地域住民との合同避難訓練を検討している事業所もある。

・ 障がい者分野

実施済み…51.9% 検討中…7.4% 予定なし…37.0% 無回答…3.7%

多くの事業所が取り組んでいるが、特に入所施設はすべて、地域住民に避難協力員を依頼したり、地元住民や消防団との合同避難訓練を実施したりして、災害に備えた取組をしている。

・ 児童分野

実施済み…24.4% 検討中…29.3% 予定なし…31.7% 無回答…14.6%

地域と連携して避難訓練を検討している事業所が多い。

設問16. 災害時の高齢者や障がい者の受入など、災害発生時に地域のために実施されている(できる)ことがありますか。

・ 高齢者分野

実施済み…41.7% 検討中…29.2% 予定なし…21.9% 無回答…7.3%

避難所として使用できると答えた事業所が多数あるが、利用者の対応で精一杯と回答する事業所もある。介護のノウハウや介護職員の現場派遣を検討している事業所もある。

・ 障がい者分野

実施済み…22.2% 検討中…22.2% 予定なし…51.9% 無回答…3.7%

他分野に比べると、避難所として受入れ可能、又は検討中であると答えた事業所は半分である。入所施設もほとんどが検討中との回答であった。

・ 児童分野

実施済み…41.5% 検討中…29.3% 予定なし…22.0% 無回答…7.3%

避難所として使用できると答えた事業所が多数ある。

3 出雲市福祉のまちづくり条例



この条例では、市・市民・事業者の役割を示し、心づくり・地域づくり・都市づくりの3つの柱を基本方針に進めます。

出雲市福祉のまちづくり条例

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力ある都市として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

市・市民・事業者の役割

市の役割

- 福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、計画的に実施します。
- 施策の策定・実施にあたり、市民および事業者の意見を反映させるよう努めます。

協働

市民の役割

- 福祉のまちづくりについて理解を深め、お互いに協力して推進します。
- 市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

- 施設や公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようにするとともに、お互いに協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めます。

○出雲市福祉のまちづくり条例

(平成17年出雲市条例第116号)

目次

- 第1章 総則(第1条－第9条)
- 第2章 個人の尊重(第10条－第12条)
- 第3章 自立及び社会参加への支援(第13条－第18条)
- 第4章 生活環境の整備
 - 第1節 一般都市施設等の整備(第19条－第23条)
 - 第2節 特定施設の整備(第24条－第31条)
- 第5章 雑則(第32条)
- 附則

真に豊かな社会とは、「すべての人」が個人として尊重され、自立し、等しく社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会である。

出雲市は、自然と調和した活力と魅力あるまち都市(まち)として発展を続けており、市民の福祉増進についても、施設の増強、介護要員の増員等努力を重ねてきているが、従来、「すべての人」のためへの視点、配慮が必ずしも行き届きかね、ややもすれば、障害をもつ人が、地域社会に存在する様々な障壁によって、自由な社会参加が妨げられてきている。

このような現実に鑑み、私たちは、真に豊かな「ふるさと出雲」を実現するため、障害をもつ人の自立、社会参加を妨げてきた意識上の、又は、物理的、制度的若しくは文化・情報面の障壁を取り除き、すべての市民が平等で、自らの意思で自由に移動でき、健やかに育ち、学び、働き、憩うことのできる都市を創造することを決意した。

行政、市民、事業者、それぞれが、自らの役割と責任を自覚し、連携、協働して、福祉のまちづくりを着実に前進させることを誓い、ここに「出雲市福祉のまちづくり条例」を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の役割を明らかにすること、並びに市の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者をはじめすべての市民が自立し、社会参加することができるまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において、事業を営む者をいう。
- (2) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者その他これに準ずる者をいう。

- (3) 高齢者 高齢により日常生活又は社会生活に心身の機能上の制限を受ける者をいう。
- (4) 一般都市施設 不特定かつ多数の者の利用に供する建築物、道路、公園、駐車場等で、規則で定めるものをいう。
- (5) 公共交通機関 鉄道、乗合自動車その他の車両及び交通機関の乗降場で、規則で定めるものをいう。
- (6) 特定施設 一般都市施設のうち、規則で定める規模のものをいう。
- (7) 特定事業者 特定施設を新設又は改修(建築物については、増築、改築又は用途変更(用途を変更して特定施設にする場合に限る。))をする場合をいう。)をしようとする者をいう。

(市の役割)

第3条 市は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項に規定する施策の策定及び実施にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その所有し、又は管理する一般都市施設及び公共交通機関をすべての人が安全かつ容易に利用することができるようにするとともに、相互に協力して福祉のまちづくりを推進するものとする。

- 2 事業者は、市が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第6条 市の施策の基本方針は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市民一人ひとりが、社会的利益を等しく享受することができる個人として互いに理解し、尊重し合う心づくりの推進
- (2) 市民一人ひとりが、自立し、自由に社会参加することができる地域づくりの推進
- (3) 障害者、高齢者をはじめすべての市民が、安全かつ容易に利用することができる都市づくりの推進

(情報の提供)

第7条 市は、市民及び事業者が福祉のまちづくりを推進するために、必要な情報を提供するものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、市民及び事業者と相互に協力し、福祉のまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、福祉のまちづくりを推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 個人の尊重

(啓発)

第10条 市は、市民が障害の有無及びに心身の機能及び能力の低下に関わらず平等な個人として互いに尊重する意識(以下「個人を尊重する意識」という。)を高めるために、その啓発に努めるものとする。

(福祉教育の推進)

第11条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、市民が個人を尊重する意識を高めるために、福祉に関する教育を推進するよう努めるものとする。

(交流の促進等)

第12条 市は、市民が個人を尊重する意識を高めるために、市民相互の交流を促進するよう努めるものとする。

2 市は、市民が社会福祉に関するボランティア活動を実践できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第3章 自立及び社会参加への支援

(学校教育の支援)

第13条 市は、学校教育の場において、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切かつ十分な教育を受けることができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯学習等の支援)

第14条 市は、障害者及び高齢者が生涯を通じて、学習活動並びに文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動へ参加できるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(就業機会の確保等)

第15条 市は、障害者とその能力に応じ、就業の機会が確保され、及び雇用関係の安定が図られるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、障害者の雇用の機会を確保するとともに、職場環境の整備を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めるものとする。

(日常生活の支援等)

第16条 市は、障害者及び高齢者が快適に日常生活を送ることができるようにするために、在宅及び施設福祉に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれの効果的な組合せにより、障害者及び高齢者の日常生活を総合的に支援するよう努めるものとする。

(情報の利用等の支援)

第17条 市は、障害者が円滑に情報を利用することができるようにするために、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(安全対策等の推進)

第18条 市は、障害者及び高齢者が安心して生活を送ることができるようにするために、防犯、防災及び交通安全の保持に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第4章 生活環境の整備

第1節 一般都市施設等の整備

(整備基準)

第19条 一般都市施設を設置又は管理する事業者（以下「一般都市施設設置者等」という。）は、当該一般都市施設を障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるものとするための構造及び設備に関する基準（以下「整備基準」という。）に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、沿道の利用状況等により整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認めたときは、この限りでない。

(維持保全)

第20条 市長は、前条に規定する整備基準を定めるものとする。

2 前項の基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他市長が必要と認めるものについて、一般都市施設の区分に応じて規則で定める。

(一般都市施設の整備)

第21条 一般都市施設設置者等は、当該一般都市施設を整備基準に適合させたときは、その適合部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(公共交通機関の整備)

第22条 公共交通機関を所有又は管理する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるよう、その公共交通機関の整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第23条 市民は、心身の機能及び能力の低下に対応し、又は備えて、安全かつ容易に利用することができるよう、自らの住宅の整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、障害者及び高齢者が安全かつ容易に利用することができるように配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第2節 特定施設の整備

(事前協議)

第24条 特定事業者は、規則で定めるところにより、当該特定施設の工事に着手する前にその計画について市長に協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条に規定する計画の認定を申請したときは、事前協議があったものとみなす。

2 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していると認めたときは、特定事業者に対し、適合している旨を通知するものとする。

(指導及び助言)

第25条 市長は、事前協議に係る特定施設が整備基準に適合していないと認めたときは、

特定事業者に対し、当該特定施設を整備基準に適合させるよう必要な指導及び助言を行うことができる。

(事前協議の内容の変更)

第26条 前2条の規定は、事前協議の内容を変更する場合において準用する。

(工事の完了の届出)

第27条 特定事業者は、事前協議に係る工事が完了したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

(立入調査)

第28条 市長は、必要があると認めたときは、その職員に事前協議に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設が整備基準に適合しているかどうかについて調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第29条 市長は、特定事業者が事前協議を行わずに工事に着手したときは、その計画について協議を行うべきことを勧告することができる。

2 市長は、特定事業者が第25条の規定による指導及び助言に従わないときは、当該指導及び助言の内容に従うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 市長は、特定事業者が事前協議と異なる工事を行ったときは、当該事前協議に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第30条 市長は、前条の規定による勧告を行った場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該特定事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

(国等の特例)

第31条 第24条から前条までの規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

2 市長は、国及び地方公共団体に対し、その設置し、又は管理する特定施設について、整備基準への適合状況その他必要と認める事項に関する報告を求めることができる。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出雲市福祉のまちづくり条例（出雲市条例第1797号）又は島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）の規定により事前協議又は届出のあった施設整備については、それぞれなお従前の例による。
- 3 第29条及び第30条の規定は、合併前の平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の区域においては、平成18年1月1日から適用する。
(斐川町の編入に伴う経過措置)
- 4 斐川町の編入の日の前日までに、島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）の規定により届出のあった施設整備については、なお従前の例による。

附 則(平成19年9月28日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第71号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する

4 出雲市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、出雲市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、出雲市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 計画策定に関する調査及び研究に関する事項
- (2) 計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉施設関係者
- (2) 生活関連企業関係者
- (3) NPO・ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設利用者及び家族代表
- (5) 小地域福祉活動計画策定関係者
- (6) 識見を有する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が適当と認める者

3 委員は、当該計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会)

第6条 策定委員会は、計画の策定に調査、検討の必要があるときは、分科会を置くことができる。

2 分科会の名称及び分科会に属すべき委員は、委員長が定める。

3 分科会に分科会長を置き、分科会長は分科会に属する委員のうちから互選する。

4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会において調査、検討した結果を策定委

員会に報告しなければならない。

(事務)

第7条 策定委員会の事務は、健康福祉部福祉推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される策定委員会は、第5条の規定にかかわらず市長が招集する。

5 社会福祉法人出雲市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 出雲市における地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とし、社会福祉法人出雲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、本会会長に報告するものとする。

- (1) 計画策定に関する調査及び研究に関する事項
- (2) 計画に記載する内容に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、本会会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設関係者
- (2) 生活関連企業関係者
- (3) NPO・ボランティア関係者
- (4) 社会福祉施設利用者及び家族代表
- (5) 小地域福祉活動計画策定関係者
- (6) 識見を有する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が適当と認める者

3 委員は、当該計画の策定が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置き、委員長等の選任は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
(分科会)

第6条 策定委員会は、計画の策定に調査、検討の必要があるときは、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の名称及び分科会に属すべき委員は、委員長が定める。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会長は分科会に属する委員のうちから互選する。
- 4 分科会長は、分科会の事務を掌理し、分科会において調査、検討した結果を策定委員会に報告しなければならない。
(事務)

第7条 策定委員会の事務は、本会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年7月18日から施行する。
(招集の特例)
- 2 最初に招集される策定委員会は、第5条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

6 出雲市地域福祉計画策定委員会並びに

社会福祉法人出雲市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO	氏 名	組織・役職等	区 分
1	芦 矢 京 子	島根県重症心身障害児（者）を守る会 事務局長	社会福祉施設利用者及び家族代表
2	池 尻 巖	川跡地区社会福祉協議会 地域福祉部長	NPO・ボランティア関係者
3	石 飛 丈 和	出雲市身体障がい者福祉協会 理事	NPO・ボランティア関係者
4	石 飛 智 朗	出雲地域介護支援専門員協会 会長	社会福祉施設関係者
5	板 倉 優	出雲市福祉事務所 所長	関係行政機関の職員
6	入 江 紀 久 男	杵築地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
7	北 尾 慶 子	障がい者支援施設出雲サンホーム 施設長 島根県障がい者施策審議会 委員	社会福祉施設関係者
8	黒 松 基 子	認知症の人と家族の会島根県支部 副代表	社会福祉施設利用者及び家族代表
9	◎ 齋 藤 茂 子	島根県立大学看護学部 教授	識見を有する者
10	白 枝 淳 一	NPO法人出雲スポーツ振興21 事務局長	NPO・ボランティア関係者
11	○ 新 藤 優 子	出雲成年後見センター 副会長	識見を有する者
12	杉 谷 昌 男	出東地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
13	竹 下 佳 孝	多伎地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
14	田 部 延 幸	佐田地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
15	玉 田 珠 美	出雲市障がい者自立支援協議会 委員 障がい者支援施設ふたば 施設長	社会福祉施設関係者
16	中 尾 正 人	いずも農業協同組合 ふれあい福祉課長	生活関連企業関係者
17	成 相 伸 次 郎	朝山地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
18	原 幹 雄	出雲市コミュニティセンター長会 理事 高浜コミュニティセンター長	識見を有する者
19	○ 堀 江 正 俊	出雲市民生委員児童委員協議会 会長	NPO・ボランティア関係者
20	堀 江 泰 誠	出雲市保育協議会 副会長 たちばな保育園 園長	社会福祉施設関係者
21	三 島 勝 吉	国富地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
22	三 原 健 史	湖陵地区社会福祉協議会 会長	小地域福祉活動計画策定関係者
23	森 山 ア サ 子	出雲地域介護保険サービス事業者連絡会 副会長 特別養護老人ホームやまゆり苑 施設長	社会福祉施設関係者
24	矢 田 義 規	出雲市高齢者クラブ連合会 会長	NPO・ボランティア関係者

◎委員長 ○副委員長

※五十音順 敬称略

第2次
出雲市

地域福祉計画・地域福祉活動計画

～ぬくもりのある福祉のまちづくりプラン21いずも～

●編集



出雲市役所健康福祉部福祉推進課

出雲市今市町 70 番地

電話 0853-21-6694 FAX 21-6598



社会福祉法人出雲市社会福祉協議会

出雲市今市町 543 番地

電話 0853-23-3781 FAX 20-7733

●発行

平成 25 年（2013）3 月